

第4回鶴岡市地域福祉計画 鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会

日時：令和3年2月22日(月) 午前10時～
場所：鶴岡市総合保健福祉センター「にこみふる」
3階大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 鶴岡市地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン2020」(案)について

(2) 第3次鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2020」(案)
について

4 そ の 他

5 閉 会

配 布 一 覧

- 1 第4回鶴岡市地域福祉計画・鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会次第（裏面：配布物一覧）
- 2 鶴岡市地域福祉計画・鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿（裏面：座席表）
- 3 鶴岡市地域福祉計画（つるおか地域福祉プラン 2020）の策定について
- 4 第3次鶴岡市地域福祉活動計画（案）正誤表
- 5 「つるおか地域福祉プラン2020」草稿へのコメント

鶴岡市地域福祉計画・鶴岡市地域福祉活動計画策定委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 ・ 役 職 名 等	備 考
いしこう 石向 美香	鶴岡市介護保険事業者連絡協議会訪問看護・訪問リハビリテーション事業者部会部会長	
いたがき 板垣 壮典	鶴岡市民生児童委員協議会連合会会长	
いとう 伊藤 和美	特定非営利活動法人明日のたね代表理事	
おのでら 小野寺 寛	鶴岡市コミュニティ組織協議会会长	
かなうち 金内 弘子	鶴岡市介護保険事業者連絡協議会居宅支援事業者部会副部会長	
きづ 木津 美加子	公募委員	
さとう 佐藤 静夫	温海地域自治会会长	
しぶや 渋谷 俊美	鶴岡地区特養連絡協議会会长	
しょうじ 庄司 敏明	一般社団法人山形県社会福祉士会	
しらはた 白幡 康則	自立支援センターふきのとう代表世話人	
すとう 須藤 賢三	鶴岡市自主防災組織連絡協議会会长	
せお 濱尾 忠衛	鶴岡市学区・地区社会福祉協議会連絡委員会委員長	
たけだ 武田 憲夫	一般社団法人鶴岡地区医師会理事	
なんば 難波 玉記	前社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会会长	
ひろせ 廣瀬 大治	特定非営利活動法人つるおかランド・バンク理事長	

第4回鶴岡市地域福祉計画・鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会 座席表
令和3年2月22日（月）にこひる3階大会議室

委員長

難波玉記委員長	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	石向美香委員
廣瀬大治委員	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	板垣壯典委員
武田憲夫委員	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	伊藤和美委員
瀬尾忠衛委員	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	小野寺寛委員
須藤賢三委員	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	金内弘子委員
白幡康則委員	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	木津美加子委員
渋谷俊美委員	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	佐藤静夫委員
					<input type="radio"/>	庄司敏明副委員長

<input type="radio"/>						
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

市古川浩明 市健康課 課長 主幹	齊藤秀雄 市健康福祉部 課長 参考人兼 福	佐藤清一 市地域包 括ケア推進 室	渡邊健 市健康福 祉部長	山木知也 市社会 協会長	伊藤周一 市社協常務 理事	市佐藤豊維 市社協事務 局長	市佐藤幸美 市社協地 域福祉課 長
---------------------------	-----------------------------------	----------------------------	--------------------	--------------------	---------------------	----------------------	----------------------------

<input type="radio"/>						
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

市佐藤正 調整専 門員 包括ケア 推進室	帶谷友洋 市地域包 括ケア推進 室	佐子育て推 進課課長補 員	五十嵐ア希 天長寿介護 課長	蓮池妙子 天然セツ ターラー長 櫻引福祉セ ン	本間とし子 市社協羽黒福 祉セン	押井新一 市社協藤島福 祉セン	佐藤律子 市社協生活支 援課長
----------------------------------	----------------------------	---------------------	----------------------	-------------------------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------

<input type="radio"/>						
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

長市前 柳引 市舍市民 福祉課	長市佐 羽黒市 舍市民 福祉課	長市藤 島市舍市 民福祉課	長市谷川 都子 市舍市民 福祉課	タ一子 所長 熊坂めぐみ 市子ども家庭 支援セン	市今井直子 市社協地 域福祉課 主任	市河崎有紀 市社協地 域福祉係 長	本間さなえ 市社協温海福 祉セン	タ一長 市奥山和行 市社協朝日福 祉セン
--------------------------	--------------------------	---------------------	---------------------------	--------------------------------------	-----------------------------	----------------------------	------------------------	-------------------------------

	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
--	-----------------------	-----------------------	--	-----------------------	-----------------------	-----------------------

長市武田 綾子 市温海 市舍市民 福祉課	長市成沢 真紀 市朝日 市舍市民 福祉課			眞坂英明 市社協地 域福祉課 主任	齊藤美羽 市社協地 域福祉課 主任	五十嵐貴明 市社協地 域福祉課 主任
----------------------------------	----------------------------------	--	--	----------------------------	----------------------------	-----------------------------

報道関係者席

傍聴席

鶴岡市地域福祉計画（つるおか地域福祉プラン2020）の策定について

地域福祉計画の位置づけ

- 地域福祉推進の主体である住民の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする行政計画。（社会福祉法第107条）
- 高齢者、障害者、児童等の各福祉分野の共通事項を記載する上位計画（H30.4改正社会福祉法）
- 第2次鶴岡市総合計画に基づくとともに、保健・福祉分野の計画を内包し、住民の暮らしに関連した分野の計画とも連携を図る。
- 現行計画「つるおか地域福祉プラン2015」（計画期間：H28～R2年度）

策定方法

- 鶴岡市社会福祉協議会の「鶴岡市地域福祉活動計画」と一体的に策定。（相互に連携を図り、実効性を高める）
- 本市の福祉アドバイザー（大橋謙策氏）が理事長を務めるNPO法人日本地域福祉研究所からの指導助言
- 計画策定委員会（自治組織、医療・福祉団体、学識経験者）、庁内検討会、庁内ワーキング、全世代全対象型地域包括ケア推進プロジェクト会議
- アンケート・ヒアリング調査：全町内会・単位自治組織の長、民生委員・児童委員、各相談専門機関等の担当者
- 訪問聴き取り調査：地域から孤立している世帯など十分な支援につながっていない世帯への訪問実態調査

「つるおか福祉プラン2020」（計画期間：令和3年度～7年度）の特徴

1 地域共生社会の実現に向けた取組の推進 「SDGsの理念、ゴールを踏まえた基本理念の設定」

- ・「誰ひとり取り残さない」、地域共生社会の実現に向けた理念の明文化と推進体制の整備

2 日常生活圏域単位による個人や家族の困りごとにに対する包括的支援体制の整備 「全世代全対象型地域包括ケア推進プロジェクト」

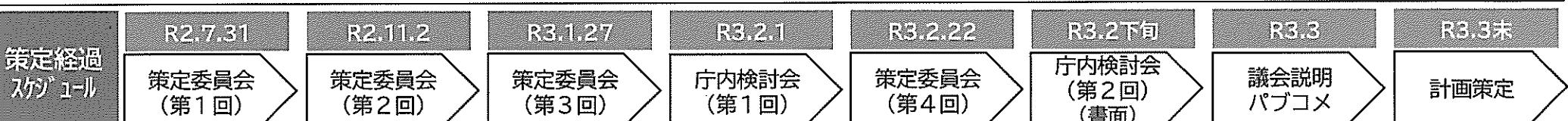
- ・8050問題や育児と介護のダブルケア、ひきこもりなど、複合的な課題を抱えた個人や世帯に対する重層的な支援
- ・（仮称）地域生活支援会議の開催、市社協に配置する（仮称）地域福祉ワーカーの訪問支援等による課題の早期発見・早期対応

3 コロナ禍に対応した保健福祉の取組 「withコロナ afterコロナに対応した活動の支援、推進」

- ・健康増進と介護予防活動の推進、市民ボランティア活動の振興と地域福祉活動の支援

4 地域医療を取り巻く環境の変化への対応 「地域医療に関する基本方針の新設」

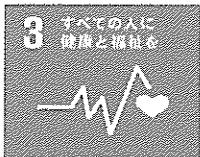
- ・医療と介護の連携推進による地域包括ケアの拡充、看護師などの医療従事者や介護人材の確保と養成



鶴岡市地域福祉計画（つるおか地域福祉プラン2020）概要版（案）

計画期間：令和3年（2021）年度から令和7（2025）年度まで

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



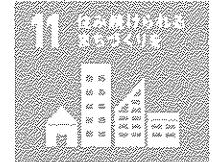
3 すべての人に
健康と福祉心



《基本理念》

『 安心すこやか 福祉で共生のまちづくり 鶴岡 』

～ 誰一人取り残されることなく、健やかに暮らし続けられる共生のまちづくりを推進します ～



住み慣れたまち
まちづくり案

基本方針	重点課題	施策の方針
1 日常生活圏域単位による全世代全対象型の包括的支援の仕組みづくり	複雑・複合的な課題を抱える個人・世帯等への包括的な支援の推進	○複雑・複合的な課題を抱えた個人や世帯に対する(仮称)生活支援会議の開催 ○(仮称)地域福祉ワーカーの配置による早期発見・早期対応の促進 ○関係機関・団体、庁内の部署横断的な連携による取組の推進
2 全世代全対象型の地域包括ケアの基盤整備	基盤整備、人材育成・確保、財源の創出とデジタル化等の推進	○地域共生社会の実現に向けた理念の明文化と推進体制の整備 ○多職種・多機関の担当者による横断的研修の実施 ○保健福祉サービスにおけるデジタル化や産業技術の活用の推進
3 住民主体による地域の特性を活かした支え合いの推進	地域支え合い活動の推進と条件整備	○担い手及び地域リーダーの発掘・育成 ○withコロナ afterコロナに対応する地域福祉活動の支援
4 こころとからだの健康増進・介護予防活動の推進	住民主体による健康増進・介護予防活動の推進	○withコロナ afterコロナにおける健康増進、介護予防活動の推進 ○こころの健康づくりの拡大と自殺予防対策の推進
5 子どもと若者の成長と参加を応援するまちづくり	健やかな成長と参加を応援する施策の推進	○子ども・子育てや若者に対する相談・支援の拡充 ○発達障害児・者への相談、支援機能の拡充
6 地域で安心して暮らし続けるための支援体制の整備	安心して暮らすための権利擁護サービス等の拡充	○虐待や家庭内暴力等の予防と啓発の推進 ○LGBTなど性的少数者への理解と啓発の促進
7 地域資源を活かした地域の活性化を図る施策の展開	地域の活性化に結び付けた施策の展開	○雇用対策の推進と本人の状況に応じた就労支援の促進 ○高等教育・研究機関の研究成果を活かした産業振興の促進
8 災害・犯罪に強い安心して住めるまちづくり	地域の災害リスクに応じた地域防災力の向上	○関係機関との協働による避難行動要支援者個別支援計画の作成推進 ○犯罪を犯した者等への社会復帰支援の推進
9 地域全体で心の通い合う地域医療の実現	地域医療を取り巻く環境の変化への対応力の向上	○医療・介護連携の推進による地域包括ケアの拡充 ○看護師などの医療従事者や介護人材の確保と養成 ○在宅での看取りに関する啓発と体制づくり

第3次鶴岡市地域福祉活動計画（案）正誤表

頁		誤	正
P23	活動項目② 市社協が取り組むこと 3行目～	・2層エリアごとに <u>それぞれの地域に</u> 相談支援を担当する（仮称）地域福祉ワーカー（コミュニティソーシャルワーカー）を <u>配置し</u> 、生活のあらゆる相談を受け、課題解決の方法を検討していく。	・2層エリアごとに相談支援を担当する（仮称）地域福祉ワーカー（コミュニティソーシャルワーカー）を <u>定め</u> 、生活のあらゆる相談を受け、課題解決の方法を検討していく。

「つるおか地域福祉プラン2020」草稿へのコメント

(総評)

全体として、よくまとめられていますし、よく気配りされている内容で、このままで異論はありませんが、もし可能ならば以下のようないを組み込めるか検討頂ければと思います。

- ①P 7の図——これは鶴岡市の関係の図ですし、本文の中（P 9、P 41、P 12、P 27等）に「自殺予防」も「再犯防止」も書かれているので、なくてもいいのですが、注意を喚起するという意味で、山形県の「地域福祉支援計画」、「山形県自殺予防計画」、「山形県再犯防止計画」等が例示されているといいですね。
- ②P 8～9 「特徴と意義」、「基本方針」はとてもいいですね。
強いて言えば、「基本方針」の⑨の意味がよく分かりません。“庄内病院を中心として、在宅医療との連携を強め、住民参加の基、心の通いあう地域医療の実現”という意味でしょうか。
- ③P 13の上から2つめに、P 14で書いてある“地域との連携の必要性”を再掲的でもいいので書いたらどうでしょうか。
包括的、重層的支援のポイントはフォーマルサービスと地域でのインフォーマルケアとの有機化にあります。そこをきちんとしないと、従来のような“個別支援と地域づくり”とがばらばらに行われることになりかねません。
- ④P 14—「地域生活支援会議」は2層レベル（11圏域）での設置でしょうか。それとも第1層、第3層も考えているのでしょうか。
包括的、重層的支援のポイントは第2層レベルでの専門多職種によるチームアプローチであり、それを上記③の場合には第3層レベルで、政策提言は第1層レベルでという構造です。第1層は、「保健福祉審議会」を設置するのですから、第2層を重視し、状況に応じて第3層で住民の方々の参加を得るという構造を明確にしておいた方がいいのではないかでしょうか。ある意味、ここがポイントです。
- ⑤P 16——鶴岡市内の社会福祉従事者全体を対象とした研修の充実強化は、住民が求める鶴岡市の社会福祉の水準を向上させるためにも不可欠です。
分野横断的な研修をどこが企画、実施するのか明確にした方がいいと思います。「地域包括ケア推進室」が行うのか、そこが予算を確保して市社会福祉協議会に委託するのかですね。
- 研修方法も、オンライン研修とか、デジタル教材、機器の整備とともに書いておいた方がいいのではないかでしょうか。
- ⑥P 28の生活習慣病のところは、やや抽象的すぎます。

“生活習慣病—糖尿病—人口透析”の相関があることを書き、人工透析が医療費の増加をもたらしており、だから生活習慣病に気を付けるような書きぶりにならないでしょうか。市内での人口透析の実態はどの程度で、医療費はどれくらいかかっているのでしょうか。書き方にはくれぐれも注意しないと人工透析している医療関係者の反発があるかもしれません。

また、新型コロナウイルスの件で、“基礎疾患”がこれだけいわれているのですから、その点も書いたらどうでしょうか。

⑦P 2 9—「子どもの貧困」を述べるところに、鶴岡市の児童・生徒の就学援助の実数、比率を書き加えてほしいでうね。必要なら、その就学援助の基準を鶴岡市独自に引き上げることが可能ですので、書き加えたらどうでしょうか。

私は、1973年に東京都稻城市で、就学援助の基準を生活保護基準の1・6倍まで引き上げてもらいました。

⑧P 3 0～3 1—子どもへの福祉教育、大人の福祉学習の必要性をここでも書いてほしいですね。子ども・青年の成長期に、“生きること”、“人間とは何か”、“どういう生き方をしたいか”を考えさせることは重要であり、その際に福祉教育はもつとも有効な教材です。

“車いす体験”とか、“アイマスク体験”が福祉教育ではないのです。全社協で福祉教育を検討した際、福祉教育は子ども・青年の発達に不可欠であると考え、推進してきました。

⑨P 3 0～3 1—鶴岡市には七種に思恩会があります。要保護児童対策のことが抜け落ちています（私の見落としてしまうか）。要保護児童対策のことをもっと膨らませて書いてください。

いずれは、包括的、重層的支援において、地域包括支援センター等で子ども、家庭への支援をしていくのですから、一人親家庭への支援も含めてもっと書き込んでください。

⑩P 3 3～3 4—障害者支援では、意思確認支援だけでなく、意思形成支援も必要です。高齢者分野以上に、障害者分野でのケアマネジメントは重要です。障害者相談支援専門員の役割、支援の考え方、ケアマネジメントのありかた、意思形成支援の必要性にも触れてください。その機能の充実強化の必要性をもっと強調してください。

⑪P 3 8—「農福連携」の可能性については、もっと強調してもいいのではないですか。

その際、市内の社会福祉施設での食材の「地産地消」を強調してください。大山の特養での素晴らしい実践を明記して、社会福祉法人の地域貢献としても行うべきだと書いてください。

⑫P 3 9—D W A T の鶴岡市版を創設すること、社会福祉法人の地域貢献として災害対応を考えることを書いて下さい。

P 4 1 の「災害ケースマネジメント」は「災害ソーシャルワーク」と変えてください。
被災者の支援には個別対応が大事、かつ被災後も長く対応する「災害ソーシャルワーク」の必要性があり、重要です。

⑩その他、どこの部分とは言えませんが、以下の項目について書き込んでください。

i) 在住外国人の記述がありません（見落としているかもしれません）。

人数、国政を紹介しつつ支援の必要性を書いてください。「生活福祉資金の特例給付」を借りた外国人の方がいたのではないでしょうか。

ii) 11圏域ごとに添付したような「地域福祉・地域包括ケア基本情報」のシートを作り、常に全体を把握したうえで、個別支援を通じた地域づくりをするようにフォーマットを整え、関係者に意識化させる必要性を書いてください。

iii) これから鶴岡市を考えると、家族や地域での相互扶助能力は脆弱化します。
その対応として、添付ファイルに書いた日上生活支援の「地域生活支援総合サービス」を市社会福祉協議会に行ってもらうことが必要です。これは急速に必要性が求められています。死後対応事務を行わないと、「行旅病人及び行旅死亡人取扱い規定」（明治32年）での対応をせざるをえなくなります。

iv) 住民が安心できる医療、介護、保健、福祉の連携をしていくためには、庄内病院が回復期リハビリテーション機能を充実させればさることほど、病院の医療と地域の介護、福祉との連携をする「医療ソーシャルワーク機能」が重要になります。
医療的ケア児への支援においても同じことです。

「医療ソーシャルワーク機能」は、入院患者の退院支援のみならず、病院と地域の医療、地域の介護、福祉との連携を強化させる要です。そんことを明記し、「医療ソーシャルワーク機能」を充実強化させるために、医療ソーシャルワーカーを増員させるとか、地域包括支援センターにその機能を上乗せしていくとか書いてほしいですね。

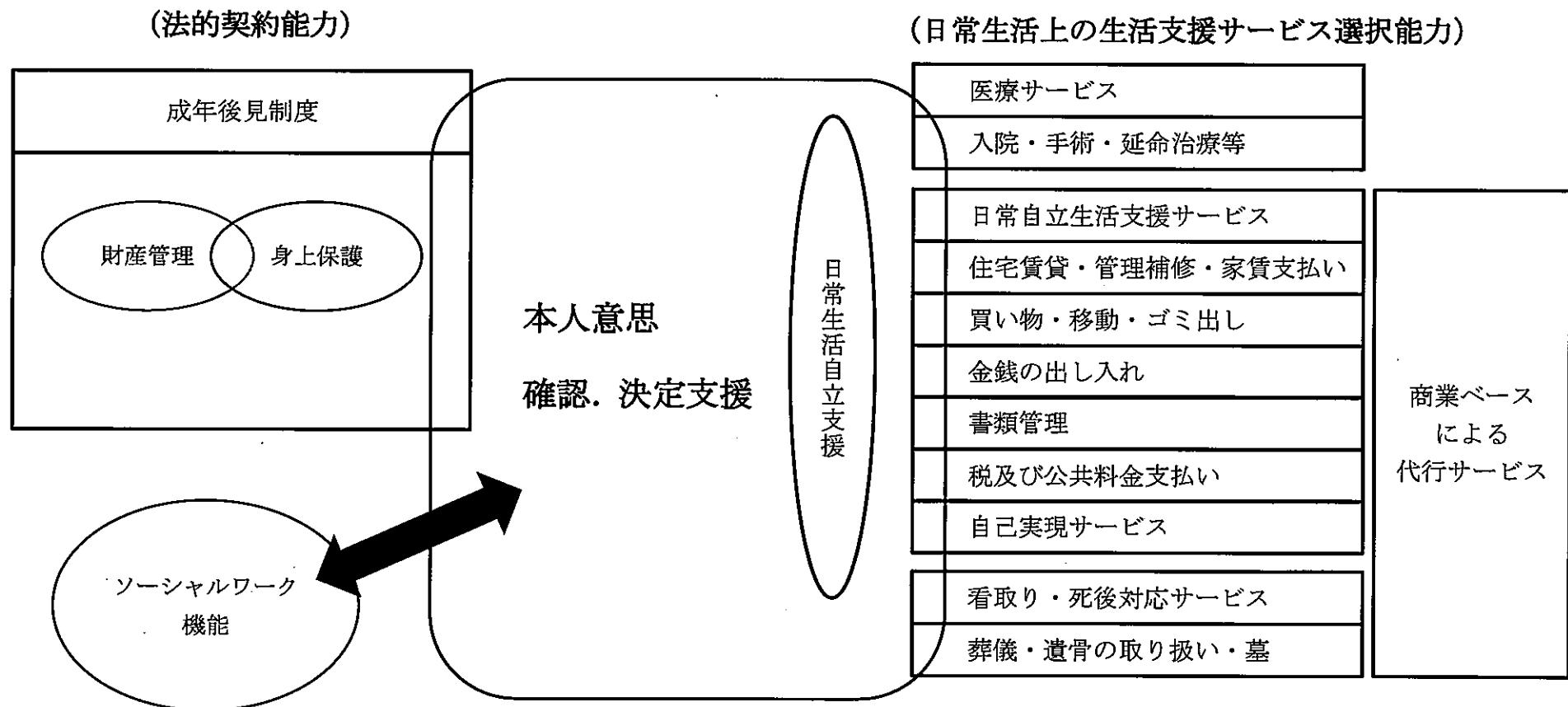
v) 上記③に関わることですが、11圏域でのフォーマルケアと住民参加のインフォーマルケアとを有機化する機能を持つ「地域福祉ソーシャルワーカー」の機能と位置づけ（社会福祉協議会の地域担当制）をより明確に書き込んでください。

（2021年2月20日 大橋謙策記）

○○市（町・村）地域福祉・地域包括ケアシステムに関する基本情報

項目	内容						基準日	出処			
地域概要	人口構造										
	年齢別人口		年少人口	生産年齢人口	老人人口						
	就業状況・産業別人口 (産業別の16歳以上就業者数)		人 %	人 %	人	%					
	製造業 医療・福祉		人	人	卸売業・小売業	人					
行政区数		地区	最大	○○地区	○人	最小	○○地区	○人			
世帯数		世帯									
高齢者											
一人暮らし高齢者数(地区別)		○○地区○人、△△地区△人、…									
属性・状態 別々数(世帯数)	介護保険・要介護認定者数		人	認定率	%						
	65歳～74歳		人		%						
	75歳以上		人		%						
	5歳年齢区分毎の要介護認定者出現率		65～69 % 70～74 %	75～79 % 80～84 %	85～89 % 90以上 %						
地区毎(10地区)の要介護認定率		○○地区○人、△△地区△人、…									
障害者数及び関連して問題を抱えている可能性のある人(世帯)											
障害者手帳所持者数		人									
精神障害者保健福祉手帳		人	1級	人	2級	人	3級	人			
療育手帳(知的障害)		人	A区分	人	B区分	人					
在宅一人暮らし障害者数		身体障害(1～2級) 知的障害 精神疾患	人	/	人						
「8050問題」世帯数(推定)		世帯									
「ひきこもり者」数(推定)		人	15～39歳	人	40～64歳	人					
児童・生徒											
児童・生徒数		保育所	小学校	人	中学校	人					
要保護児童・生徒数		小学校	人	中学校	人						
就学援助児童・生徒の比率		%	(要保護児童・生徒数/公立小中学校児童生徒総数)								
低所得者層											
生活保護世帯数		世帯	人								
医療扶助		人	生活扶助	人	医療扶助	人					
生活福祉資金貸付数		世帯									
在住外国人		人									
主な国籍別人数		ブラジル:○人、フィリピン:△人、□□:□人、…									
判断能力に不安のある人											
日常生活自立支援事業利用者数		人	高齢	人	知的障害	人	精神障害	人			
成年後見制度利用者数		人									
福祉施設											
保育所		町立○園(在籍数○人)、私立△園(△人)									
入所型福祉施設		特養○か所、老健△か所、有料老人ホーム□か所、… 障害者生活介護・日中一時支援・相談支援○か所(従来の入所施設)									
医療機関		○○総合病院 診療科別診療状況(透析科)									
教育関連機関 (学校数及び学級数)		小学校○校(学級数○クラス)、中学校△校(△クラス)									
財政力指数											
拠出年金受給額		老齢基礎年金	○億○万円	障害基礎年金	○億○万円						
医療・介護に対する公費負担の状況											
医療費		2016年	万円	2014年度比較		万円					
うち人工透析		2016年	件	2014年	件	万円					
年代別レセプトに占める生活習慣病者比率(国保分)		50歳代 70～74歳代	%	60～64歳代 後期高齢者医療分	%	65～69歳代 65～74歳	%				
介護給付費		2016年	万円	2014年度比較		万円					
〔付記〕 (例)施設利用者の割合が減少し、地域密着型サービス利用者が増加											

<生活の主体性を支える意思確認決定支援の構造>



令和2年度第3回鶴岡市地域福祉計画・鶴岡市地域福祉活動計画

策定委員会（会議概要）

- 日 時 令和3年1月27日（水）午前10時～午後0時30分
- 会 場 鶴岡市総合保健福祉センターにこみる 3階 大会議室
- 次 第
 - 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 議事
 - (1) 第2回鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会テーマ別部会グループワークの結果について
 - (2) 鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係る調査結果報告（案）について
 - (3) 鶴岡市地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン2020」（案）について
 - (4) 第3次鶴岡市地域福祉活動計画骨子案について
 - 4 その他
 - 5 閉会
- 出席委員
石向美香、板垣壯典、伊藤和美、小野寺寛、金内弘子、木津美加子、佐藤静夫、渋谷俊美、白幡康則、須藤賢三、瀬尾忠衛、武田憲夫、難波玉記、廣瀬大治
- 欠席委員
庄司敏明
- アドバイザー（オンライン参加）
特定非営利活動法人日本地域福祉研究所副理事長 宮城孝
特定非営利活動法人日本地域福祉研究所事務局 張 梦瑠
- 市側出席職員
健康福祉部長 渡邊健、地域包括ケア推進室長 佐藤清一、健康福祉部参事兼福祉課長 斎藤秀雄、長寿介護課長 天然せつ、子育て推進課長 渡会健一、子ども家庭支援センター所長 熊坂めぐみ、藤島庁舎市民福祉課長 長谷川郁子、羽黒庁舎市民福祉課長 佐藤美香、櫛引庁舎市民福祉課長 前田郷子、朝日庁舎市民福祉課長 成沢真紀、温海庁舎市民福祉課長 武田綾子、健康課主幹古川浩明、地域包括ケア推進室調整専門員 佐藤正、地域包括ケア推進室調整専門員 帯谷友洋
市社協側出席職員
会長 山木知也、常務理事 伊藤周一、事務局長 佐藤豊継、地域福祉課長 佐藤幸美、生活支援課長 佐藤律子、藤島福祉センター長 押井新一、羽黒福祉センター長 本間とし子、櫛引福祉センター長 蓮池妙子、朝日福祉センター長 奥山和行、温海福祉センター長 本間さなえ、地域福祉課係長 河崎有紀、地域福祉課主任 今井直子、地域福祉課主任 五十嵐貴明、地域福祉課主任 貞坂英

明、地域福祉課主事 斎藤美羽

- 公開・非公開の別 公開
- 傍聴者の人数 0人

1. 開会

(進行)

本日、15名の委員のうち出席者が14名、欠席者は庄司敏明委員の1名となっております。したがって、委員の半数以上が出席しており、委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき 本委員会は有効に成立したことをご報告申し上げます。

また、本日は計画策定に当たって助言・指導をいただいているNPO法人日本地域福祉研究所 副理事長で法政大学 現代福祉学部教授の宮城孝先生、同じく日本地域福祉研究所の張夢瑠先生からオンラインでご参加いただいている。

後ほど、両先生からは計画策定に係る調査結果報告、計画案のポイントについてお話ををしていただく。

2. あいさつ

(委員長)

去る11月2日に第2回策定委員会を開催したが、前回は①支え合いの地域づくり、②包括的相談支援、③防災に関する各テーマに分かれていただき、委員の皆様ぞれぞれのお立場から、これから約5年間の計画の中で重視したい「施策の方向性」を示すため、忌憚のないご意見を賜った。

本日の委員会は、これまでの計画の評価・検証や調査結果、これまでの議論、地域福祉を取り巻く環境の変化等を踏まえ、現時点において事務局が整理した計画案について、ご議論頂くこととなる。

本日は、次回委員会での成案とりまとめに向けた重要な協議となる。成案に向けて、その施策の方向性のアイデア、ヒント、フレーズなど、今後の鶴岡の地域福祉を形づくるためのご意見を頂きたいと思う。

未来の鶴岡の地域福祉を形づくる大変重要な会合なので、委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りたい。

3. 議事

(1) 第2回鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会テーマ別部会グループワークの結果について

(事務局)

前回の委員会では、事務局が各部会に設定しましたテーマに沿ってグループに分かれて意見交換をしていただきました。各部会での意見交換の内容については、資料として配布しております議事概要をご覧いただければと思います。

それでは、それぞれの部会ごと結果についてご報告して参ります。

まず、部会1。テーマは「これから見守り・支え合いをどうおこなっていくか」です。キーワードは全部で5つに整理されました。①地域の情報の共有では関係者間の情報の共

有についての課題があげられ、情報連携の、情報の把握の仕組みづくりについての意見がありました。②福祉教育では、次世代を担う子どもへの福祉教育の推進について意見がありました。③社会福祉法人の公益的取組については、法人の所有する設備等の活用や法人間の協働の体制づくりが示されました。④支え合い活動の取り組みでは、平時からの地域における住民主体による地域での支え合いの重要性がありました。④個別支援では、民生委員・児童委員さんらと協力した、課題の早期発見・早期対応といった意見がありました。

つぎに部会2. テーマは「高齢者、子ども、障害者、生活困窮者、入退院支援等の相談支援をどう進めていくか」です。①包括的な支援では、複雑複合化した課題解決のための専門機関どうしの連携や支援をコーディネートしたり、伴走型で支援する人材の育成、地域包括支援センターで高齢者以外の支援も行うといった意見がでました。②介護保険では夜間早朝も含めた24時間対応のサービスの必要性が示されました。③地域医療では、看取りに関する啓発と体制づくりといった声がありました。④相談支援では、支援が長期化したり処遇困難ケースでは支援者や支援機関に摩擦が生じやすといった課題があがりました。⑤身元保証では、身寄りのない人への支援や権利擁護に関連して中核機関の設置を求め意見が出ました。民生委員では成り手不足といった課題、⑥高齢者就労では、高齢者の労働力の活用といった意見がありました。住まいでは、アパートなどの賃貸住宅での高齢者の孤独死といった事例の紹介があり、居住に課題を抱える人へのサポートといった意見がありました。

最後に部会3。「新型コロナウイルスや頻発する自然災害において、どう地域の福祉を進めていくか」では①防災面で避難行動要支援への対応と支援がありました。また②地域での支え合いでは、コロナ禍による地域のつながりの断絶といった今日的な課題があげられ、コロナ禍における地域福祉活動のあり方について意見がありました。また、社会福祉法人が所有するバスを活用した買い物支援を望む声もあったところです。③コロナ禍での介護サービス利用では保険以外のインフォーマルサービスや地域での支え合い・協力体制の確保が示されました。④生活困窮者への理解と支援では、相談しやすい環境づくりが今後の施策の方向として声があったところです。説明は以上です。

(質疑)

(委員)

「地域コミュニティ都市への一極集中」という部分があるが、大都市とは具体的にどういったところを指すか。

(事務局)

詳細については別途お配りしている会議概要をご覧いただきたいと思うが、東京等の大都市を想定してのご意見だった。

(2) 鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に係る調査結果報告（案）について

(アドバイザー)

今回は全部で4つの調査を実施した。単位自治組織の長、民生委員児童委員への調査は項目がほとんど一緒なのでまとめて報告する。その他、専門職向けのインタビュー調査を行い、その結果に基づいて専門職向けのアンケート調査も実施した。

単位自治組織の長、民生委員児童委員への調査に関して、初めに「3. 最近特に増えてきたと思われる課題」について、単位自治組域で最も多かったのは独居高齢者の問題、民生委

員児童委員も最も多かったのは独居高齢者の問題であった。

「4. この1年間で関わったことのある事例」について、単位自治組織では災害に関する相談、民生委員児童委員では高齢者の介護に関することが最も多かった。「5. 関わった事例についてどこの機関と連携したか」という質問について、単位自治組織では民生委員児童委員が最も多く、民生委員児童委員では地域包括支援センターが最も多かった。

「6. 活動を行う中で特に不足するもの」という質問について、単位自治組織、民生委員児童委員共に災害時避難行動要支援者情報が最も不足していると答えた。

「7. 引きこもりの事例」については、単位自治組織と民生委員児童委員では回答にずれがあり、今後は連携した情報交換が必要ではないかと思う。

「9. 災害時避難行動要支援者の対応の定め」については、単位自治組織のみ調査しているが、対応の定めがない理由として、以前から定めがなかったというもの、今後の課題であるという意見、今の住民の助け合いが十分なされているという意見、実施できる体制がないという意見もあった。中には避難行動要支援者は地域内に存在しないという回答もあった。また、対象者の有無が把握されていないという現状が見えている。町内会で検討中だがまだ内容が不十分であるといった意見も見られた。

「10. 新型コロナウィルスの感染拡大による影響」については、民生委員児童委員のみ調査している。新型コロナウィルスの感染拡大による影響を受けたとする回答は76.6%で、その中でも配慮しながら活動を続けているという回答が93.8%であった。「影響を受けた活動」について最も多かったのは研修会・セミナーなどの中止、住民の家への訪問が中止・減少したという回答も多かった。「今後の活動について心配すること」については、電話・メールだけでは住民の健康状態や生活課題を十分把握できなくなるという回答が最も多く、今後の地域活動の展開方法がわからなくなるという意見も多かった。

次に専門職向けインタビュー調査について、「1. 複合的な課題を抱えた世帯の事例」は障害児・障害者に関わる複合的なケースの例が最も多かった。また、8050、9060問題などのケースも見られた。

「3. 相談内容の地域的な特徴」については、移送・交通に関する課題が多かった。

「4. 包括的な支援体制の拡充において必要なこと」については、地域支援体制の構築に向けた課題が多かった。また、支援のあり方、人材の必要性・資質に関する課題、社会資源の不足、在宅の看取りや身元保証人に関する課題が出ていた。

以上のインタビュー調査を受けて専門職に向けたアンケート調査を行った。「5. 相談内容」では「相談者本人の家族の中で、課題を抱える人が複数人存在するケース」について、「かなり多い」「ある程度いる」との回答を合わせると5割以上になる。「相談者本人が複数の課題を抱えているケース」も5割以上、「既存の制度やサービスの活用が困難な課題を抱えているケース」は3割程度であった。ケースの具体例では、障がいまたは障がいが疑われるケースが最も多く、次いでひきこもり、ネグレクト・虐待・DVのケースが多かった。その他、認知症に関するケースも見られた。

「6. 事例対応における多機関・多職種連携」については、「分野横断的な会議の開催」は「十分できている」「ある程度できている」を合わせて5割の回答があった。多機関・多職種による連携・協働は約7割が「十分できている」「ある程度できている」との回答であった。

「7. 複合的な課題のケースについて各関係機関・団体との連携状況」については、連携されているとの回答が最も多かったのは行政の健康福祉関係の部署であった。一方で最も連携されていないとの回答が多かったのは児童相談所であった。

「8. 今後、特に連携を強める必要がある機関・団体」については、最も回答が多かったのは、行政の健康福祉関係の部署であった。

「9. 包括的支援体制の構築に向け、重要なと思う課題」については、ほとんどの項目で重要であるとの回答が多かった。具体的な差については今後分析したいと思う。

自由記述では、多職種・多機関連携に関する意見、複合的な課題に対する総合相談ができる体制づくりに関する意見が多かった。次いで、人材確保、職員研修・スキルアップに関する意見、地域住民への啓発・周知に関する意見、行政への意見などが多かった。

(質疑)

(委員)

単位自治組織の長へのアンケートについて、藤島の回答率が低いがどんな理由か。

(事務局)

事務局でも詳細な理由は把握していない。未提出者に追加で回答を求められるかなど検討し、調査の精度を上げていきたい。

(委員)

調査報告書 P75 にある各機関との連携について、自分としては病院や診療所の連携がきちんとできているか気にかかる。調査結果では連携できているとの回答が多いようだが、連携の仕方について具体的な希望など意見が出ていればお聞きしたい。

(事務局)

本アンケートとは別に、地域医療連携室ほたると共同で介護・医療・福祉の連携実態調査を行っている。その中では、障害者支援事業所との連携が進んでいないという回答結果が出た。具体的な連携の在り方としては、多職種で集まれる交流の場を求める声も多くあったので、連携の在り方について市としては医師会と連携して検討していくたいと考えているので、よろしくお願いしたい。

(委員)

障害事業所との連携というと具体的にはどういったものがあるか。

(事務局)

例としては、障害者の方が 65 歳になって障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する際の手続きや情報のやり取りなどがスムーズにいかないといったことがある。

(委員)

具体的な件があれば教えていただければ自分としてもお役に立てるよう力添えしていくたい。

(委員)

「看取り」という言葉が出ていたが、実際に看取りを希望する場合に開業医の方に依頼しても来ていただけないという話も聞く。高齢で自宅で亡くなった場合も開業医の方に確認に来ていただけないということも耳にする。

(委員)

看取りは対応可能と表明している医師にお願いすることになる。対応の有無は各医師の

意向による。例えば看取りの対応をしている医師について医師会に確認して、その医師にあらかじめ相談するという流れ、あるいは病院に行くということになるが、看取り希望の場合でも病院ではご本人の状態をみて様々な治療が始まると思うので、ご本人ご家族の意向通りにはいかないかもしれない。

例えば、新型コロナウィルスのPCR検査をその医療機関でするかどうかというのも医師の意向によるもので、全員がするというわけではないことをご理解いただきたい。医師それぞれの専門性や普段の診療の状況などで、そうした対応ができるかは変わってくる。実際に必死になって看取りの対応をしている医師も何名か存じ上げている。

(委員)

調査報告書P17のひきこもりの実態について、町内会長と民生委員が把握するひきこもりの件数に相違があることもわかった。事例を見ると様々な課題を抱え地域との交流もないのだと思う。今回の調査で気づいた点、今後の施策展開でも実態把握が重要だと思うのでご意見をお聞きしたい。

(アドバイザー)

単位自治組織の長と民生委員が把握するひきこもりの件数は確かに相違があり、単位自治組織の方が地域の事情に詳しく、民生委員の場合は町内会をまたいで担当することもあり実態の把握が難しいことがあると思う。今後両者の連携が求められると思う。

ただし、アンケートではひきこもりの定義を挙げていないため、回答者それぞれ認識が異なることで数字にずれが出ている部分もあると思う。

(アドバイザー)

参考の情報として、私は町田市の方でも地域福祉計画の策定に関わっているが、町田市約40万人の人口で、約3.1%、未成年の方を除くと約12,000人くらいがひきこもりであるとのデータがある。鶴岡でも相当数の方がいるだろうということを念頭に置いていただきたい。また、ひきこもりが長期化している傾向がある。町田市では20代、30代、40代、50代の世代別でだいたい同じくらいの人数がいることがわかっている。ポイントは、若いうちに社会復帰した方がよいということ。長期化すると家族の負担も増えるし、精神疾患になるリスクも高くなる。

計画の方にも書いたが、個別の事情に沿った形で中長期的な寄り添い方の支援が必要となってくる。

(委員)

ひきこもりについては、自治会単位でも話題になるが、率直に言って自治会では調査能力に限界があり全体を把握するのは難しい。姿を見ないからひきこもりというわけではないので、生活実態を調査しようにも交流が無い限りはわからない。

これと同じようなこととして、8050問題も大体の場合実態はわからない。事情がわかるのは高齢者の方が身動きが取れないといった状態になったときになって初めてというのが実態である。静かに推移している間は周りの人も気づけないというのが実態。こうした状況をどう調べたらよいのか方法があればお聞きしたいくらいである。手当については宮城先生が説明されたことに尽きるかもしれないが、そこまでの対応を自治会の方では難しいかもしれない。

(3) 鶴岡市地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン2020」(案)について
(事務局)

私の方からは、今回の鶴岡市地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン2020」(案)の提出に当たりまして、改めてこれまでの策定経過についてご説明申し上げます。

本策定委員会につきましては、これまで2回開催し、テーマ別グループワークなどで委員の方から意見を頂戴したところです。アンケート調査では、先ほど張先生からご説明あったとおり・町内会長、自治会長等単位自治組織の長を対象としたアンケート調査、・民生委員・児童委員を対象としたアンケート調査の実施、・専門職向けアンケート調査を実施しました。

また、複合的な課題を抱えている個人や世帯、支援に結びつかないケースに対し、実際に課題を抱える人の家に訪問し、聴き取り調査を行いました。

また、庁内手続きでは関係課からなるワーキングの開催など、部署横断的に課題、取組状況の把握を行ったところです。

また、今回の計画策定に当たり、日本地域福祉研究所とはオンラインにてこれまで12回にわたり施策の方向などを検討してきたところです。

今回の計画の中で新たな取り組みとして、基本方針1に関連した全世代全対象型の包括的支援の仕組みづくりと基本方針2の全世代全対象型の地域包括ケアの基盤整備となっております。これは現在の総合計画の「未来創造プロジェクト」のひとつである全世代型全対象型地域包括ケア推進プロジェクトをこの地域福祉計画で具体的な取組として位置づけるものであると考えております。

本日は、策定委員会でのご意見、各種調査結果や国が示す市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項を踏まえ、次期計画案として整理したものであります。

次回最後となる策定委員会までご意見をいただきながら、成案として固めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

(アドバイザー)

地域福祉プラン2015では、旧町村で総合的な相談支援体制の整備を掲げて一定の効果をあげてきた。しかし、旧鶴岡市で包括的な全世代型のができていない。今回はこれを何とかクリアしようということがポイントだ。厚労省の地域共生社会の実現ということで福祉の児童、高齢者、障害者、生活困窮に対応しようということでの取組だ。

コロナの問題は、年代や性別に関わらず様々な世代に影響を与えている。ますます世代や性別など非常に弱い立場の人を支えていくことが地域福祉の視点でますます重要だということが理解してもらえると思う。

4ページから5ページに盛り込むべき事項が記載されている。かなり広い範囲で地域福祉計画の中に幅広く盛り込むべき内容がある。鶴岡市の総合計画に基づいている。下の方では様々な福祉の計画。右の方ではそれ以外の計画、SDGZ 未来都市も視野に入れている。民間の立場で作成するおだがいさまの地域福祉活動計画の民間計画とも連携している。①と②で全世代対応型と全世代全対象型と混在しているが、総合計画の表記に統一する。

今回の地域福祉計画は進行管理が重要と社会福祉法にも規定されている。今まで中間年に行ってきた。社会的な動向により機動的に見直す必要がある。私が関わっている東京の自治体、社協では年2回から4回、財政事情にもよるが、進行管理をする組織がある。委員会

の管理のもとで進行管理をしていくことを提案している。市民皆さん自身で議論することが重要。

重点施策と施策の方向のポイントについて。全世代型の包括的支援の仕組みづくり。かなり複雑な深刻な問題があるしていることが、ヒアリングやアンケート調査からわかつてきた、とくに障害が絡む世帯。引きこもり、虐待、DV等が絡む。このような問題に専門職が横の連携をスムーズに行うことが重要。日常生活圏域は、今ある包括のエリアに対応。今後変更する予定あるかも知れず、増えたり減ったりすることもあることを想定し、現在の 11 という数は出さなかった。

イメージ図を見ておわかりかと思うが。まずはとりあえず現在の 11 のエリア。学区に対応していないという課題もあるが。人口 12 万で 11 箇所だと、1 圏域平均 1 万。関係機関の担当者が 8050 問題であれば包括。障害が絡んでいれば、障害者相談支援センターやくらしや社協など。そのケースに応じて集まり、地域生活支援会議を開催。プランを検討していただく。包括で何でも受けるわけではない。それぞれのところで複合化したケースがあつた場合に必要に応じ集まり、検討する。ヒアリングなどでは、包括で全部受けるのは困難だという声があった。包括で全部受けるわけではないということをご理解いただきたい。就労とも連携しているハローワークとの連携。ひきこりは社会とのつながり支援。地域の拠点に顔を出す。住民の活動を活性化していく。エリア単位での個人の困りごとに対応していくこと。

14 ページ。社協のコミュニティソーシャルワーカーが、地域の中でなかなか SOS を出せない方を情報を集めながら、家族や本人の状況を見ながら寄り添い型の支援をしていく。CSW が早期発見・早期対応を図り、コーディネートもしていくこと。

16 ページ。こういうことをしていくには、行政の体制整備また財源の確保が必要だろう。そのあたりのアンケート調査結果も載せた。

17 ページ。地域共生社会の実現に向けた条例の制定。行政の各部署が連携をしていく。頭ではわかつていても所掌事務を超えて積極的に連携していくのはなかなか難しい部分がある。地域共生社会に向けた全庁的な体制を整備する。東京の狛江市で 1 年かけて条例制定した。毎月 1 回、関係部署の課長が集まり、条例に基づき地域共生社会推進会議を開催。徐々に成果が出ている。各団体の人が集まって体制のチェック、計画の進行管理を行っている。今回の社福法の改正では、審議会は都道府県、政令市しか審議会の設置が義務化されていない。鶴岡では積極的に設置した方がよい。

18 ページ。職員のスキルが大事だ。多職種横断の研修の実施。また、包括的な補助金を作る。デジタル化や介護ロボット、福祉機器の推進など。介護人材の確保、養成を入れた。

20 ページ。地域の特性を活かした支え合いの仕組み。社協、住民組織が中心になり取り組みを行政が側面支援していく。22 ページ。社福法人は多くの経験を有しているので、生活困窮者問題など、ひきこもりの方を雇用してほしい。今後役割が重要になるだろう。

24 ページ。コロナとこころの体の健康増進、介護予防。健康問題を危惧している。健康増進。コロナでこころと健康を危惧。昨年全国では自殺者が 2 万人超え。特に若い女性が増えている。まだまだコロナの影響が今後も残念ながらも続くだろう。感染拡大防止に努め健康づくり、自殺予防が来年度あたりは重要になるだろう。保健関係者のあたりで工夫していただきたい。

28ページ。発達障害児者も含めて大事な分野だ。都市部の大学入学者も減るのでないか。コロナというのは、大都市と地方の関係性を変えていくある意味では地方にとってチャンスではないか。地方では雇用。若者が自分の街に魅力を感じる、若者が定着する街づくり、外から若い方が移住する。ぜひ、成功事例も含めて検討していただきたい。地域福祉にはなかなかハマらないかもしれないが。NPOの皆さんも含めて若者が定住する街づくりに取り組んでいいいただきたい。

31ページ権利擁護。これからは障害者の親亡き後問題。独協高齢者で身元保証がいない方。つまり家族だけでは難しい方。身寄りがない方や希薄な方の身元保証。死後事務も含めて鶴岡でも考えていく必要がある。身元保証の事業の開発支援。そのための新たな事業の開発支援。福岡社協では非常に先進的な取組を行っている。これは社協計画でも出てくる。次の5年間で取り組む。これを行政でも支援していく。

33ページ。LGBT。性に関しての少数市民への理解と啓発。新しい視点として考えていくべきではないか。

34ページ。地域資源を活かした地域の活性化。過疎問題が深刻化しているところが5年前と比べてでているのではないか。地域の持続性をどう考えていくか。福祉の観点からだけでは限界。移動支援、買い物支援、通院支援。各種生活支援サービス。5年後のこと、交通問題、生活支援サービス考えることが重要。例えば、過疎地には薬は届けた方が良いのではないか。相手の状況に合わせてどういうサービスを提供していくか、工夫が必要だ。

35ページ。認定就労訓練事業所。生活困窮者の支援事業の一環。全国で約1,800の社協や民間の企業が認定されている。残念ながら、山形県は積極的ではない。ヘルパーは求人を出してもこない。旅館、居酒屋大変ではないか。雇用の転換を図っていく。そういう発想でやっていただきたい。

防災。地域によって防災リスクが違う。ですから住民自身が自分達の地域の防災意識をしっかりと醸成する。研修等を通じて、避難行動要支援者、独居高齢者、障害者をどうするのか。津波なのか。洪水なのか。火事・火災なのか。災害によって地域によって違う。防災リスクに応じた災害リスクに避難行動用支援者も入れて考えていく。行政のみが非難誘導するは困難。事業者と連携して対応していくことが重要。

地域医療。限られた医療資源をどうするのか。医療関係者が鶴岡の医療情報を広報していただきたい。超高齢化社会になる。看取りの問題。横須賀市は高齢化率が30%であるが、在宅での看取り率が非常に高い。20%を超えて。鶴岡では13%ぐらい。いざというときに救急車を呼ばない。訪問看護師呼ぶ。普段から医者と訪問看護師にお世話になっている。最後にお医者さんにいてもらう。理解するには時間がかかる。横須賀市は丁寧に時間をかけてやってきた。ケアマネが重要。看取りのプランを作れる介護系のケアマネが多い。社会福祉系のケアマネが多い。スキルが重要だ。ここがポイント。医療と介護の連携。訪問診療している医師とケアマネの連携など。医師会頑張っている。地域包括ケアを東北でも頑張っているほうだと思う。

(4) 第3次鶴岡市地域福祉活動計画骨子案について (事務局)

骨子案までの策定経過については、先ほど市の方から説明があった通りで、社会福祉協議

会では職員 19 名によるワーキンググループを編成しこれまで 3 回の策定作業を行い、加えて社会福祉協議会全職員 832 名を対象としたアンケート調査や、市民向けのウェブアンケートの結果を踏まえ本文を策定する予定であり、次回の策定委員会でお示しさせていただく予定。

当日資料の第 3 次鶴岡市地域福祉活動計画目次案にあるように、第 1 章は第 2 次計画と同様の予定となっており、第 2 章では活動目標と活動項目として具体的な取り組みを掲載予定である。これが第 3 次活動計画の本文となる。

資料 1 は第 2 次計画の活動項目が、第 3 次計画のどの部分に反映されているかを表している。

資料 2 の 1 枚目が骨子案となる。基本理念はこれまでと同じく「おだがいさまのまちづくり」としている。この基本理念のもと、4 つの基本的な視点を挙げている。この視点は誰が見てもわかりやすいよう表現している。この 4 つの視点には上から順に流れがあり、おだがいさまのまちづくりをするためには、お互いに「気づきあって」、そして「つながりあう」「支えあう」、それを受けた完成形としてお互いそれを「認めあう」ことで、その人らしさを大切にする社会づくりとなる、という流れである。

計画の体系については、4 つの基本的な視点ごとに、2 つの活動目標、その活動目標を受けて活動項目・取り組むことを記載している。本日は、この「取り組むこと」までの説明となる。

活動計画の具体的に取り組む内容の柱立てとしては、右端の①気軽に相談できる環境づくりから、一番下の⑯までの 16 項目となる。

①の気軽に相談できる環境づくりと②の地域で共に考える相談体制づくりについては、主に「相談体制」について記載する。この活動項目のみ本文を事前資料として委員の皆様にお配りしている。③と④では学校及び地域全体の、「福祉教育」について記載する。

⑤と⑥では、つながるための「参加支援」について記載する。集まる場を作り、多様な人々が参加できる仕組みづくり等を記載予定。⑦と⑧については、社会福祉法人の「公益的な取り組み」や企業等の社会貢献活動等のつながりの促進等を記載予定。⑨と⑩については、住民主体の支え合い活動の促進を記載予定。ここには、それぞれの地域で策定している「地域支え合いプラン」の促進も含まれる。⑪と⑫では、災害発生時も想定した近隣同士の助け合える関係づくりや社協の災害ボランティアセンター設置についても記載予定。⑬と⑭については、権利擁護体制として、鶴岡市と協議しながら成年後見センターの考えも掲載予定。⑮と⑯については、今後 5 年間の社会情勢の変化、特に新型コロナウイルス感染症の影響等を勘案し、主に、社会福祉協議会が行うことを記載する予定。福祉教育の実施や、ワンストップの相談機能を活かし、自ら相談できない人に対して関わりを持ち、訪問活動をするアットリーチ支援や伴走型支援・寄り添い型支援を行うことなどを記載予定。

資料 2 の 2 枚目「みんなで進める地域福祉のイメージ図」について、この図は観覧車をイメージしており、真ん中にいる「私」はライフステージの変化により必要とされる社会資源も変化するが、社会資源や関わる人がゆっくりとしかも絶え間なく周りにあるという地域福祉推進のイメージ。

資料 2 の 3 枚目「5 層のエリアについて」は、活動計画の本文に「地域」という言葉を何度か記載予定なので、その内容を示したもの。右側の「取り組みの展開の見方」は、本文の

記載の見方の説明となる。特に、今回の活動計画の特徴として、右側の下半分に記載してあるとおり「一人ひとりができること」「地域で取り組めること」「社会福祉協議会が取り組むこと」というように、取り組み内容を3つの項目に分けている。3つの項目に分けたのは、各地域における「地域支え合いプラン」を策定支援している中で、住民ひとり一人が、そして地域組織として、具体的にどんなことに取り組めばよいか、わかりやすい計画があれば、という住民のご意見を反映したものである。

最後に資料2の4枚目、計画本文の一部について、左側には、現状と課題、その下には、策定委員会でのご意見やアンケート調査結果の内容を抜粋して記載している。右側がそれぞれ活動項目の本文となっている。例えば、活動項目②地域と共に考える相談支援体制づくりでは、一人ひとり、地域、社協、それぞれの立場での「行動計画」となっている。この活動項目②は、市が策定する計画の基本方針1の「全世代全対応型の包括的支援の仕組みづくり」と連動している。

このように、社協の活動計画の取組み内容は、市が策定する計画とのつながりをもって構成されている。

(質疑)

(委員長)

ただいま事務局より、両計画案の説明をいただいた。ここからは、委員それぞれのお立場から両計画案について、皆様よりご意見をいただきたいと思う。

なお、ご意見は、委員の皆様が関係する分野ごとに分けてご発言をお願いする。

(委員)

福祉に関わる問題だけでなく、自治組織として悩まされるのは防災の関係だ。色々なものを策定するが、結局はやってくれる人がいないというところに行き着く。次の担い手につながるような方策を色々な立場で考えてほしい。働き方なども提言したいと考えている。地域づくりが根にあるということをお含みいただきたい。

(委員)

先日、介護予防と生活支援の担い手研修会に出て勉強してきた。その中で一番感じたことは、高齢者の面倒は高齢者で見てくださいとうことを感じた。温海地域の集落で100歳体操の会を主催している。市内に150ほどの介護予防の団体があるようだが、そのうち長寿介護課から補助を受けているところが1/3だそうだ。補助金を受けるには、非常にハードルが非常に高くてみんな苦慮している。通いの場について、社協から補助金を受けるのも、特に広域でやる場合は非常に難しい状況になっている。

(委員)

民生委員・児童委員に対する期待が大変高いと改めて感じた。中身に関しては、今のところ特にない。お手伝いすることができれば、積極的にお手伝いしていきたいと感じているところだ。

(委員)

2点だけ。市の計画の、特徴と意義のところの①と②の全世代全対象型に対応したというのが包括的相談、包括支援とあって、包括ケアとかがあってここ違がよくわからない。地域であれば地域、多世代の領域の長い世代のところをするのであれば、世代とした方が良いのではないか。

社協の計画では、観覧車の絵がいい。気づきあい、つながり合い、支え合い、認めあい、という流れがあるが、認めあいが本当は一番最初ではないかと思う。格差がとても広がっていて、それをわかっていないければ、寄り添い支援はできない。認めあう気持ちは、気づき合うことではない。貧困で困っていることがわからなければ、寄り添い支援はできない。また、「お互いの立場を認めあい」とは、「立場」ではなくて「違い」なのではないか。

(委員)

原案は整理されていると感じたが、読んでいて混乱するところがあった。誰にでもわかりやすい、読みやすさ、わかりやすさを更に配慮してほしい。生活困窮の家庭の連鎖という視点が不足していると思った。今、生活保護の家庭の中学生が今後どのように制度を使ったり、支援を受けたりして、夢をあきらめないで自立していくのかというところで、大阪とか香川とかの事例紹介がある。生保担当者がパンフレットを作成している自治体もある。その取り組みを生活保護に限らず、そのところを加えていただきたい。

(委員)

今回の計画は、前回の福祉計画から大きな転換があったと思う。今後これからやっていく5年間の計画がどうなっていくのか見えるようにしてほしい。全世代の包括的支援づくり。包括単位、地域の中にどういう相談体制を作るのかが見えない。すべてを包括がやるのは職員アンケート結果からも大変だとわかった。相談体制は、場所・人・金がなければやれない。次の計画の中で場所・人・金をどういうふうにしていくのか示してほしい。それを示さないと、絵に描いた餅になる。第6次障害者福祉計画の中でもこの方針を具体化してほしい。

もう一つ。引きこもりに関わっているが、引きこもり、発達障害、貧困ひとつの家族で3つも課題を抱えている。地域の身近なところで相談をするに当たり、どこが事務局を担うのか。コミセンなのか、包括支援センターなのか、推進室なのか具体化が見えない。条例制定も含めて5年間の中で見えるようにしてほしい。

(委員)

SDGs未来都市計画がある。飯豊町と鶴岡市が選ばれている。この計画の中に健康と福祉、気象災害の関係の目標が出ている。この未来都市計画とどう整理していくのか後ほどお聞きしたい。そして、今お示しいただいたものが未来都市計画の方にもすべて載るようにしてほしい。

社協の方では福祉の心を育てる。学校と連携した福祉教育の推進、地域を起案として福祉教育の充実が非常に大事だと思う。幼い頃から身につけることが大人になっても自然と出てくる。地域で7年間に渡り6年生と認知症に関する取り組みをしてきたが、今年、小学生の担任が変わってできなくなってしまった。これまで続けてきたことが、学校の担任が変わってできなくなり反省している。相対的に小さいときからの教育が重要だと思った。

今年は大雪で、朝からずっと除雪を求める声が連日あった。自分一人ではできないので、町の班編成の人に応援を頼んだら、この方にはいけないという方が何人かいた。日頃からのお付き合いが得意でない方々がいる。心を育てる。一人で抱えない。日頃からの交流、お付き合いが大切、肝心だ。これが解決できれば、日頃からの大抵の問題は解決できる。具体的な活動を、それを示唆したものをしてほしい。

(委員)

市計画について、基本方針に「地域医療の実現」と入れていただいたのは大変意義あることだと認識している。行政としても意識高く向き合っていただけるのだということを確認させていただいた。

実際に動く機関である各法人・医療機関・介護分野の方に、こうしたことが市の計画として記載しているのだということを十分周知していくことが重要だと思う。

その他気づいた点は書面にて提出する。

(委員)

新型コロナウィルスは数年経てば落ち着くと思われるが、一年では無理である。今回策定する市計画はその先を見据えていかなければならぬので、その点の意識統一が必要と思われる。

地域医療の実現については、案に記載の項目はもともなことだと思う。看取りも含めた在宅医療、地域包括ケア医療など、我々（医療分野）も十分意識してやらなければならないと思っている。但し、その中でも例えば看取りができる医療機関がなぜ手上げ式で、行っている件数も少ないのでと言えば、意識の低さがあると思う。休日夜間診療所も引き受け手が減少し、引き受けている医師一人ひとりの負担が過剰になってきている。以前は無理をしてでも引き受けたが、そうした世代の医師は高齢になり対応が難しくなっている。こうした医療体制を守るためにには、医師・看護師の意識を変えていかなければならぬ。医療資源には限りがあるので、高齢化が進んでいる地域の将来をどうしていくべきかという視点を入れていただきたい。持論としては、東京・大阪等大都市に人・富の一極集中の状態となっていることが問題だと思う。大都市には医師も多く、厚生労働省が算出した人口あたりの医師・看護師の人数は大都市の方が鶴岡の3～4倍になっている。こうした状況を改善しないと、日本の医療、地域の医療は成り立たないと思う。医療というものは、命を守るために時には医師の手上げによるだけでは成り立たない部分がある。日常の医療でも、本来住民の方が看取りをしてもらいたくても医師は行けないことがある。これらを是正していくためには行政や政府にしっかりと対応していただきたいといけない。せっかくこうした計画を立てて文章化するのだから、我々地域の高齢化で困っている者の思いを反映した言葉を入れていただきたい。

「子育て」に関しては計画案に既に入っているかもしれないが、子どもが育たないと地域は成り立たない。計画案には子育てとの連携を入れていただきたい。

(委員)

市計画に関して、地域包括ケアシステムの確立に向けて、自立した生活、住み慣れた自宅で最後まで看取りが行える体制がとれるように、介護医療の連携の他、サービスの質の向上、切れ目ないサービスが受けられる体制が今後必要になると思う。

地域の災害リスクについての取り組みに関しては、高齢者世帯、独居の方、医療依存度の高い方で在宅生活を送られている方に対して、災害時の対応を普段よりサービス事業所や自治体との連携を図っていくことが必要だと感じている。居宅介護支援事業所も令和3年4月からB C P（事業継続計画）の作成が義務付けられる。B C P作成に合わせて、今後担当会議などで災害時の避難についての申し合わせもしなければならないと感じている。役割の明確化も必要になってくる。計画策定にあたっては、具体的施策を示した方がわかりやすいと思う。

(委員)

市計画について、基本方針2の全世代全対象型の地域包括ケアについて、施策の方針(1)地域共生社会の構築に向けた条例制定と(仮称)「鶴岡市保健福祉審議会」の設置という具体的な提案が出されているが、行政・民間・団体の横断的な協議、意識の共有が必要だと思う。条例を制定するだけというわけではないということをよく考えて進めていただきたい。また、計画というと終了時にどこまで進んだかの振り返りをどうするかがいつでも課題となる。振り返りは計画の最後だけでなく、1年ごとに市民にわかるような方策を検討すべきだと思う。

社協計画については、活動目標として「困りごとを一人で抱えない」というところがあるが、実際に困っている人はかなり深刻化してから土壇場になって相談して表面化するということが往々にしてある。実践の場面では、より市民に伝わりやすいように明確化して進めてもらいたい。

(委員)

市計画について、最近自然災害が頻発し、一昨年の地震のこともある住民の関心は高くなっている。行政もかなり力を入れて取り組んでいると思う。各町に自主防災組織があり、ほとんどの町で防災マップは作成などはしているが、問題となるのは助けたい気持ちはあっても実際には難しい部分があるということである。例えば指定の避難場所が遠く、高齢者は体力的に厳しいこともある。それを助けるには計画案P37では若者や女性の協力を得て組織強化をすると書かれているが、今の若者の就業形態は夜勤など不規則勤務で庁内の活動への参加は難しいと思う。現状では計画があり、防災マップも作った、高齢者等助けてほしい人もいるが、それを助けるのは現実的には難しいという状況である。難しいので何もしないということではなく、何とかこの計画を実行していくようにしていきたいという思いである。

(委員)

犯罪を犯した者等の社会復帰という記載があるが、住居の確保に関しては難しい部分がある。最近の事例では、家族と交流がなく、ある程度金銭の蓄えもあるため生活保護等には該当せず、保証人もつけられないと民間アパートでは受け入れてくれるところはほぼないのが実態である。こうした特殊な状況にある方の住まいの確保はNPOとしても悩ましいところ。

また、住まいというのは様々な問題を内包しており、例えば貧困の問題、生活保護の世帯で家庭内暴力・子どもの虐待があるといった事例が現に起こっており、これからも増えていくように思われる所以、そういう問題の受け皿として包括して相談できるセンターがあれば安心できると思う。

就職氷河期の方々は就職時だけでなく、その後の生活も苦しい方が多い。例えば子どもの学用品を購入するにも、指定の物品で値段がそれなりにするのでその費用の捻出が難しいなど家計への負担となっている。今回の計画からは外れるかもしれないが、こういった子育てに関する支援も考えなければならないのではないかと思う。

市内の空き家問題については、空き家周辺の道路が狭隘なため拡幅が課題だが、拡幅の際には所有者の権利の部分で障害となることがあるので、そのための条例などがあればよいと思う。

家を処分する場合に既に責任能力がない方であれば成年後見人が必要となるが、成年後見人をつけるには多額のお金が必要で話が進まず、所有者が亡くなった後の家が放置されるようなケースも多い。

こうした諸問題の解決にこの計画が役立つのではないかと期待している。その他詳しくは書面にて提出する。

(委員長)

各委員からご意見をいただいたが、他にもご意見があると思うので、事前送付の意見書を令和3年2月3日まで事務局に提出いただきたい。

4. その他

(特になし)

5. 閉会

(事務局)

次回の策定委員会について、令和3年2月22日（月）の午前中を予定しているので、よろしくお願いしたい。

鶴岡市地域福祉計画

つるおか地域福祉プラン2020

(案)

令和3年○月

鶴岡市健康福祉部

目 次

第1章 つるおか地域福祉プラン2020の策定にあたって

1. つるおか地域福祉プラン2020策定の背景と経過	1
2. つるおか地域福祉プラン2020の位置づけと性格	3
3. つるおか地域福祉プラン2020の基本理念	8
4. 基本方針	9
5. 計画期間	9
6. 計画の進行管理	9
7. 計画の体系	10

第2章 重点課題と施策の方針

1. 日常生活圏域単位による全世代全対象型の包括的支援の仕組みづくり	11
2. 全世代全対象型の地域包括ケア推進の基盤整備	16
3. 住民主体による地域の特性を活かした支え合いの推進	20
4. こころとからだの健康増進・介護予防活動の推進	25
5. 子どもと若者の成長と参加を応援するまちづくり	29
6. 地域で安心して暮らし続けるための支援体制の整備	33
7. 地域資源を活かした地域の活性化を図る施策の展開	37
8. 災害・犯罪に強い安心して住めるまちづくり	39
9. 地域全体で心の通い合う地域医療の実現	42

第3章 鶴岡市における地域福祉をめぐる現状 (P)

1. 鶴岡市の統計概要
2. ヒアリング、各種アンケート、訪問聞き取り調査のまとめ

*用語説明 (P)

第1章つるおか地域福祉プラン2020の策定にあたって

1. つるおか地域福祉プラン2020策定の背景と経過

－地域共生社会の実現に向けた全世代全対象型の

包括的支援体制の必要性－

- 日本の人口は、平成20（2008）年をピークに減少に転じ、今後、その減少の幅は大きくなると見込まれています。地方における人口減少は、地域の持続可能性に深刻な危機をもたらしています。
- また、日本の高齢化率は、令和元（2019）年に28%を超え、5年後の令和7（2025）年には30%を超えることが予測されています。また、最も人口が多いいわゆる団塊の世代は、すでに70歳以上となっており、5年後には、すべてが75歳以上となります。
- 本市では、平成26（2014）年に高齢化率は30%を超え、令和2（2020）年3月末現在では、34.8%と超高齢化が進んでおり、そのうち、65～74歳の前期高齢者の割合が、16.1%、75歳以上の後期高齢者の割合が、18.7%と後期高齢者人口の方が多くなっています。人口は、令和2年3月末現在で、124,697人となっており、総人口、年少人口（14歳以下）及び生産年齢人口（15～64歳）が年々減少しています。
- 平成17（2005）年10月に、旧鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の6市町村が合併し、人口14万2千人余りの新鶴岡市が誕生して15年を迎えるました。平成21（2009）年1月には、平成30（2018）年度までの10年間を期間とする「鶴岡市総合計画～生命いきいき文化都市創造プラン～」が策定され、平成31（2019）年3月には、新たなまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針として、令和10（2028）年度までを計画期間とする第2次鶴岡市総合計画が策定されました。
- 本市の地域福祉計画は、合併後の平成19（2007）年3月に、新鶴岡市における地域特性を踏まえた「つるおか地域福祉ビジョン06－新鶴岡市の地域福祉推進のための提言－」を策定しています。この「つるおか地域福祉ビジョン06」は、合併前に旧鶴岡市で策定していた「鶴岡地域福祉プラン」を基に、藤島、

羽黒、櫛引、朝日、温海地域の町内会・自治会 51ヶ所で実施した住民座談会「車座トーク」から寄せられた 2,364 件の意見を反映し策定しています。

- 本ビジョンを基に、合併後の平成 23(2011)年 3月には、「つるおか地域福祉プラン 2010」を策定し、各地域の特性を活かした地域福祉の推進を図ってまいりました。さらに、平成 28(2016)年 3月には、「つるおか地域福祉プラン 2015」を策定しています。この計画では、少子・超高齢化や人口減少が進む中、複合的な課題を抱えた家族に対して、ワンストップで相談に応じ、調整する総合的な初期相談支援体制の設置、また 5 層のエリアによる福祉コミュニティの構築を推進することを目的として策定しました。
- 平成 28(2016)年に、厚生労働省は、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域・暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を掲げています。ここで言う「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。その後、この地域共生社会の実現に向け、社会福祉法等の改正や制度の改正などが行われています。
- 今回の「つるおか地域福祉プラン 2020」は、これまでの地域福祉プランによる取り組みを継承しつつ、近年の本市における地域の環境変化や生活課題の特徴を踏まえつつ、地域福祉に関する新たな政策の動向を反映した内容となっています。
- 令和 2(2020)年に入り、日本を含め全世界に蔓延した新型コロナウイルス感染症は、人と人が接触する機会を奪うとともに、経済や社会などのあり方に大きな影響を与えています。感染症の収束がいまだ見通せない状況の中で、今後の地域福祉のあり方を明確に示すことは非常に困難な状況にあります。しかし、このような災厄の影響を減少し、地域住民の安全と安心な暮らしを維持していくためにも、with コロナ、after コロナ時代における地域福祉を模索し推進していくことが求められています。
- 本計画の策定に当たり、これまで計画策定の際に行っていた住民座談会の開催が困難な中、町内会・単位自治組織会長への地域の生活課題等に関するアンケート調査、民生委員・児童委員へのコロナ禍等に関する活動や地域の生活課

題に関するアンケート調査、さらに、児童、障害者、高齢者、生活困窮者等に相談対応している福祉専門職へのオンラインによるヒアリングや複合的な課題のある人や世帯への対応に関するアンケート調査を実施しました。

○本計画は、これらのアンケート調査の結果も踏まえ、本市における近年と将来の地域福祉に関する課題に対応するために策定されています。そして、「つるおか地域福祉プラン 2015」において示した施策の方向性をさらに継承・発展させ、地域共生社会の実現に向けた全世代全対象型の包括的な支援体制の構築を目指し、各地域の特性を活かしながら、今後の地域社会の変化に対応していく本市の地域福祉のあり方を示しています。

2. つるおか地域福祉プラン2020の位置づけと性格

(1) 法的位置づけ

○本計画は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画です。

社会福祉法(昭和26年法律第45号) (抄)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

○平成 29（2017）年に、複雑・複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正されました。

○この改正社会福祉法では、地域福祉の推進の理念が明確化され、その方法として、地域住民や福祉関係者は、本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決が図られることを目指す旨が明記されました。

○そして、市町村は、この理念を実現するため、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

○さらに、市町村は地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、高齢者、障害者、児童その他の福祉分野において共通して取り組むべき事項を定める上位計画として位置づけられました。

○市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、下記の内容が示されています。

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）
- ⑥ その他

(2) 整合性を図る計画

○第2次鶴岡市総合計画では、「めざす都市像」を次のとおり設定し、その実現に取り組むこととされています。

—めざす都市像—

「ほんとうの豊かさを追求する みんなが暮らしやすい

創造と伝統のまち 鶴岡」

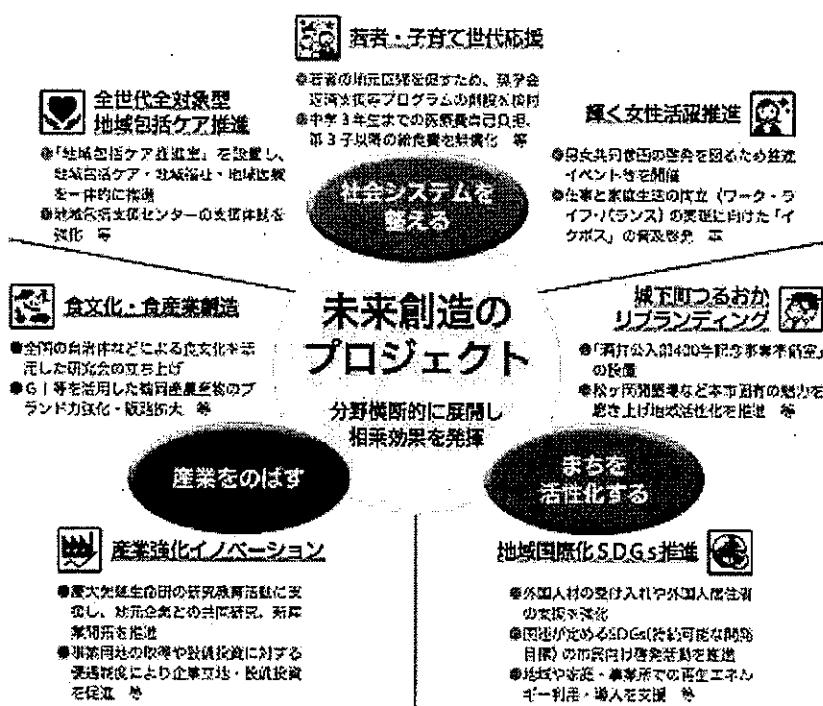
また、「めざす都市像」の実現に向けて、本市がこれから取るべき「まちづくりの基本方針」を次のように掲げています。

- ・創造と伝統の力で、地域の個性を磨き、資源を活かして、まちの魅力を高めます。
- ・市民・企業、行政が力を合わせて、人口減少社会に向き合い、みんなの命が輝くまちを築きます。
- ・資源の循環と人や文化の交流を促進し、持続的で多様性のあるまちを創ります。

更に、市民に一層親しみをもっていただくため、次の言葉をキャッチフレーズとしています。

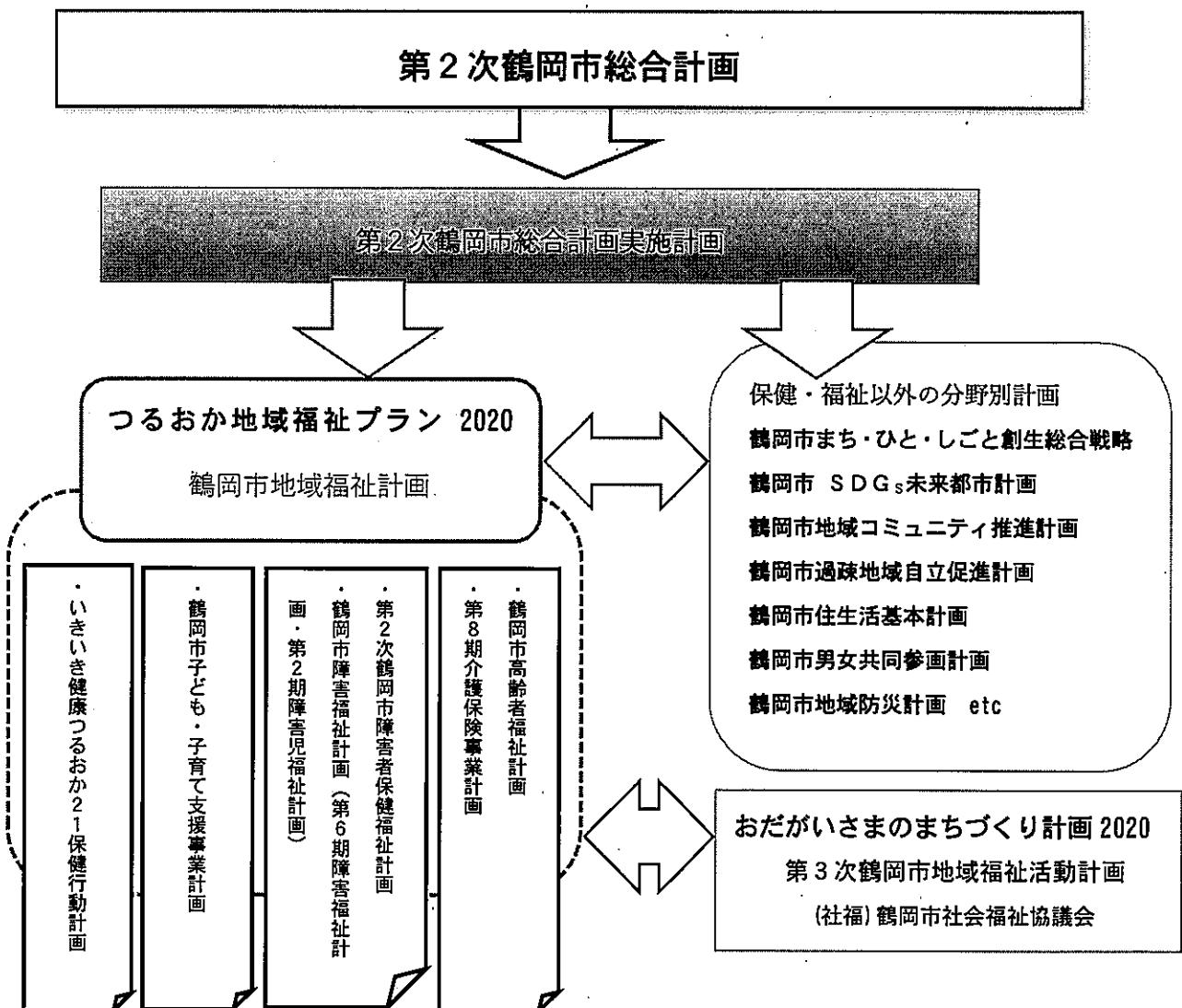
『毎日、おいしい。ここで、暮らしたい』

○第2次鶴岡市総合計画の基本計画の推進に当たり、個々の施策を単独で推進することだけでは解決することの難しい中長期的な課題や、部署横断で取り組むことで本市の持つ強みや特性がより発揮され、相乗的な効果が期待される主な取組を「未来創造のプロジェクト」として設定しました。



○令和2（2020）年3月には、第2次鶴岡市総合計画の基本構想及び基本計画を推進するため、向こう3年間に実施すべき主な取組を示した「第2次鶴岡市総合計画実施計画」が策定されました。

○この「つるおか地域福祉プラン 2020」は、第2次鶴岡市総合計画、第2次鶴岡市総合計画実施計画に基づき、関連する計画を内包するとともに、地域福祉の理念から次のような特徴と意義を持ち、住民の暮らしをめぐる新たな時代の課題に対応するための計画という性格を持ちます。



一特徴と意義－

- ① 福祉問題の複雑・複合化に対応したエリア単位による全世代全対象型の包括的相談・支援体制の重層的な整備を図る。
- ② 住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する“地域包括ケア”を高齢者に限らず、幅広く対象とする。
- ③ 行政と住民自治組織、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、各種事業所など民間団体が地域福祉のために協力するパートナーシップの構築を進める。
- ④ 住民の福祉意識を啓発し、住民主体による地域の特性を活かした支え合いの仕組みづくりを拡充する。
- ⑤ 住民一人一人が、自らのこころとからだの健康づくりに取り組み、孤立しない・させない地域づくりを促進する。
- ⑥ 人口減少、少子高齢社会、コロナ禍に対応したまち・ひと・しごと創生につなげる福祉で共生のまちづくりを進める。
- ⑦ 地域医療について、市民への理解と普及を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう取組を進める。

(3) 地域福祉活動計画との連携

○本計画と住民の活動、行動のあり方を定めた鶴岡市社会福祉協議会が策定する第3次鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2020」は、本市が目指す地域福祉推進の方向性をお互いに共有し、連携を図りながら計画の着実な推進を図ります。

3. つるおか地域福祉プラン2020の基本理念

子どもや若者から高齢者、障害者など鶴岡市民が、誰一人取り残されることなく、地域において安心して健やかに暮らし続けられるまちづくりをめざし、つるおか地域福祉プランの理念を次のものとします。

— つるおか地域福祉プラン2020の基本理念 —

「安心すこやか 福祉で共生のまちづくり 鶴岡」

～誰一人取り残されることなく、健やかに暮らし続けられる共生のまちづくりを推進します～

4. 基本方針

基本理念に基づき、次の9つの基本的な方針に立って、鶴岡市における地域福祉を推進します。

- ① 日常生活圏域単位による全世代全対象型の包括的支援の仕組みづくり
- ② 全世代全対象型の地域包括ケアの基盤整備
- ③ 住民主体による地域の特性を活かした支えあいの推進
- ④ こころとからだの健康増進・介護予防活動の推進
- ⑤ 子どもと若者の成長と参加を応援するまちづくり
- ⑥ 地域で安心して暮らし続けるための支援体制の整備
- ⑦ 地域資源を活かした地域の活性化を図る施策の展開
- ⑧ 災害・犯罪に強い安心して住めるまちづくり
- ⑨ 地域全体で心の通い合う地域医療の実現

5. 計画期間

つるおか地域福祉プラン2020に関する内容の実施期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

6. 計画の進行管理

本計画は、健康福祉部が関係する各部署や関係機関・団体と協議し、関係する各計画における進行管理とあわせて、進行の管理を行うものとします。

そして、計画の中間年にその進行状況の点検を行い、その後の進行に反映するものとします。なお、社会経済状況の変化など環境変化を踏まえ、必要な場合はこれにかかわらず機動的に適切な見直しを行います。

7. 計画の体系

(別表挿入)

7. 計画の体系【案】

基本理念	基本方針	重点課題	施策の方針
安心すこやか 福祉で共生のまちづくり 鶴岡	1. 日常生活圏域単位による全世代全対象型の包括的支援の仕組みづくり	複雑・複合的な課題を抱える個人・世帯等への包括的な支援の推進	(1) 重層的な支援体制の整備促進 (2) 複雑・複合的な課題を抱えた個人や世帯に対する(仮称)地域生活支援会議の開催 (3) (仮称)地域福祉コーディネーターの配置による課題の早期発見・早期対応の促進 (4) 関係機関・団体、府内の部署横断的な連携による取組の推進
	2. 全世代全対象型の地域包括ケアの基盤整備	全世代対応型の地域包括ケアを推進するための基盤整備、人材育成・確保、財源の創出とデジタル化等の推進	(1) 地域共生社会の実現に向けた理念の明文化と推進体制の整備 (2) 企画・調整機能の強化 (3) 多職種・多機関の担当者による横断的研修の企画・実施 (4) 全世代対応型の地域包括ケアの取組推進への支援 (5) 保健福祉サービスにおけるデジタル化や産業技術の活用の推進 (6) 共生型サービス等の分野横断的な支援の推進
	3. 住民主体による地域の特性を活かした支え合いの推進	住民主体による地域支え合い活動の推進と条件整備	(1) 住民主体による地域支え合い活動の拡充 (2) 小地域における住民主体による支え合い活動の推進 (3) 地域コミュニティの持続可能性を高める活動への支援 (4) 担い手及び地域リーダーの発掘・育成 (5) 地域課題の解決に向けた外部人材の活用 (6) 市民のボランティア活動の振興とwithコロナ afterコロナに対応する活動の支援 (7) 地域公益活動を推進する社会福祉法人や民間企業等との協働の推進
	4. こころとからだの健康増進・介護予防活動の推進	住民主体による健康増進・介護予防活動の推進	(1) withコロナ afterコロナにおける健康増進・介護予防活動の推進 (2) 認知症への理解と予防の推進 (3) こころの健康づくりの拡大と自殺予防対策の推進 (4) 生活習慣病予防と健康づくり活動の啓発・推進
	5. 子どもと若者の成長と参加を応援するまちづくり	子どもと若者の健やかな成長と参加を応援する施策の推進	(1) 子ども・子育てや若者に関する相談・支援の拡充 (2) 発達障害児・者への相談・支援機能の拡充 (3) 子ども・若者のまちづくりへの参加と地元定着の促進
	6. 地域で安心して暮らし続けるための支援体制の整備	地域で安心して暮らし続けることができるための権利擁護サービス等の拡充	(1) 身寄りのない住民、家族支援が期待できない住民を支援する事業の開発支援 (2) 障害者差別解消への啓発と取組 (3) 虐待や家庭内暴力等の予防と啓発の推進 (4) L G B Tなど性的な少数者への理解と啓発の促進 (5) 居住に課題を抱える住民への横断的な支援

7. 地域資源を活かした地域の活性化 を図る施策の展開	地域の活性化に結び付けた施策の展開	(1) 雇用対策の推進と本人の状況に応じた就労支援の促進 (2) 高等教育・研究機関の研究成果を活用した産業振興の促進
8. 災害・犯罪に強い安心して住める まちづくり	地域の災害リスクに応じた地域防災力の 向上と防犯活動の推進	(1) 地域の災害リスクに応じた地域防災力の向上 (2) 住民組織と関係機関の協働による避難行動要支援者個別支援計画等の作成の推進 (3) 住民組織と関係機関の協働による防犯活動の強化 (4) 犯罪を犯した者等への社会復帰支援の推進
9. 地域全体で心の通い合う地域医療 の実現	地域医療を取り巻く環境の変化への 対応力の向上	(1) 地域医療の市民への理解と普及 (2) 医療・介護連携の推進による地域包括ケアの拡充 (3) 看護師などの医療従事者や介護人材の確保と養成 (4) 在宅医療の推進 (5) 在宅での看取りに関する啓発と体制づくり

第2章 重点課題と施策の方針

基本方針 1. 日常生活圏域単位による全世代全対象型の包括的支援

の仕組みづくり

【重点課題】複雑・複合的な課題を抱える個人・世帯等への包括的な支援の推進

○本市では、高齢者の介護や子育て、障害者や引きこもり者などに関する複合的な課題を抱えた家族に対して、気軽にワンストップでの相談・支援に当たる地域保健福祉センターの体制を、羽黒地域、朝日地域、温海地域で整備しています。また、櫛引地域は、地域包括支援センター、社会福祉協議会の福祉センターが、櫛引庁舎の建物と隣接し、複合的な課題に各部署が連携して取り組んでいます。

○令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年度から市町村の任意事業として施行されます。

○本計画の策定に当たって実施した、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者領域等において相談・支援を担当している専門職へのアンケート調査では、「課題を抱える人が複数人存在する世帯」について、「かなり多い」が2.4%、「ある程度いる」が48.8%と合わせて51.2%となっています。また、「相談者本人が複数の課題を抱えているケース」について、「かなり多い」が4.1%、「ある程度いる」が52.9%と合わせて57.0%となっています。アンケート調査では、具体的な事例の状況についてもあげられていますが、例えば、困窮し支援が必要な状態にもかかわらず、サービスを拒否する事例など、かなり問題が深刻化している例も多くあげられています。

○更に、複合的な課題に対応するための分野横断的な会議の開催について、約6割は開催できていますが、「あまりできていない」が33.1%、「まったくでき

ていない」が9.1%となっています。また、複合的な課題に対応するための多機関・多職種による連携・協働については、約7割ができると回答しており、「あまりできていない」が27.7%、「まったくできていない」が3.2%となっています。

○今後も増加すると予測される複合的な課題を有している個人や世帯に対して、関係する機関や担当者が連携・協働し、効果的な支援を行う体制をさらに強固に構築していく必要があります。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新たに生活に困難が生じる人・世帯が見込まれるほか、生活不安やストレスを背景とする児童虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)被害、自殺の増加等も懸念されます。必要な人・世帯に支援が届くよう関係機関がこれまで以上に連携を深め、包括的な対応を進めていくことが求められています。

○先にあげた福祉専門職のアンケートでは、包括的な支援体制の構築に向け、重要な課題として、職員の意識改革が、「とても重要」が52.3%、「やや重要」が42.6%、複合的な課題に対応するスキルの向上が、「とても重要」が62.6%、「やや重要」が34.6%となっています。また、アウトリーチによる潜在的なニーズの顕在化について、「とても重要」が38.2%、「やや重要」が49.7%となっています。また、コーディネート人材の配置が、「とても重要」が45.7%、「やや重要」が43.9%と高い比率となっています。

【施策の方針と今後の取り組み】

(1) 重層的な支援体制の整備促進

◇次の図は、現在設置している11の地域包括支援センターの担当地域（日常生活圏域）による属性・世代を問わない困りごとに応する包括的支援体制についてのイメージ図です。これは、重層的支援体制整備事業の鶴岡版と言えるものです。

◇既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域包括支援センターや障害者相談支援センター等の関係機関の各学区・地区担当者が連携し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応します。

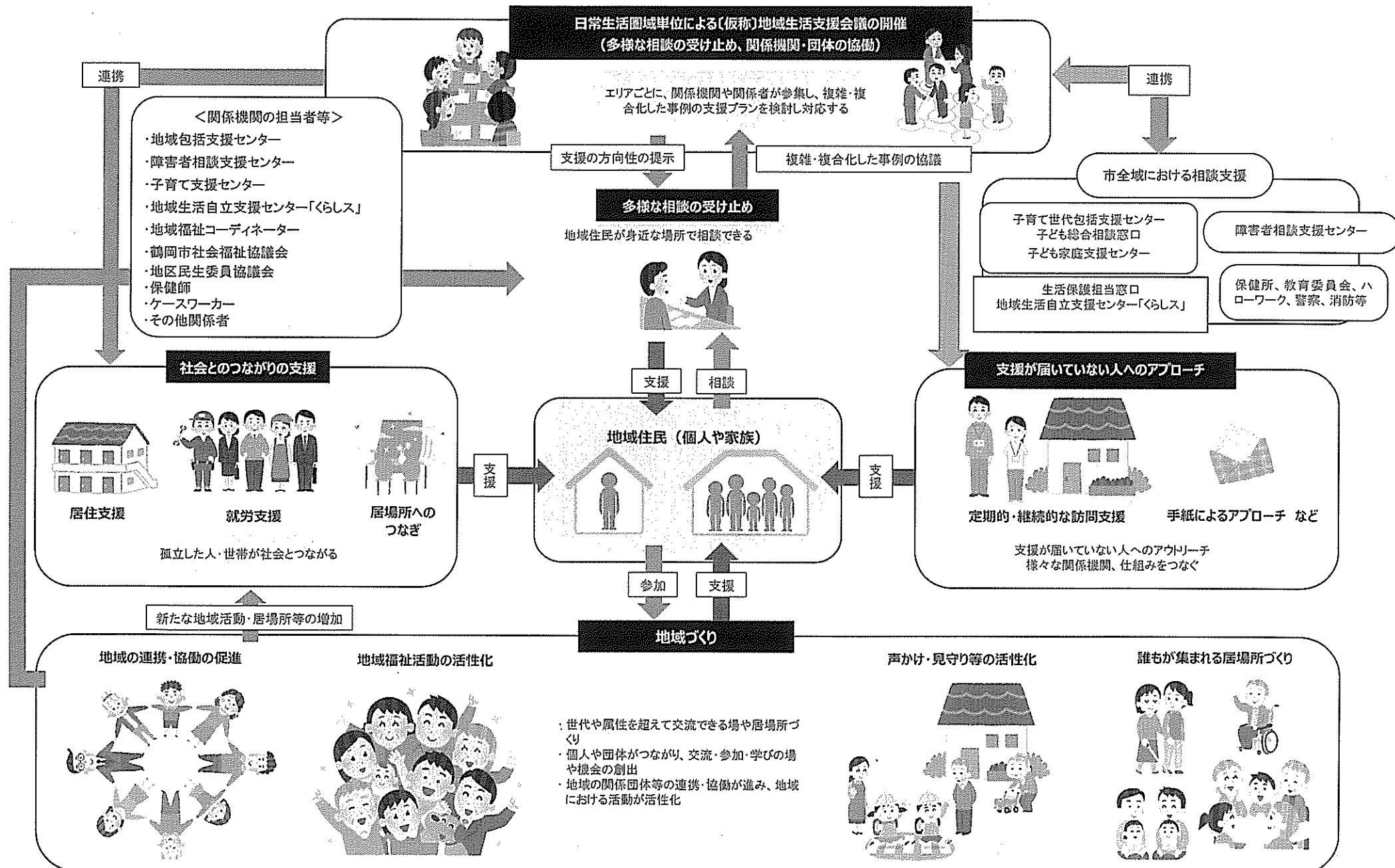
◇この体制では、現在地域包括支援センターが設置されている 11 の日常生活圏域ごとに、多様な相談を受け止めます。

◇また、単に相談で終わることなく、孤立した人・世帯が社会とつながるように、居住支援や就労支援、居場所へのつなぎなど、地域社会への参加支援を行います。そのためには、支援が届いていない人に対して、ただ窓口で待つだけでなく、実際に自宅に出向いていったり、手紙や情報提供などによる継続的なアプローチが必要となります。この点について、日常生活圏域ごとの関係者が協議し、民生委員・児童委員などの協力を得て、支援が十分に届いていない人に対して、継続的に関わることを図ります。

◇重層的支援体制整備事業の本市における実施については、本市における同事業のあり方について検討し、計画的に推進を図ります。

日常生活圏域単位による個人や家族の困りごとに対する包括的支援体制
(別図挿入)

日常生活圏域単位による個人や家族の困りごとに対する包括的支援体制



(2) 複雑・複合的な課題を抱えた個人や世帯に対する(仮称)地域生活支援会議の開催

- ◇単独の相談支援機関では対応が難しい複雑・複合的な課題を抱えている個人や世帯に対しては、関係する機関や担当者、必要に応じて担当の民生委員・児童委員が参集し、関係者や関係機関の役割整理や支援の方向性を示すための(仮称)地域生活支援会議を開催します。
- ◇(仮称)地域生活支援会議では、把握した課題の解決を図るため、相談者等の希望を十分に尊重しつつ、相談支援機関等において、それぞれ実施すべき支援の基本的な方向性等に関する支援プランを作成します。
- ◇この支援プランを基に、チームによる役割分担を明確化し、支援を進めるとともに、その支援の効果についても、(仮称)地域生活支援会議にて検証します。

(3) (仮称)地域福祉ワーカーの配置による課題の早期発見・早期対応の促進

- ◇支援が届いていない人、手助けを求められない人や世帯に対しては、社会福祉協議会に配属される(仮称)地域福祉ワーカー(コミュニティソーシャルワーカー)が中心となって、定期的・継続的な訪問支援や手紙によるアプローチなどについて試み、可能な限り課題の早期発見・早期対応を図ります。
- ◇(仮称)地域福祉ワーカー(コミュニティソーシャルワーカー)は、各エリアにおいて複合的な課題を抱えた家族や生活困窮者等のニーズの把握、情報の集約、またチームアプローチによる支援のコーディネート、地域の特性に応じた各種の社会資源の活用、連携・協働、開発の促進を行います。
- ◇必要に応じて、担当する民生委員・児童委員、町内会・単位自治組織の役員、近隣住民の協力を得て、課題の早期発見・早期対応のための通報や連絡・協力を得るように働きかけます。

(4) 関係機関・団体、庁内の部署横断的な連携による取組の推進

- ◇市全域による相談支援について、生活保護世帯に準ずる程度に困窮している世帯、子どもや若者の貧困や引きこもり、家庭内暴力、ごみ屋敷、未婚の子ど

もと老親世帯の共倒れ危機、触法障害者・高齢者など生活困窮や社会的に孤立している個人や世帯の問題に対し、福祉部署だけでなく、保育所や学校・教育委員会、医療機関、居住支援協議会、司法関係者、ハローワーク、若者サポートステーションなどの関係機関が十分に連携し、取り組む体制の整備を図ります。

- ◇日常生活圏域において、公的な関係機関や関係者だけでなく、学区・地区社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員協議会、町内会・単位自治組織、学校、NPO法人、ボランティア団体等との連携を図り、声かけや見守りの活性化、誰もが集まれる居場所づくりなどを通して、地域福祉活動の活性化を図ります。

基本方針 2. 全世代全対象型の地域包括ケアの基盤整備

【重点課題】全世代全対象型の地域包括ケアを推進するための基盤整備、人材育成・確保、財源の創出とデジタル化等の推進

- 複合的な課題を持つ個人や世帯に対して関係機関が協働して取り組むために、また本市の各地域の特性に応じた地域生活課題に効果的に対応していくためには、行政の各部署が積極的に協力し合うという共通認識と具体的な協力関係を持続的・発展的に構築していくことが求められます。
- 先にあげた福祉専門職のアンケート調査では、包括的な支援体制の構築に向けた重要な課題として、包括的な支援体制の構築に関する条例の制定が、「とても重要」が33.5%、「やや重要」が46.9%、行政内の縦割りの改組が、「とても重要」が45.4%、「やや重要」が44.3%となっています。
- また、同調査では、専門人材の確保・配置が、「とても重要」が67.4%、「やや重要」が29.7%、多機関・多職種の横断的な研修の実施が、「とても重要」が47.7%、「やや重要」が48.3%、財源の確保が、「とても重要」が60.5%、「やや重要」が33.1%と高い比率を示しています。
- 全世代全対象型の包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取り組みを進めることが重要となります。
- また、財源の確保について、重層的支援体制整備事業においては、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要があるとし、その際、既存制度からの拠出は、合理的なルールに基づき按分とすることが必要とされています。
- 政府は、デジタル庁の設立を通して行政事務や住民サービスに関するデジタル化を目指しています。このような動向を踏まえ、本市の医療、介護、保健福

祉領域においても、行政事務や住民サービスのデジタル化を進め、効率化を図っていくことが求められます。その一方、高齢者などのICT弱者などへの配慮も合わせて図っていくことが求められます。

○近年、ケアワーカーの身体的負荷を軽減するために移動リフトなどの機器やICTを活用した安否確認、介護ロボットの導入などに取り組んでいる高齢者施設が増加しています。本市においても、これらについての情報の収集、導入による効果の検証を進めると共に、施設間の情報の共有化を図る必要があります。

【施策の方針と今後の取り組み】

(1) 地域共生社会の実現に向けた理念の明文化と推進体制の整備

◇地域共生社会の実現に向けた取組を着実に推進させるため、包括的支援体制構築の理念、目的、全庁的な支援体制、民間機関・団体との協働、更にその効果を検証する体制などを明記した条例の制定を検討します。

◇本市における保健福祉に関する重要事項を審議する市民の代表など関係者で構成された協議体として、(仮称)「鶴岡市保健福祉審議会」を設置し、包括的支援体制の構築等について、定期的に検証することなどを通して、継続性、発展性を図っていきます。

(2) 企画・調整機能の強化

◇この日常生活圏域単位による包括的支援体制を整備、拡充するためには、まず行政の各部署、民間の機関・団体などの共通理解を図る必要があります。また、実践現場においてチームアプローチによる効果的な支援プランの作成や実施、また、関係者が協議する(仮称)地域生活支援会議における協議方法の検討、担当者の資質向上を図るための教材や研修の実施など、その体制の構築に必要な整備を図っていきます。

◇これらの課題に対応するために、「地域包括ケア推進室」における企画・調整機能を強化するとともに、社会福祉協議会や関係機関と十分に連携し、これらの体制の整備促進を図ります。

(3) 多職種・多機関の担当者による横断的研修の企画・実施

◇専門職等による支援の質を担保するため、他の先進自治体の取組を参考とするなど多職種・多機関の横断的な研修カリキュラムや教材等の整備を図ります。その上で、研修の実施とその効果の検証により、包括的支援に取り組む人材の育成・確保に向けた取り組みを進めています。

(4) 全世代全対象型の地域包括ケアの取組推進への支援

◇既存の補助金の整理統合を図り、全世代全対象型の地域包括ケアを推進するために、新たな企画を推進することができる包括的補助金の創出を検討します。

(5) 保健福祉サービスにおけるデジタル化や産業技術の活用の推進

◇本市の医療、介護、保健福祉領域において、行政事務や住民サービスのデジタル化について、具体的な内容や方法、その効果などについて検討します。その上で、順次導入を進めるとともに、その効果について検証を行います。また、高齢者などのＩＣＴ弱者などに、スマートホンやタブレットの利用に関する講習会などの実施を図ります。

◇移動リフトなどの介護機器や介護ロボットの導入などに関する情報の収集、導入による効果の検証を進めるとともに、本市における施設間の情報の共有化を図るとともに、導入のための促進策について検討します。

◇介護サービスの質を確保した上での、テクノロジーの活用により介護現場の業務負担軽減を推進していくことも必要です。また、業務の効率化を進めて職員の負担軽減を図る観点から、福祉や介護の現場においてのＩＣＴ（情報通信技術）の活用も重要であり、基金等を活用した支援について、国、県と連携して推進していきます。

(6) 共生型サービス等の分野横断的な支援の推進

◇地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスが認められました。引き続き、制度の

普及を図るなど事業所への周知を図るとともに、利用ニーズの把握に努めます。

基本方針 3. 住民主体による地域の特性を活かした支え合いの推進

【重点課題】住民主体による地域支え合い活動の推進と条件整備

- 人口減少・超高齢社会の到来を迎え、高齢者や子育て世帯、また障害を持つ方々が地域で安心して暮らせる社会を構築するためには地域住民が主体的に地域課題と向き合い解決に取り組む活動が重要です。しかし、コロナ禍の長期化によって、地域住民が話し合いを行ったり、声かけや集う機会を減少させざるえない状況が続いている。
- 本計画の策定に当たって、町内会・自治振興会長に対して行ったアンケート調査では、この1年間で関わったことのある事例として、「災害時に関する相談」が36.8%と最も多く、次いで、「高齢者の介護に関する課題」が29.4%と続き、「認知症高齢者に関する課題」が22.8%、「移動手段の確保・買い物困難の相談」が20.2%となっています。また、最近特に増えてきたと思われる課題として、「独居高齢者に関すること」が67.6%と最も高く、次いで、「地域住民の同士の支え合い・交流の希薄化に関すること」が37.2%、「移動手段の確保・買い物支援に関するこ」が35.1%、「認知症高齢者に関するこ」が31.4%となっています。
- また、同じく民生委員・児童委員に対して行ったアンケート調査では、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を感じますかとの問い合わせ、「影響を受けた」が68.6%となっています。そのうち、「配慮しながら活動を続けている」が95.5%となっていますが、「民生委員等向けの定例会議」研修・セミナーなどのプログラムが中止・減少した」が86.1%、「住民の家への訪問が中止・減少した」が55.7%と、かなり影響をうけていることが示されています。
- コロナ禍において、独居高齢者、ひとり親世帯、認知症や引きこもりや不登校の人々、また生活困窮者など支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求める・求めることができない人々が増加していることが考えられます。そのため支援を要する人々を「気づきあい・つながりあい・支えあい・認めあい」の視点で地域支え合いの仕組みづくりを再構築していく必要があります。こうした活動は、日常生活圏域など身近な地域で、各地域の特性を活かし推進・拡大していくことが重要となります。

- 住民主体による地域支え合い活動を推進するためには地域リーダーの存在が重要となります。現在、地域リーダーの高齢化、役割の負担増を背景に後継者不足が課題となっています。そのため、定年退職後の前期高齢者や子育て世帯、若者など多様な世代を対象に、個人や団体がつながり、交流・参加、学びの場や機会を多様に創出していくことが求められます。
- 地域福祉活動を活性化させていくために、地域住民に限らず行政や社会福祉協議会、社会福祉などの関係機関、NPO法人、ボランティア団体、各種民間事業所が連携し、これらの活動に関する情報提供、具体的な方法を助言できる体制を構築し、協働で取り組む必要があります。
- 社会福祉法人は、社会福祉法の規定に基づき、「地域における公益的な取組」の実施が法人の責務として位置づけられています。地域に根ざし、永年の福祉事業実践のノウハウ、人材、設備などを保有している専門拠点であり、それらを活かし、地域住民の一員として行政や社会福祉協議会、住民組織と協働し、生活困窮者への支援や地域社会の課題解決に向け、その力量を発揮することがますます求められています。

【施策の方針と今後の取り組み】

(1) 住民主体による地域支え合い活動の拡充

- ◇急激な人口減少や高齢化、そして長引くコロナ禍において、地域支え合い活動を再構築していくために、日常生活圏域単位に、関係機関・団体のネットワークの構築を図り、地域の特性を活かした地域支え合い活動を展開する住民を支援する機能を高めます。
- ◇本市において、近年住民座談会などにおいて、孤独死等の課題を取り上げた話し合いの結果、見守りの仕組みづくりや個別の生活課題を地域の活動につなげる取組が広がってきています。今後、日常生活圏域単位に、福祉専門職と協働しながら、地域住民が地域に潜在化している要援護者を主体的に支援する活動を積極的に推進します。
- ◇ひとり暮らし高齢者は、閉じこもりがちになり心身の病気の進行や身体・認知機能の低下を招くことが懸念されます。民生委員・児童委員等の訪問による安否確認を行っていますが、状況に応じて電話による声かけや必要なサービス

の情報提供を行うなど、関係機関と連携しながら孤立の防止に努め、安心して自立した生活を送れるよう支援します。

◇市内 11 か所の地域包括支援センターに生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）を配置し、高齢になっても社会と関わり、住民同士で支え合いながら暮らし続けられる「地域づくり」を行っています。これまで、社会福祉法人の協力を得てデイサービス送迎車の空き時間を活用した買い物支援など、支援を必要としている人と、地域にある資源をつなぎ、新しい生活支援の創出が行われた地域があります。このような地域課題に応じた取組が、地域住民のつながりや支え合いによって広がるように活動を支援します。

（2）小地域における住民主体による支え合い活動の推進

◇「地域支え合いプラン」は、それぞれの地域の特性を活かした小地域福祉活動計画として、鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画 2020」と連動するものとし、地域住民の主体的な支え合い活動を示したものです。各地域で策定された「地域支え合いプラン」による地域住民の主体的な支え合い活動が、より普及・定着していくように、社会福祉協議会とともに必要な支援を行います。

（3）地域コミュニティの持続可能性を高める活動への支援

◇地域コミュニティにおける支援として、コミュニティ支援員等を配置して、地域コミュニティの現状把握や、地域・集落ビジョンの策定を促し、地域コミュニティの目指すべき目標を明確にしていきます。

◇人口減少や高齢化が進んだ地区・集落の場合、単独の地区・集落だけでは解決できない課題も多いことから、広域的な視点から、地域医療の確保、交通対策、買い物支援、各種生活支援サービスなどの解決を検討していきます。

（4）担い手及び地域リーダーの発掘・育成

◇地域のなかで取り組まれてきた住民の主体的な支え合い活動を一層進めるため、地域福祉リーダーの育成を図ります。

◇少子高齢化の進展や若い世代の参加意識の希薄さ等もあり、役員の担い手不足と固定化が進んでいます。活動の新たな担い手となる若い世代や女性、現役世代、退職者がそれぞれの経験や得意分野を活かした役割分担により、自分が必要とされている喜びや達成感を感じる仕掛けづくりを行い、活躍の場を拡大するなど、地域の活動団体が行うリーダー育成を支援していきます。

◇住民主体による通いの場や生活支援等の「担い手」を養成する研修の開催等により活動を行うための知識や技能習得を支援するとともに、地域住民が主体的に積極的に地域社会の活動を担おうとする意識の醸成を図ります。

◇近年、民生委員・児童委員の成り手不足が問題となっていることから、その役割や活動内容について市民に対し広く周知をするなど、成り手の確保のための取り組みを行います。また、関係機関等と連携し、活動に必要とする情報の共有や、適切な研修の実施により民生委員・児童委員の資質の向上に努めます。

(5) 地域課題の解決に向けた外部人材の活用

◇生活支援などの地域課題に対して、地域住民による地域課題解決に向けた活動を支援するため、地域おこし協力隊や地域おこし企業人交流プログラム等の制度を活用した外部人材の受け入れを検討します。

(6) 市民のボランティア活動の振興とwithコロナ afterコロナに対応する活動の支援

◇ボランティア活動の活性化を図るため、鶴岡市ボランティアセンターによる研修会等の開催、ボランティア同士の連携強化、人材発掘を支援し、ボランティア活動の充実を図ります。

◇コロナ禍におけるボランティア活動や地域福祉活動のあり方について、社会福祉協議会とともに検討を行い、「新しい生活様式」の実践を図り、新たな活動形態などを模索するなど活動の継続性を図ります。

◇自らの職業を通じて培ったスキルや知識を提供したい人や人のために役に立ちたいと思う方など、多様な方々が社会的・公共的な目的のために活躍できる場を創出するために、ボランティア活動を積極的に進めます。また、身近な地

域でボランティアをしたい人と、地域生活課題を調整し、地域内でのつながりや支え合いができるよう支援します。

(7) 地域公益活動を推進する社会福祉法人や民間企業等との協働の推進

◇地域公益活動の促進に向けた研究や市内の社会福祉法人の連携による社会貢献事業や協働体制づくりの取組を支援します。

◇社会福祉法人に限らず、民間企業などの多様な社会資源の参画も得ることにより、地域生活課題の解決に向け、お互いに支え合えるような活動ができるようネットワークの構築を支援します。

基本方針4. こころとからだの健康増進・介護予防活動の推進

【重点課題】住民主体による健康増進・介護予防活動の推進

○新型コロナウイルス感染症の長期化の影響により、地域住民の一人一人が乳児期から高齢期までの各ライフステージにおいて「こころとからだ」の健康を維持し、健やかに暮らしていくことが重要です。そのために住民は「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、食生活や日常生活を見直すことが必要です。一方、行政は、地域における健康増進活動の支援体制を確立し支援していくことが求められます。

○本市では「いきいき健康つるおか21保健行動計画」に基づき、健康増進や生活習慣病を予防する第一次予防、また、疾病の重症化の予防、高齢者の健康維持、健やかな生活を営むための心身機能の維持・向上を目指した取り組みを推進しています。

○その結果、住民が主体的に取り組む「スーパー健康づくりサポーター喜楽喜楽」の活動が定着してきました。また、高齢者の介護予防事業への参加者は、年々増加し受け入れ体制の整備・拡充が必要となっています。身近な地域の会場で、高齢者が集まり交流・社会参加・体操などができる「通いの場」が介護予防活動の場として住民主体で継続して実施できるよう支援します。

○また、急速な増加が予測されている認知症高齢者や若年性認知症者とその家族を地域全体で支える仕組みづくりが必要です。さらに引きこもり・自殺予防対策に関する市民の関心は高く、これらの人々を行政、関係機関が連携して支援することが必要です。

【施策の方針と今後の取り組み】

(1) withコロナ afterコロナにおける健康増進・介護予防活動の推進

◇年齢を重ねても、自分らしく活動的に暮らすためには、若年期の健康づくりからフレイル予防、介護予防へと切れ目のない予防が必要です。高齢者一人一人の医療・健診・介護等の情報を把握し、地域の健康課題を整理分析するなど保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。

◇高齢者が主体となって健康寿命の延伸やQOL（クオリティオブライフ）の維持向上を図ることができるよう、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、一人一人の状況に応じた、効果的かつ効率的で、きめ細かな高齢者保健事業を国民健康保険事業及び介護保険法に規定される地域支援事業と一体的に実施します。

◇コロナ禍により、医療受診控えや外出を控え生活が不活発になると、心身の病気の進行やフレイル（身体的フレイル、オーラルフレイル、心理的・認知的フレイル、社会的フレイル）の進行が懸念されます。感染予防対策をとり必要な外出をすること、からだを動かすこと、しっかり食べること、家族や友人と電話で話すなど人との交流を大切にすることなどを周知します。

◇新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染症対策を講じた上で活動ができるよう普及啓発し、身近な地域で、年齢や心身状況等で分け隔てることなく活動する「介護予防に取り組む住民主体の通いの場」を推進します。

◇コロナ禍で通いの場の活動が制限された場合であっても、介護予防運動に継続して取り組めるように、自宅でできる体操の紹介などフレイル予防の必要性を啓発します。

（2）認知症への理解と予防の推進

◇国の認知症施策推進大綱においては、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とし、取組みを推進することとしています。認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深めていくための普及啓発や相談先の周知、認知症の人本人からの発信支援、地域全体で支え合える仕組みを推進します。

◇認知症の発症を完全に予防することはできませんが、生活習慣に気を配ることで発症や進行を遅らせることが期待できます。地区組織と連携し、サロンや老人クラブ、町内会・自治会の健康教室等で、食生活や運動習慣の見直し・脳を活性化する日常生活を送ること等について普及啓発します。

◇認知症予防や備えについての講演会、健康相談・健康教室等の健康づくりの事

業を推進します。また、地域社会からの孤立や閉じこもりを予防するために地域サロン等の地域組織の育成に努めるとともに、認知症カフェや住民主体の通いの場の拡充、身近な場所での交流や身体運動等ができるよう働きかけをします。

◇認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を拡大します。認知症サポーター養成の取組みについては、地域包括支援センターや認知症キャラバンメイト、市民ボランティア「つるおかオレンジサポートの会」と協働で推進します。また、認知症サポーター養成講座を修了した方が、復習も兼ねて学習する機会や、地域の拠点や行方不明者搜索模擬訓練などの取組みに参加する機会を整備し、支え合い活動を支援していきます。

◇かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、地域の関係者等との連携を図り、早期診断・早期対応を進めます。

(3) こころの健康づくりの拡大と自殺予防対策の推進

◇睡眠・休養は心身の健康にとても大切です。睡眠・休養の重要性、ストレスへの対処方法について健康教室などを行います。睡眠をきちんと取れるよう、仕事・家事・育児・介護等について互いのサポートが大切であることを周知します。

◇一人で悩まず相談する人、悩んでいる人に気づき・声をかけ・見守る人が増えようこころのサポーター研修を行うとともに、支援策・相談窓口の情報をわかりやすく発信します。

◇自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、さまざまな要因があります。悩んでいる人がどこの窓口に相談しても、自殺対策の視点を持って適切な相談窓口につなげ、関係課・関係機関が連携して相談支援を行います。

◇鶴岡市自殺予防対策ネットワーク会議・関係課等の連携を強化し、関係施策との有機的な連携を図り、総合的に地域全体での取り組みを推進します。

◇学級満足度検査を全小中学校で実施し、いじめ・不登校や不適応の未然防止、早期発見に努めます。また、支援を必要とする児童生徒や家庭に対し、スクー

ルカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが個別に相談・支援していきます。

(4) 生活習慣病予防と健康づくり活動の啓発・推進

- ◇生活習慣病の発症予防・重症化予防・早期発見のため、がん検診・特定健康診査の受診率向上を図ります。また、市民一人一人が自らの健康のために、身体活動量を増やし、食生活改善、禁煙、受動喫煙防止などの取り組みを主体的に行えるよう支援するとともに、社会環境を整備します。
- ◇「保健衛生推進員会」、「食生活改善推進員会」、「スーパー健康づくりサポート一喜楽喜楽」などの地域や健康なまちづくり推進協議会などの関係団体、ピンクリボンなどのがん撲滅の市民運動等と連携・協働し、コミュニティヘルスのある地域づくりを目指します。

基本方針5 子どもと若者の成長と参加を応援するまちづくり

【重点課題】子どもと若者の健やかな成長と参加を応援する施策の 推進

- 少子高齢化が急激なスピードで進んでおり、人口減少は深刻な問題となっています。少子化を食い止め、次代を担う子どもが健やかに成長し、地元定着することは、地域社会にとって、重要な意味を持つものです。地域全体で次代の人材を育成する体制を整える必要があります。
- 社会環境の変化等による地域コミュニティの脆弱化や核家族化の進行に伴い、子どもや子育てを取り巻く環境や意識も変化してきています。育児経験の不足から育児不安を抱える保護者も増えており、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子育てが楽しいと感じられる環境づくり、支援体制の整備が必要です。
- すべての子育て家庭を支援し、すべての子どもの健やかな成長を支えるため、必要な家庭、子どもが必要なサービス・支援を受けられるよう、サービスの種類や内容の充実とともに、情報発信の充実を図る必要があります。
- 本市でも、子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センターにおいて、近年育児に関する相談が増加するとともに、子どもへの虐待に関する相談件数が増加傾向にあります。さらに、学校への不適応、不登校や発達障害など保護者の子育てに関する相談件数も増えています。また、2019年国民生活基礎調査によると、中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合「子どもの貧困率」は、2018年時点で13.5%で約7人に1人が貧困状態にあることが公表され、貧困の連鎖を防ぐことが大きな社会的な課題となっています。
- 不登校や引きこもりの長期化によって、社会へ適応する機会を逸してしまい、若年無業者となり、問題が深刻化してしまう例も少なからずあることが指摘されています。この問題に対応するためには、単一の機関だけでは困難であり、様々な機関や団体がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かし発達段階に応じた支援を効果的に行っていくことが求められています。

○このような子育てや若者に関する問題が長期化、深刻化する前の早期に相談ができるよう、保護者への情報提供を行うとともに、関係する機関や団体が連携を強め、相談支援体制を一層強化していく必要があります。

○人口減少が進む中、多様化する地域課題や住民ニーズへの対応が求められています。これまで同様、多様な分野で活躍する若者などの交流と連携を推進し、積極的に地域活動に参加する環境を整えていくことが必要です。

○高校生や大学生など若者が、県外に就職を求めて流出する傾向に少しでも歯止めをかけ、UターンやIターン促進による若者の地元定着や定住促進を進めていくことが、人口減少や少子化を防ぐためにも重要となります。市とハローワーク、商工会議所などが連携し、若者の地元就職への相談など支援体制の強化、雇用促進を図る必要があります。

【施策の方針と今後の取り組み】

(1) 子ども・子育てや若者に関する相談・支援の拡充

◇すべての子どもの健やかな成長を支えるため、また、保護者の多様な働き方、子育てに対する不安感・負担感を軽減し、多様な保育ニーズに対応するため、教育・保育の提供体制や環境を整えるとともに、延長保育事業や病児保育事業、一時預かり事業など保育サービスの充実を図ります。また、これらのサービスが必要な際にスムーズに利用できるよう丁寧な情報提供を行います。加えて、学童期の子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、地域住民等の協力を得ながら多様な活動等を行う居場所づくりを進めます。

◇子どもの貧困、若者の引きこもり、発達障害のある児童や若者など現に困難を有する子どもや若者に関する問題への対応について、教育、福祉、保健、医療、更生保護、雇用、相談機関・団体等が連携し、効果的かつ円滑に実施する支援機能を強化する方策を検討します。そして、関係する公的機関や民間団体との連携による相談支援体制の強化を図ります。

◇不登校や子どもの貧困への対応、若者の引きこもりや発達障害のある児童や若者への対応には、単に相談を待つだけでなく、アウトリーチ（訪問支援）によって問題の顕在化を図ることや、心理・精神面でのケア、長期的な関わり、就労への結びつけなど専門的な対応が求められます。そのために、スクールソ

ーシャルワーカーや精神保健福祉士、臨床発達心理士など専門性を有する相談支援担当職員の配置を検討するとともに、ユースアドバイザー養成プログラムなどの研修等の実施により人材の養成及び資質の向上に努めます。

◇子どもの貧困の長期的な対応として、貧困の連鎖を食い止める取組が必要であり、低所得やひとり親などの子どもに対する学習支援と進学・就職に当たっての制度活用等の情報提供や相談支援を行う体制強化を図ります。

◇安心・安全な妊娠・出産、子どもの健やかな成長、子育てや子どもの発育・発達に対する不安を軽減できるよう、子育て世代包括支援センターの機能を強化し、切れ目のない支援が行き渡るよう取り組みます。

(2) 発達障害児・者への相談・支援機能の拡充

◇発達障害者等への支援については、抵抗感が少なく、身近でわかりやすい相談窓口を設置し、誰もが支援を受けやすい環境づくりを進めます。

◇発達障害のある人やその家族の支援については、子ども家庭支援センターや障害者相談支援センターなどの機関が担っていますが、発達障害のある児童が成長とともに経験する入学や卒業、就職などそのライフステージに応じた体系的な支援を行う機能を、相談支援担当職員の専門性や資質の向上を図るとともに、医療機関や教育機関、また療育センターや児童相談所などの関係機関、関係部局が連携する体制を強化します。

◇教員や保育者のほか、地域住民や各種の事業者に対する発達障害に関する研修会の開催など、地域社会が発達障害について理解を深める取り組みを行います。

(3) 子ども・若者のまちづくりへの参加と地元定着の促進

◇子どもたちに、豊かな自然環境や伝統文化にふれる活動、ボランティア活動などへの参加を促し、地域への愛着を育みます。また、将来を担う若者の積極的な地域活動や、若者同士又は地域住民とのネットワーク構築を支援し、まちづくりへの参加を促します。

◇次世代を担う子ども・若者の地域への愛着心、人との関わりを大切にしてお互

いに助け合える意識を醸成するための福祉教育の推進について、必要な支援を行います。

◇小学校・中学校におけるキャリア教育を推進し、自己の生き方を学ぶ機会や地域への愛着を醸成する学習に取り組みます。

◇小・中学生の早い段階から、地域内の交流や職業体験など、地元企業を知る機会を提供し、職業観や就業意識の醸成に向けた取組を進めます。

◇独身の若者を中心とした出会いや交流の場づくりを地域組織や民間の各種団体との連携を強化し、充実させるとともに、広域行政連携事業などの積極的な活用を図ります。

基本方針 6. 地域で安心して暮らし続けるための支援体制の整備

【重点課題】地域で安心して暮らし続けることができるための権利

擁護サービス等の拡充

- 高齢化の進展とともに、独居の認知症高齢者が増加するとともに、知的障害者、精神障害者本人やその親族が高齢化することによって、意思判断能力が不充分な人々の財産・金銭管理、生活支援ニーズがさらに増加することが予測されます。日常生活支援事業の支援員や後見人の人材確保策を図るとともに、任意後見に関する啓発、法人後見の拡充、障害者の居住サポート事業、公的保証人制度の整備など意思判断能力が不充分な方の権利擁護を図るさらなる体制の整備が必要とされます。
- 近年、国内で各種の社会福祉関係の事業所において虐待事件が発生しています。また、無届け介護ハウスやサービス付き高齢者向け住宅が急激に増加している傾向にあり、そのサービスの質が不透明であると指摘されています。また、高齢者や障害者への詐欺などの犯罪も減少する傾向にありません。
- 行政や各種の民間事業者などの従事者に対して、意思判断能力が不十分な方の人権尊重、権利擁護について、研修の実施や指針の作成や普及による徹底が必要とされています。また、地域住民には、虐待や権利が侵害された場合の通報や連絡の普及・啓発、また、行政による立ち入り調査の実施など、サービスの質の向上と権利擁護を図る体制づくりが必要とされます。
- 平成28年4月からの障害者差別解消法が施行に伴い、行政や関係機関、各種の民間事業者などの従事者に対して、研修の実施や指針の作成や普及などを通じて障害者に対する差別解消の徹底を図る必要があります。法律では、不当な差別取り扱いを禁止する共に、「合理的配慮」の提供を規定しています。公的機関は合理的配慮の提供が義務となり、民間にも合理的配慮の提供が奨励されます。行政や関係機関、各種の民間事業者などの従事者に対して、障害者への差別解消に対する、研修の実施や指針の作成や普及などに取り組む必要があります。
- 「鶴岡市男女共同参画に関する市民意識調査」（令和元年度）では、LGBT

等性的少数者であることに対し、家族など身近な人ほど「受け入れられるか判断できない」とする割合が高くなっています。

○住まいは生活の拠点です。そして、その住まいに医療・介護・生活支援等のサービスを包括的に提供する体制を地域ごとに構築することが生活を支えるために不可欠であります。生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化が求められます。

【施策の方針と今後の取り組み】

(1) 身寄りのない住民、家族支援が期待できない住民を支援する事業の開発支援

◇認知症、知的障害、精神障害等により判断能力に不安のある方が成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用し、地域で安心して生活できるよう、権利擁護支援における地域連携ネットワークの構築と中核となる機関を設置し、制度に関する普及啓発や相談窓口の整備と利用支援、後見活動支援等に関する取り組みを実施します。

◇制度の利用が必要であるにもかかわらず、自身や親族が手続きを行うことが困難な方や経済的問題により利用が困難な方への支援等を実施し、制度を適切に利用しやすい仕組みづくりを推進します。

(2) 障害者差別解消への啓発と取組

◇令和2年4月に施行された「鶴岡市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、差別解消の推進を図る施策を展開します。また、行政や関係機関、各種の民間事業者などの従事者に対して、障害者への差別解消に対する研修等の実施や広報・啓発等を実施するとともに、不当な差別的取り扱いをなくすことや「合理的配慮」の提供に取り組みます。

◇市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深め、共に生き支え合うまちとなるよう、広報や啓発等に取り組みます。また、広く市民にも障害者差別解消法及び本市条例の意義を理解してもらい、障害者だけでなく地域における差別解消の取り組みを広げるための研修・講演会等を実施します。

(3) 虐待や家庭内暴力等の予防と啓発の推進

- ◇児童虐待の早期発見や児童の安全確認、再発防止のため、関係機関と連携し支援体制を強化します。
- ◇高齢者に対する虐待の防止や早期発見のため、市民に対する啓発や相談窓口の周知に努めるとともに、相談や通報後の支援においては地域包括支援センター等の関係機関との連携を図り、早期対応を行います。また、「鶴岡市高齢者障害者虐待防止等連絡協議会」を通じて高齢者等の虐待防止に係る関係機関相互の支援ネットワークの強化を図ります。
- ◇障害者虐待防止の研修会等を開催し、虐待防止の理解を深め、予防に取り組むとともに、虐待行為に対しては厳正に対処するなど、養護者虐待や施設従事者等の虐待防止に取り組みます。
- ◇関係部局が連携し、支援を必要とする家庭に相談・支援を行い、虐待の未然防止に努めます。

(4) L G B T など性的少数者への理解と啓発の推進

- ◇一人一人の違いを認め、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現のため、多様な性的指向・性自認への理解やより適切な対応を促すことを目的に、情報提供や研修の実施など普及啓発に取り組みます。

(5) 居住に課題を抱える住民への横断的な支援

- ◇生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組に関し、居住支援協議会、市営住宅や生活困窮者を担当する部署、社会福祉協議会等の関係機関が協力し一体的に行います。
- ◇従来からの住宅困窮者向け施策の中核である市営住宅事業を引き続き実施し、入居要件に適合しない方に対しても、居住支援協議会等各種相談窓口へ適切に誘導する等住宅セーフティーネットの構築を図ります。
- ◇居住支援協議会総会を通じて、宅建協会等業界団体と連携してセーフティー

ネット住宅の紹介を引き続き実施し、国が主導する新たな住宅セーフティーネット制度を通じて住宅確保要配慮者向け民間賃貸住宅の拡充を図ります。

基本方針 7. 地域資源を活かした地域の活性化を図る施策の展開

【重点課題】地域の活性化に結び付けた施策の展開

- わが国の経済は、一部に持ち直しの動きがあるものの足踏み状態にあり、特に地方経済は厳しい状況にあります。本市においても、「第2期鶴岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定していますが、人口減少がまち・生活に与える影響、女性・若者の流出などが重要な課題となっています。
- 高校・大学卒業後の地元定着(回帰)を図るうえで、やりがいを感じることでできる魅力的なしごと・雇用機会を十分に創出し、誰もが安心して働くようにすることが重要です。
- 今後、高齢者の増加などを見込んだユニバーサルデザインなどの考えによる商品の開発やバリアフリー化、さまざまな地域資源を活かした施策の展開が求められます。また、新たな事業体として、児童、障害者、高齢者などへのサービスを、地域課題の解決のほか、地域コミュニティの再生、満足感や社会参画の場としての機能、新たな雇用の創出などの効果も期待されるコミュニティビジネスとして取り組む検討の必要性が高まっています。
- また、本市には慶應義塾大学先端生命科学研究所、山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校、東北公益文科大学大学院など多くの高等教育・研究機関が集積しており、これらの研究成果をふまえた、既存産業の活性化や新たなベンチャービジネスの創出などによる地域の活性化が期待されています。

【施策の方針と今後の取り組み】

(1) 雇用対策と本人の状況に応じた就労支援の推進

- ◇離職を余儀なくされた非正規労働者・中高年齢者などの雇用機会や地域の実情及び創意工夫に基づいた雇用機会を創出します。
- ◇未就職の高卒新卒者などに対し、地元企業、社会福祉法人、介護事業者などにおけるインターンシップやトライアル雇用、職業・社会体験を積む短期雇用などの就職支援を行います。

- ◇安定した雇用環境を整備するため、ハローワーク等の関係機関と連携し、非正規雇用から正社員への転換の促進、産業技術・経済社会の変化と地域企業のニーズに対応した人材の育成、中高年齢者の雇用機会の確保など、支援事業を行います。
- ◇高校生や県外在住の新規学卒者、就職で地元を離れた出身者などの地元就職・地元定着を促進するため、ハローワーク等の関係機関と連携し事業を行うとともに、ホームページやオンラインなどを活用し地元企業の情報発信などを行います。
- ◇働く意欲のある高齢者は多いため、高齢者の長年に渡り培った知識や技能、経験を活かした希望に合う就業の場の確保に努め、就業を通じた社会参加を支援します。
- ◇生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、活躍の場を確保するため、それぞれの相談支援機関が連携し、本人の状況に応じた適切な支援を行うとともに、まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等との連携を通じ、多くの事業者が活躍の場を提供するよう働きかけを強化します。
- ◇農業と福祉の連携を推進し、障害者だけでなく、生活困窮者や高齢者など、様々な方が農業の機会に触れ、地元産業としての発展と、育てる喜びなど、生きがいづくりに寄与するよう推進します。
- ◇就労支援として、本人の状況に応じ就労準備支援事業や認定就労訓練事業などを活用した雇用対策を推進します。

（2）高等教育・研究機関の研究成果を活用した産業振興の促進

- ◇慶應義塾大学先端生命科学研究所、山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校、東北公益文科大学大学院などにおける研究成果をもとに、食品、健康、医療など幅広い分野に関するプロジェクトの推進や、関連するベンチャービジネスの創出と成長支援により、産業の振興、雇用の拡大を図ります。

基本方針8. 災害・犯罪に強い安心して住めるまちづくり

【重点課題】地域の災害リスクに応じた地域防災力の向上と防犯活動の推進

- 近年、気候変動等の影響により、既存の想定を上回る自然災害が多く発生しています。大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐには、行政の対応「公助」だけでは限界があることから、自分の身は自分で守る「自助」とともに、地域コミュニティでの相互の助け合い「共助」の取組が重要です。地域コミュニティにおける「共助」の推進のため、「地区防災計画」の策定を推進します。
- 地域住民が安全、安心に暮らすためには、助け合い、支え合う地域コミュニティづくりが重要となります。そのため、住民主体による防災への取り組みを支援し、市民と行政の連携を図りながら、若者や女性など住民活動の多様な担い手やリーダーを確保、育成し、自主防災組織の強化に取り組みます。
- 災害時に自力での避難が難しい高齢者や障害者らの避難行動要支援者は迅速に自ら避難することが困難です。そのため、事前に一人一人の避難方法を決めておく避難行動要支援者個別支援計画の作成を推進し、情報の伝達方法や避難誘導などを当事者と支援者が共有できるよう支援する必要があります。
- 防犯については、振り込め詐欺、消費者被害など高齢者を対象とした犯罪が多く見られます。そのため、年金支給日にあわせた振り込め詐欺防止の啓発活動などを実施し、高齢者自身の意識啓発が重要です。また、住民の主体的な見守り活動や家の電話を留守番電話に設定することによって未然に防ぐこともできます。一方、高齢者は、子どもの見守り活動・パトロールなどを推進し、防犯や少年非行防止に寄与する重要な役割があります。

【施策の方針と今後の取り組み】

(1) 地域の災害リスクに応じた地域防災力の向上

- ◇自主防災組織の災害対応力を高めるため、自主防災組織指導者講習会やブ

ッシュアップ講習会、防災講演会などの研修を実施し、地域防災の要となるべきリーダーの育成に努めます。また、防災の知識を有し、自主防災組織に対する助言や指導を行うことができる方を、「地域防災アドバイザー」として各地域の防災研修会や防災訓練に派遣する「防災サポート出前講座」の活用を進め、自主防災組織の強化に取り組みます。

- ◇地区防災計画の策定については、地域の自然特性を把握し、過去の災害事例を踏まえ、想定される災害について検討を行い、「災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」等の実践的な計画の作成を行います。さらに、計画に基づいた防災訓練を実施し、地域に住む一人一人の防災意識を高め、地域全体で防災に取り組むことにより、地域防災力の向上を目指します。
- ◇地区住民と各関係機関が土砂災害危険区域の現地調査を毎年実施することで、地元住民の災害に対する理解の醸成と意識啓発を図るとともに関係機関における情報共有を進めることで、災害による被害の未然防止や軽減を図ります。
- ◇災害ボランティアセンターを設置する際に円滑に進められるよう、災害ボランティアセンター連絡会等によりネットワークを構築し、関係機関との連携を図ります。

(2) 住民組織と関係機関の協働による避難行動要支援者個別支援計画等の作成の推進

- ◇災害時に必要な正確な情報を迅速に把握し、自ら避難所に向かうことのできずに対応を必要とする人々は高齢者、障害がある方、居住歴の浅い人など多様です。そのため行政は、避難行動要支援者の安全確保を図るため、地域住民や関係機関と連携し、避難行動要支援者個別支援計画の作成を推進する必要があります。個別支援計画では、地域の特性を活かした避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導等の具体的な事項を定め、支援者によるスムーズな避難活動を目指します。
- ◇避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者支援システムで管理し、鶴岡市避難行動要支援者支援計画に基づき情報の把握を行います。また、災害発災又は災害が発生する恐れがある場合には、避難行動要支援者の避難確保が図れるよう避難支援関係者に対し名簿情報の提供を行います。

◇災害によって被害を受けた被災者一人一人に寄り添い、生活全体における状況を把握し、それぞれの課題に応じた情報提供や人的支援など個別の支援を組み合わせて計画を実施する「災害ケースマネジメント」体制の構築について取組を進めます。

(3) 住民組織と関係機関の協働による防犯活動の強化

◇鶴岡市防犯協会では「非行と犯罪のない明るいまちづくり」に向け、市民、事業者及び関係機関・団体と連携し地域に根差した活動を行いながら、犯罪の未然防止に努めます。

特に高齢者を狙った特殊詐欺による被害が相次いでおり、高齢者や子どもが犯罪に巻き込まれないよう警察等との連携強化を図りながら、犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進します。

◇学校安全指導員（スクールガードリーダー）や市内全小学校に組織してされている見守り隊の皆様からご協力をいただき、児童生徒の安全な登下校に努めます。

(4) 犯罪を犯した者等への社会復帰支援の推進

◇保護司や地域の関係団体と連携して“社会を明るくする運動”を実施し、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の更生支援について啓発活動に取り組みます。

◇刑務所などの矯正施設を出所する者等に対し、山形県地域生活定着支援センターや地域の福祉団体等と連携して、必要な保健医療、福祉サービス、住居、就労、生活困窮への支援等を適切に提供し、社会復帰を支援します。

基本方針9. 地域全体で心の通い合う地域医療の実現

【重点課題】地域医療を取り巻く環境の変化への対応力の向上

- 令和7（2025）年に4人に1人が75歳以上の後期高齢者となる時代が到来しようとしています。医療現場では医師や看護師が不足しており、医療資源の偏在等の地域医療の課題に直面しています。
- 看護師の養成、薬剤師、技師などの医療従事者の確保、地域における医療提供体制の充実が課題となっています。
- 看護職員については、平成28（2016）年策定の山形県地域医療構想においても、着実に増加しているものの医療現場等における不足が深刻であるとされています。
- 地域の基幹病院である庄内病院が他の関係機関との連携を図りながら急性期病院としての使命を果たします。また、市民とともに地域の基幹病院の役割等について考え、市民の地域医療への理解が図られることが急務であります。
- 現在の病床（2015（平成27）年度病床機能報告）と2025年の推計による必要病床数を比較すると、高度急性期・急性期病床が過剰であり、反面、回復期病床が不足の状況となっています。
- 地域にある限られた医療・介護資源を有効に活用するため、地域内で完結できるもの、地域を超えて広域に完結すべきものを明確にし、各医療機関の医療機能の明確化や役割分担等、病床機能の分化・連携を進めていく必要があります。また、庄内二次医療圏で広域連携することが求められています。
- 24時間365日に対応した訪問診療や訪問看護等の切れ目のない在宅医療提供体制や、高齢者等が安心して療養生活を送るための介護サービスは、必ずしも十分ではなく、提供体制の充実が課題となっています。また、訪問看護や看取りなどを含めた在宅医療に対する市民の理解は、必ずしも進んでいない状況です。
- 高齢化に伴い、入院によりADLが低下し、自立した生活や在宅療養が困難に

なる方が増えています。また、独居で、頼れる親族が近くにいない方、病気以外の課題を抱えている方なども増えています。退院後の介護サービスや障害福祉サービスの利用等、医療、介護、福祉の連携が重要となります。

- 低賃金や夜勤、重労働などの労働環境のため、介護職員の離職率が高いことが課題となっている一方で、痰の吸引など医療依存度の高い方に対応できる専門性の高い介護従事者の確保、育成が求められています。
- 緩和ケアや在宅医療の提供体制の充実、医療、介護、福祉従事者の資質やサービスの質の向上が必要となります。
- 医療的ケアの必要な子どもたちをケアする家族が、急病等により自宅で看護できない場合などに緊急的に預けられる場所が不足しています。
- 医療機関から退院する方に対して、病院や診療所と保健・社会福祉関係機関が連携し、在宅で安心して生活ができるような適切な退院後の生活に関する計画策定の推進や、在宅での療養生活を支え病院・診療所間の連携とともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスなどが連携する体制を整備していく必要があります。

【施策の方針と今後の取り組み】

(1) 地域医療の市民への理解と普及

- ◇市民が地域医療の現状を知り、関心を持ってもらうとともに、地域医療について「ともに考え」、「ともに作り上げ」、地域全体で心の通い合う地域医療を実現するため、対話型の「鶴岡市地域医療を考える市民委員会」を令和元年(2019年)に設置しました。この委員会で、地域医療を守るために市民ができることを掲げる「市民アクションプラン」の策定や市民委員が核となり地域医療の理解と普及に取組む「市民勉強会」を開催し、地域医療の市民への理解と普及を図ります。
- ◇市民レベルにおいても、地域医療について議論できる場として、「鶴岡の医療を守る市民研究会」や「荘内病院の明日を考える会」が立ち上がっています。これらの会と連携を図りながら、地域医療についての関心をさらに高めています。

◇南庄内の医療体制について、地域医療に関するさまざまな意見や取組を参考にするとともに、山形県の地域医療構想の考え方も踏まえ、地域の基幹病院である莊内病院と連携して検討していきます。

(2) 医療・介護連携の推進による地域包括ケアの拡充

◇地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療と在宅介護が切れ目なく一体的に提供される体制の構築に向けて、必要な具体的取り組みを企画・立案を支援していきます。また、鶴岡地区医師会の医師を中心とした「南庄内在宅医療を考える会」でも検討している①主治医・副主治医制の導入による体制の構築、②在宅療養中の患者・利用者についての急変時診療医療機関の確保、③訪問診療・往診を提供する医療機関と訪問看護ステーションとの連携体制の構築について、ともに考えていきます。

◇入院時から在宅療養までのスムーズな移行ができるよう、県が北庄内と南庄内の相互連携のために作成した入退院支援調整ルールの普及に努めます。

◇疾病管理のための地域連携パスや地域電子カルテ「Net4U」、ちゅうかいネット等のICTを活用した情報共有ツールの利活用を促進し、患者に関わる多職種チームで病院から在宅療養まで切れ目のない医療・介護連携体制の構築を推進します。

◇夜間（深夜）や早朝における介護サービス提供体制の充実を図るため、24時間柔軟に対応できるサービス提供体制の確保を検討します。

◇入院患者の在宅復帰に向け、入院前の生活環境や介護サービス利用状況等の情報共有を行います。

◇今後、地域包括ケアシステムを推進していく中で、急性期病床から回復期病床への機能転換を進め、急性期の治療を終えた患者の在宅復帰に向けた在宅医療や回復期リハビリテーションを提供する機能を充実していきます。

(3) 看護師などの医療従事者や介護人材の確保と養成

◇地域における医療提供体制の充実を図るため、看護師養成機関である莊内看護専門学校の改築整備を進めます。

- ◇看護師、薬剤師、技師などをめざす学生の積極的な実習などの受入れや、大学、専門学校などへの病院情報の提供に努めるなど医療従事者の確保に取り組みます。
- ◇看護師、介護従事者等を志望する人の増加を図るとともに、地元への定着を促進していきます。
- ◇山形県看護職員需給推計の看護師不足の解消に向けた、看護職員確保対策「山形方式・看護職員等生涯サポートプログラム」の充実強化を図る取組と県内二次医療圏ごとや福祉分野の需要に対応した看護師確保の取組の強化を県に対し要望していきます。
- ◇今後の高齢化の進展に伴い、介護現場の人手不足が、更に深刻化することが予測されます。介護人材の確保のための施策を図るとともに、その待遇の改善、知識や技術の修得など養成のための施策を検討し、介護人材の確保と資質の向上を図ります。

(4) 在宅医療の推進

- ◇鶴岡地区医師会の地域医療連携室ほたる、荘内病院の地域医療連携室の連携拠点を中心に、在宅医療に取り組む医師や在宅療養支援診療所等の拡充を図るとともに、行政、医療、介護、福祉関係者間の連携を強化していきます。
- ◇庄内プロジェクト（緩和ケア普及のための地域プロジェクト）において、これまで多職種連携の様々な取組みを実践してきました。新たに生じた地域課題の解決に向けて、在宅医療・介護関係者による協議の場を設置することを進めています。
- ◇多職種チームアプローチによる口腔ケア（咀嚼・嚥下機能等の回復、誤嚥性肺炎等の予防を含む）と食の支援を行う活動を支援し、在宅療養患者のQOLの維持向上を図ります。
- ◇市民や患家を対象とした在宅医療に関するセミナーを開催することにより、在宅医療や看取りに対する市民周知を図っていきます。
- ◇人生の最終段階の医療やケアについて、自分自身で前もって考え、周囲の信頼

する人たちと繰り返し話し合い、共有すること（ACP）が重要であることを普及啓発します。

◇安心して住み続けられる中山間地を目指し、インターネット等を活用して診療が受けられるオンライン診療の可能性を探ります。

◇緩和ケアの充実や啓発のため市民向けの講座や講演会、医療福祉関係者向けの研修会を開催し、患者・家族の生活の質の向上、医療、介護、福祉従事者のスキルアップを図ります。

◇医療機関や施設において、医療的ケア児のレスパイト入院や短期入所等ができるよう推進します。

◇医療関係者やケアマネジャーなどの福祉関係者を含めた退院前カンファレンスを行いながら、より在宅にスムーズに復帰できる計画の作成の取り組みを充実し、退院支援の推進を図ります。

（5）在宅での看取りに関する啓発と体制づくり

◇現在、対応が困難な事例や医療・保健・社会福祉の各専門職の連携が必要な課題に対して、高齢者領域では、地域包括支援センターが中心となり、多職種による専門的視点を交えて個別ケースの課題の解決等を図る「地域ケア個別会議」などが行われています。住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしをおくことができるよう医療・保健・福祉関係者が一体となって、患者・家族を支援するチームアプローチの拡充を図ります。

◇医療機関や介護福祉施設等の関係者に対するターミナルケアの知識やスキルの向上を目的とする研修会を開催するなど、医療機関や介護、福祉施設等による看取り体制を充実させていきます。

令和3年度→令和7年度

第3次鶴岡市地域福祉活動計画

おだがいさまのまちづくり計画2020

(案)

令和3年3月

社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会

(会長挨拶)

(宮城先生挨拶)

(空白)

目次

第1章 「おだがいさまのまちづくり計画 2020」の策定にあたって

1. 計画策定にあたって
2. 計画の位置づけ
3. 計画の基本理念
4. 計画の基本的な視点
5. 計画期間
6. 計画の進行管理
7. 近年の地域福祉の動き(各種イメージ図等)
8. 計画の体系

第2章 活動目標と活動項目(取組)

1. 困りごとを一人で抱えない
2. 福祉のこころを育てる
3. 身近な場所でつながる
4. 多様な資源や人をつなぐ
5. 困りごとをみんなで考える
6. 日頃から関わりあい、助けあう
7. 一人ひとりの暮らしをまもる
8. 思いをつなぐ未来へのチャレンジ

第3章 各福祉センターエリアで策定された「地域支え合いプラン」の概要

資料編

1. 各種アンケート調査等の概要
2. 用語説明
3. 地域福祉活動計画策定の経過
3. 地域福祉活動計画策定委員会名簿
4. 地域福祉活動計画策定ワーキンググループ名簿
5. 特定非営利活動法人日本地域福祉研究所講師名簿
6. 事務局名簿

第Ⅰ章

「おだがいさまのまちづくり計画 2020」の策定にあたって

I. 計画策定にあたって

計画策定の趣旨

- 人生100年時代と言われ、すべての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題とされています。しかし、少子高齢化、人口減少が進み、地域の活力が失われつつあるとともに、人ととのつながりが希薄になることにより、地域や家庭などでも支え合いの基盤が弱まってきています。
- さらに、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により、地域福祉活動やサロン活動等にも制約を受け、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしています。
- 鶴岡市では、令和2年3月31日現在の高齢化率は34.8%となっており5年後は37%を超えると予測されています。また、人口減少も進み5年前の平成27年は132,313人、令和2年は124,697人と5年間で7,616人減少しています。さらに、14歳以下の人口減少は著しく、平成27年度は15,732人で全人口に占める割合が11.9%であったものが令和2年は13,812人で11.1%となっています。
- 少子高齢化が顕著となり、さらには社会的な孤立、虐待、ひきこもり、生活困窮といった課題が絡みあって、地域の生活課題は多様化・複合化している状況にあります。
- 地域の生活課題については、既存の福祉サービスや家族の支援だけでは対応しきれない場合もあり、制度の狭間にある生活しづらさや抱える課題を解決していくためには、近隣の住民や地域で助け合い、支えあう取組を充実させていくことが何より求められています。
- 鶴岡市社会福祉協議会（市社協）は平成22年度に第1次地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2010」を策定し「おだがいさまのまちづくり」を基本理念に掲げ、住民主体の地域福祉の推進に努めてきました。さらに市町村合併後から5年を経て、地域特性を踏まえた福祉活動のために、藤島、羽黒、櫛引、朝日、温海地域では住民や地域団体・関係機関等が協働し「地域支え合いプラン」が策定されました。

○平成27年度には、第2次地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2015」を策定し、この計画の期間中に、地域福祉推進基礎組織となる鶴岡地域の21学区地区社会福祉協議会等が中心となり住民主体の福祉活動を明確化するため小地域福祉活動計画「地域支え合いプラン」が、初めて策定されました。また、藤島、羽黒、櫛引、朝日、温海地域では地域福祉委員会を中心、「第2次地域支え合いプラン」が策定されています。

○この計画は、これらの「地域支え合いプラン」策定のために集められた課題、地域福祉に求められる意見、さらには町内会・単位自治組織の長、民生委員・児童委員等へのアンケートの実施、相談支援を行っている専門職からヒアリングを実施し集約した生活課題等に基づき、「気づきあい・つながりあい・支えあい・認めあい」の視点で「おだがいさまのまちづくり」を推進するものです。また鶴岡市の地域福祉を取り巻く現状や特性を踏まえながら、これからの中間の5年間の地域福祉推進の指針となるよう、また鶴岡市が策定する鶴岡市地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン2020」との整合性を図りながら一体的に策定したものです。

計画の策定体制

(1) 策定体制

①地域福祉活動計画策定委員会

自治組織関係者、社会福祉団体関係者、学識経験者、社会福祉事業の従事者等で組織する、この計画の策定に関する事項を協議する委員会。委員数は15名、全4回の委員会の他、3つのテーマに分かれてのテーマ別部会において、計画策定に向けた課題抽出、計画案の協議を行いました。

②地域福祉活動計画策定ワーキンググループ

市社協内の地域福祉・相談支援部門の職員20名で組織する、内部の作業班。前計画の評価や、策定委員会、各種調査での意見に基づいて、計画の策定にあたっての課題抽出・取り組みの方向性等の取りまとめを行いました。

③計画策定アドバイザー

計画策定にあたり日本地域福祉研究所より、アンケート調査結果の分析や全国的な先進事例の情報提供及び助言指導をいただきました。

(2) 各種調査について

①単位自治組織向けアンケート

市内の町内会長、単位自治組織の長を対象に、日頃の活動からの地域の福祉課題等に関するアンケート調査を令和2年5月～7月にかけて実施しました。回答者数370名。

②民生委員児童委員向けアンケート

市内の民生委員児童委員を対象に、日頃の活動からの地域の福祉課題等に関するアンケート調査を令和2年8月～10月にかけて実施しました。回答者数324名。

③訪問聞き取り調査

市社協が支援している世帯への個別の訪問聞き取り調査を令和2年8月～10月にかけて実施しました。回答数21件。

④ソーシャルワーカー等へのオンラインヒアリング

障害者領域4名、児童・子育て領域4名、高齢者領域3名、生活困窮者領域3名、ケアマネージャー3名の各専門職を対象に、包括的な相談支援体制構築等についてのオンラインでのヒアリング調査を、令和2年8月20日、21日に実施しました。

⑤専門職向けアンケート

④で行った調査を踏まえ、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター、地域生活自立支援センター、福祉センターを対象に、包括的な相談支援体制構築等に関するアンケート調査を令和2年9月～10月に実施しました。回答数179名。

⑥鶴岡市社会福祉協議会職員向けアンケート

鶴岡市社会福祉協議会職員向けに、地域福祉活動計画の意識調査に関するアンケート調査を令和2年10月に実施しました。回答数705名。

⑦ウェブアンケート

鶴岡市社会福祉協議会ホームページ閲覧者を対象に、地域福祉に関する実態調査のためアンケート調査を実施しました。回答数21名。

2. 計画の位置づけ

鶴岡市地域福祉計画との連携

○この計画は鶴岡市が策定する『地域福祉計画』と連携し、地域住民や地域社会を構成するすべての人や組織が連携・協働し、地域が抱える生活課題や福祉課題の解決を目指すとともに、福祉のまちづくりを計画的に推進するための民間の活動（行動）計画として位置づけられています。

○さらに『鶴岡市社会福祉協議会発展強化計画』との整合性を図りながら、地域における社会福祉協議会の役割を明確にして、民間の立場から地域福祉の推進を図ります。

鶴岡市

鶴岡市総合計画

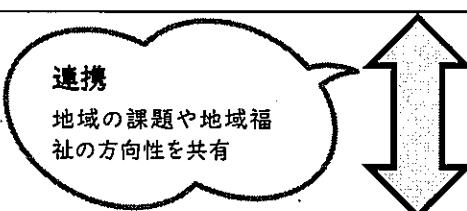
【鶴岡市のすべての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置付けられる計画】

鶴岡市地域福祉計画

【関連する計画の上位計画で住民の暮らしをめぐる新たな時代の課題に対応する計画】

- ・鶴岡市高齢者福祉計画
- ・介護保険事業計画
- ・鶴岡市障害者保健福祉計画
- ・鶴岡市子ども・子育て支援事業計画
- ・いきいき健康つるおか21

関連する計画



鶴岡市社会福祉協議会発展強化計画

【市社協の事業運営（経営）方針にかかるビジョンや目標を示し、その実現に向けた事業・組織・財務等に関する具体的な取組みを明示する計画】

第3次地域福祉活動計画

【地域住民や地域で福祉活動を行う組織や社会福祉事業者等が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画】



小地域福祉活動計画 「地域支え合いプラン」

【学区・地区社協等及び地域福祉委員会が、住民や地域団体・関係機関等と協働し策定する小地域の地域福祉活動実施のための計画】

3. 計画の基本理念

○市社協では、地域福祉活動の推進に取り組み、住民・行政・関係団体と協働しあらゆる社会資源をつなぎ、お互いに支え合う福祉のまちを目指し「第3次地域福祉活動計画」の基本理念を次のとおりとします。

基本理念 『おだがいさまのまちづくり』

4. 計画の基本的な視点

○この計画において、効果的な推進が図られるよう、次の4つの視点に基いて取り組みます。

(1) 気づきあい

～困っている人を見逃さない地域づくり～



住民の困りごとやSOSを見逃さず、その人の思いを受け止める支援をしていきます。

人との関わりを大切にし、お互いに助けあう意識が育まれるよう、福祉を学ぶ機会をつくり、困り事を見逃さない地域づくりを進めます。

活動目標

- ① 困りごとを一人で抱えない
- ② 福祉のこころを育てる

(2) つながりあい

～様々な人が出会い、つながりあえる場づくり～



だれもが孤立することなく、住み慣れた地域で暮らしていくための集いの場への参加支援や地域ニーズに沿った集いの場づくりを支援していきます。地域の多様な資源がつながりあい、相互に連携し合える場づくりを進めます。

活動目標

- ③ 身近な場所でつながる
- ④ 多様な資源や人をつなぐ

(3) 支えあい



～身近な地域でお互いに助けあえる関係づくり～

住民同士が支えあえるネットワークづくりに取り組むとともに、災害時に支援を要する人への支援体制や災害ボランティア活動の体制づくりを行います。

隣近所など顔の見える範囲で日頃の見守り、支え合い活動を展開し、地域の関係づくりを進めます。

活動目標

- ⑤ 困りごとをみんなで考える
- ⑥ 日頃から関わりあい、助けあう

(4) 認めあい

～お互いの違いを認めあい、
その人らしさを大切にする社会づくり～



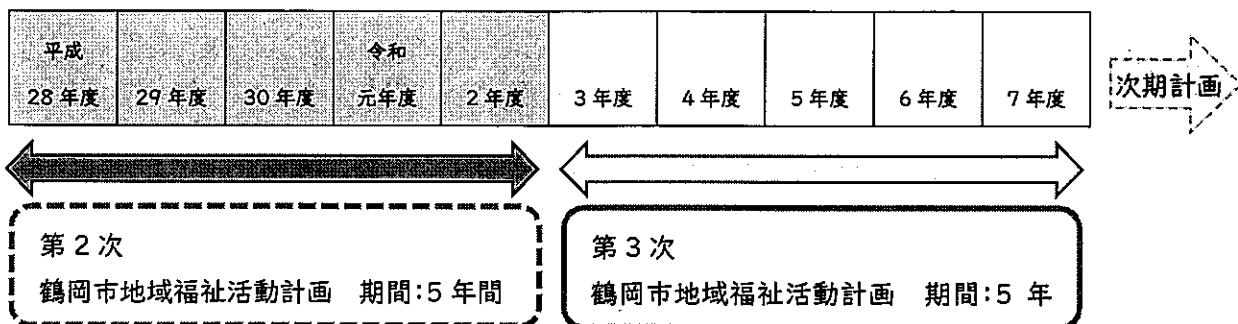
認知症や障がいの有無などに関わらず、その人らしく安心して、生活し続けられる社会づくりを目指します。複合的な課題や生活に困窮している人や世帯に寄り添った支援をしていきます。

活動目標

- ⑦ 一人ひとりの暮らしをまもる
- ⑧ 思いをつなぐ、未来へのチャレンジ

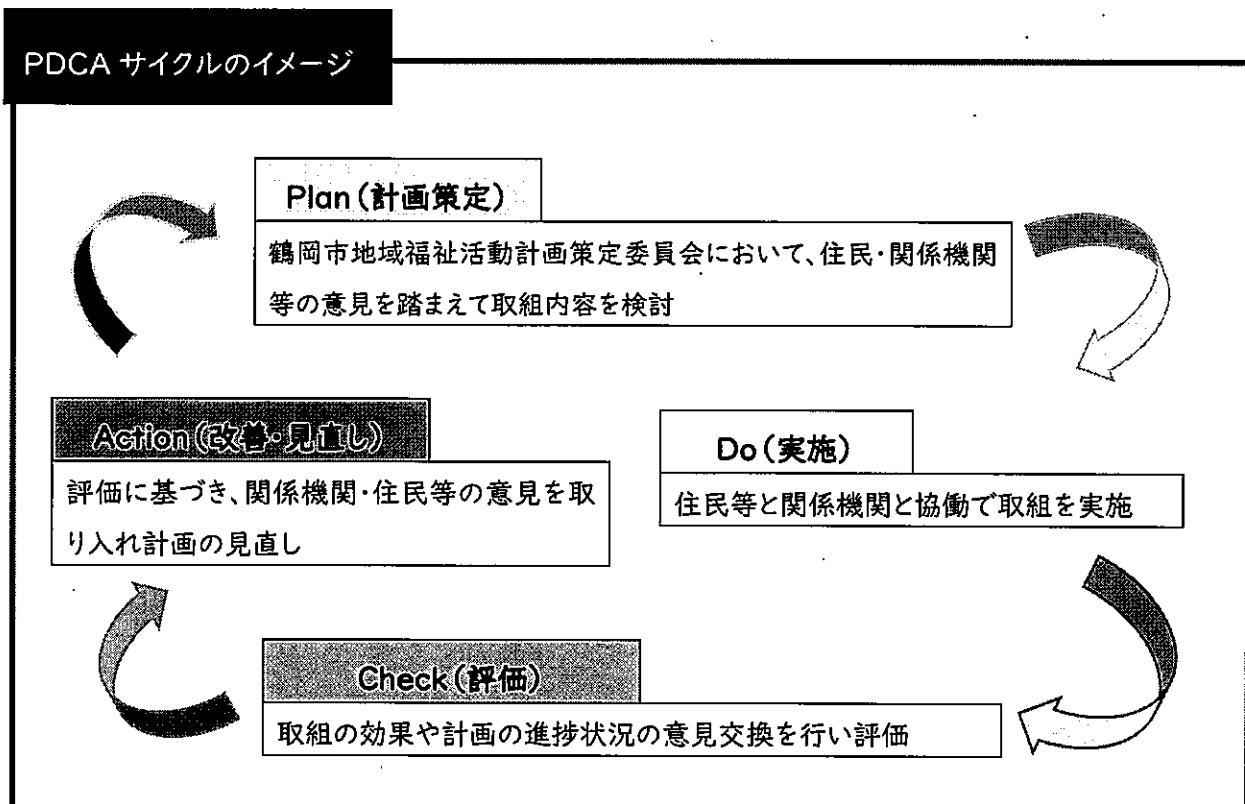
5. 計画期間

○この計画は、第2次鶴岡市地域福祉活動計画と同じく5年間（令和3年度～令和7年度）を計画期間として策定します。



6. 計画の進行管理

○この計画は、市社協や関係団体における進捗状況の確認により、年に一度評価・点検を行います。小地域活動計画「地域支え合いプラン」においても、策定団体による評価等を実施していきます。PDCAサイクルに基いて計画の進捗状況の評価及び改善・見直し等を行い、効率的な計画の推進を図っていきます。

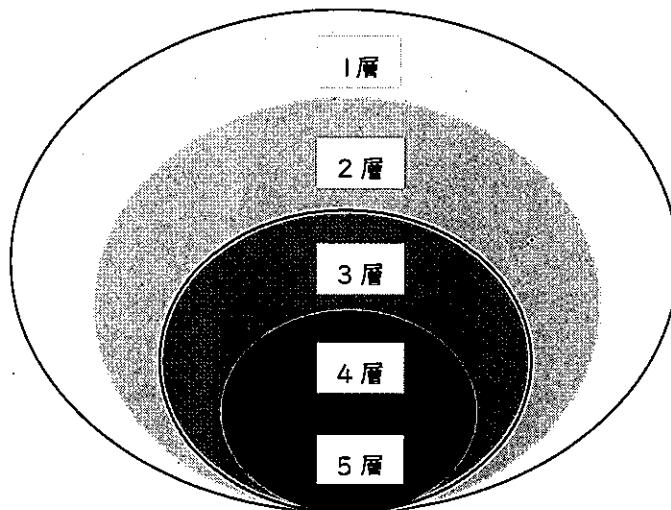


7. 近年の地域福祉の動き

○この計画は、地域福祉を取り巻く制度や施策の動向も考慮し策定しています。

5層のエリアについて

地域福祉の推進に向けた取り組みは、その内容に応じた福祉活動を地域単位で展開する必要があります。家庭や隣近所、町内会、小・中学校区や地域包括支援センターの圏域、鶴岡市全域等、様々な圏域で効果的な活動が実施されていくことが望されます。



【1層 鶴岡市全域エリア】

総合保健福祉センター（保健センター、子ども家庭支援センター、障害者相談支援センター）、生活自立支援センター、児童相談所、市関係部局、市社会福祉協議会、その他の民間機関・団体など

【2層 中学校区を基礎としたエリア】

地域保健福祉センター（下記の機能を含む）
地域包括支援センター、地域子ども家庭支援センター、地域障害児・者相談支援センター、市社会福祉協議会福祉センター

【3層 小学校区を基礎としたエリア】

学区・地区社会福祉協議会、コミュニティセンター・地域活動センター、公民館、町内会・自治会連合会、各種住民団体

【4層 町内会・自治会のエリア】

町内会・自治会などの各種住民団体、自治公民館
(鶴岡市には464の町内会・自治会がある)

【5層 近隣のエリア】

班・隣組、近隣、各種会員、福祉協力員

自助・互助・共助・公助の考え方

自分で守る



介護予防
健康管理
セルフケアなど

互いに守る



近所の助けあい
住民組織の活動
ボランティアなど

自助



共助

医療保険
介護保険
など

公助

生活保護
権利擁護
虐待対策
など

みんなで守る

公的機関が守る

【地域共生社会の実現】

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が求められています。

支え・支えられる関係の循環

～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◆居場所づくり
- ◆社会とのつながり
- ◆多様性を尊重し認め
あう地域文化



- ◆生きがいづくり
- ◆安心感のある暮らし
- ◆健康づくり
- ◆ワークライフバランス

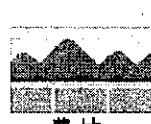
すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環
～地域社会の持続的発展の実現～

- ◆社会経済の担い手輩出
- ◆社会資源の有効活用、雇用創出等
による経済価値の創出

- ◆就労や社会参加の場や機会の提供
- ◆多様な主体による、暮らしへの支援
への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

その他…

【(仮称) 地域福祉ワーカー】
(コミュニティソーシャルワーカー)
市社協に配置

複合的な課題を抱えた個人や家族のニーズ把握、情報の集約、チームアプローチによる支援を行い、住みよい地域づくり活動につとめます。

全世代を対象とした
相談支援

複雑な課題が
ある方への
寄り添った支援

SOS を発信できない
人への積極的な働き
かけ



【生活支援コーディネーター】
地域包括支援センターに配置

介護保険制度の中で配置され、主に高齢者の社会参加の促進や住民主体の活動を含む生活支援サービスの創出といった基盤整備を推進していく役割を担っています。



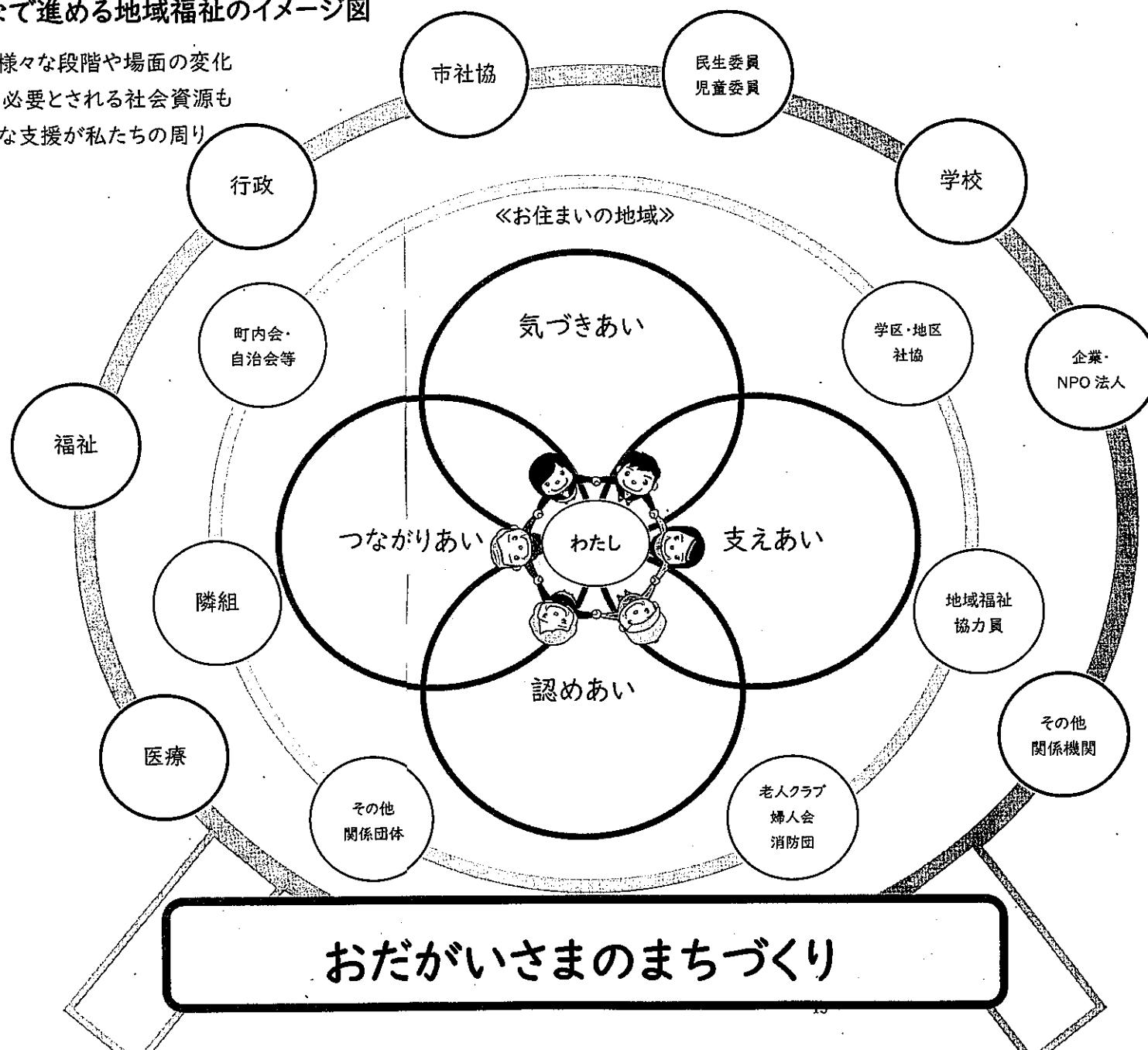
高齢者の介護
予防の場づくり

高齢者の生活
支援の担い手
づくり

高齢者の支えあい
活動を考える話あい

市社協が考えるみんなで進める地域福祉のイメージ図

必要とされる支援は人生の様々な段階や場面の変化により変わり、関わる人々や必要とされる社会資源もその時々で変わります。様々な支援が私たちの周りにはあります。



各種統計まとめ

(令和2年3月31日現在)

	全市	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	櫛引地域	朝日地域	温海地域
総人口	124,697人	89,062人	9,909人	7,934人	7,029人	3,859人	6,904人
男性	59,627人	42,513人	4,727人	3,841人	3,374人	1,868人	3,304人
女性	65,070人	46,549人	5,182人	4,093人	3,655人	1,991人	3,600人
世帯数	48,927人	36,932人	3,203人	2,592人	2,226人	1,291人	2,683人
自治会・町内会数	464件	248件	61件	69件	21件	38件	27件
民生委員・児童委員数 (定数)	351人	213人	36人	23人	22人	23人	34人
年少人口(0~14)	13,812人	10,222人	1,053人	870人	810人	349人	508人
高齢者人口	43,416人	29,411人	3,722人	2,892人	2,547人	1,665人	3,179人
高齢者単身世帯 (65歳以上)							
高齢者のみの世帯 の高齢者数							
虚弱な日中単身高齢者							
寝たきりの高齢者							
介護保険認定者数 (要支援)(推定)							
介護保険認定者数 (要介護)(推定)							
外国籍住民人口	802人	—	—	—	—	—	—
障害者手帳保持件数	7,296件	—	—	—	—	—	—
生活保護世帯	1,125世帯	—	—	—	—	—	—

掲載について関係機関と調整中

	全市	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	櫛引地域	朝日地域	温海地域
地域包括支援センター	11ヶ所	6ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
社会福祉法人	35 法人	29 法人	1 法人	2 法人	1 法人	1 法人	1 法人
特別養護老人ホーム (地域密着型含)	12ヶ所	4ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	1ヶ所
介護老人保健施設	7ヶ所	6ヶ所	—	1ヶ所	—	—	—
障がい者相談支援事業所	9ヶ所	9ヶ所	—	—	—	—	—
地域子育て支援センター	14ヶ所	8ヶ所	2ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
保育所(認可)	38ヶ所	24ヶ所	2ヶ所	3ヶ所	4ヶ所	1ヶ所	4ヶ所
幼稚園	1ヶ所	1ヶ所	—	—	—	—	—
認定こども園	13ヶ所	12ヶ所	1ヶ所	—	—	—	—
児童館	11ヶ所	10ヶ所	1ヶ所	—	—	—	—
学童保育所 (放課後児童クラブ)	24ヶ所	17ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
小学校	26校	15校	3校	2校	3校	1校	2校
中学校	11校	6校	1校	1校	1校	1校	1校

8. 第3次鶴岡市地域福祉活動計画の体系

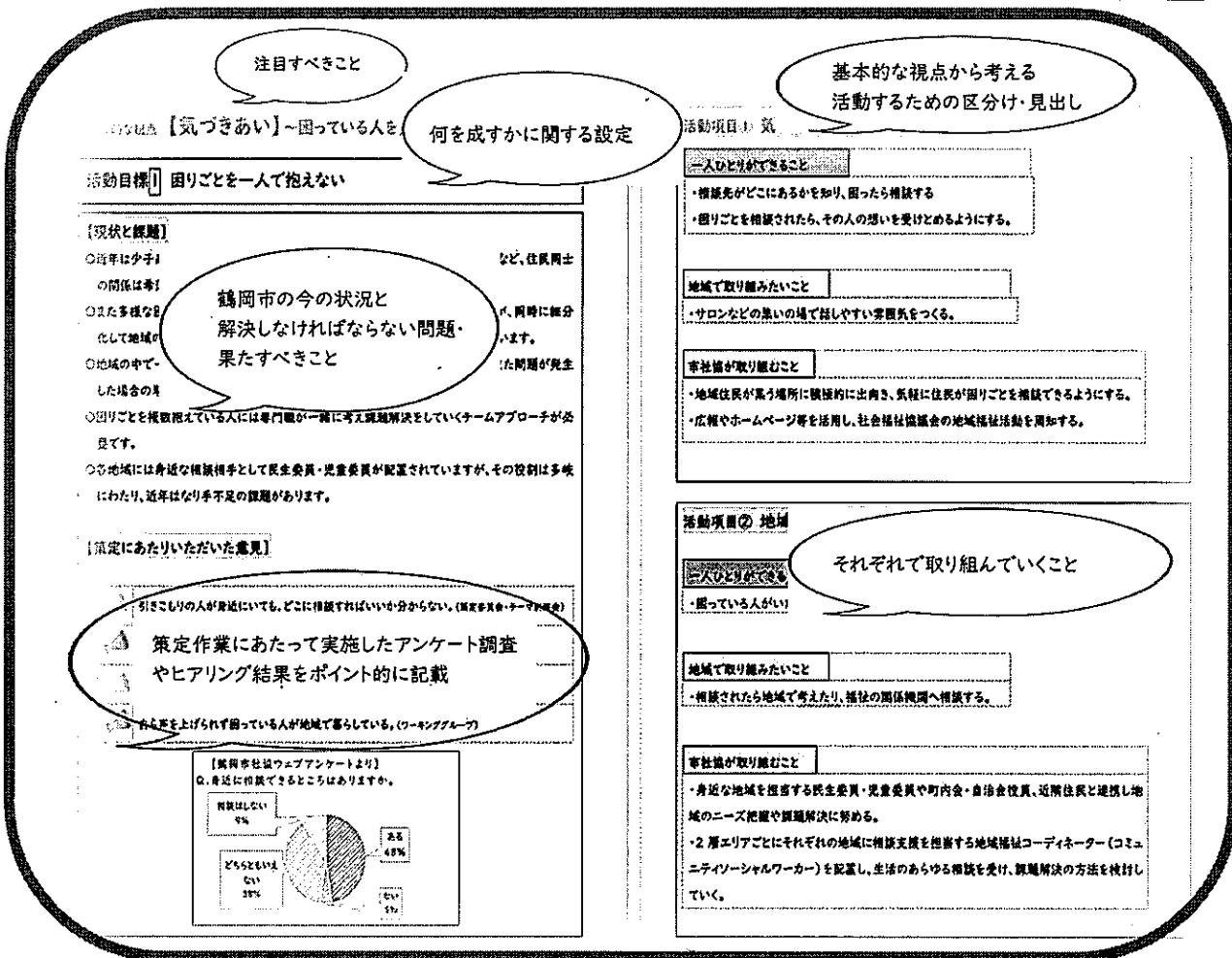
基本理念	基本的な視点
おだがいさまのまちづくり	気づきあい
	～困っている人を見逃さない地域づくり～
	つながりあい
	～様々な人が出会い、つながりあえる場づくり～
	支えあい
	～身近な地域でお互いに助けあえる関係づくり～
	認めあい
	～お互いの違いを認めあい
	～その人らしさを大切にする社会づくり～

活動目標	活動項目(取り組むこと)
1. 困りごとを一人で抱えない	①気軽に相談できる環境づくり ②地域と共に考える相談支援体制づくり
2. 福祉のこころを育てる	③学校と連携した福祉教育の推進 ④地域を基盤とした福祉教育の充実
3. 身近な場所でつながる	⑤小地域でのつどいの場、居場所づくり ⑥孤立しない、させない参加支援の促進
4. 多様な資源や人をつなぐ	⑦社会福祉法人・企業・NPO法人等の地域貢献の推進 ⑧新たな参加を生み出す住民活動の創出
5. 困りごとをみんなで考える	⑨近隣でできる助け合いを考え、活動を進める ⑩困っている人を地域で支える仕組みづくり
6. 日頃から関わりあい、助けあう	⑪地域の力をいかした支援体制づくり ⑫災害ボランティアの育成、関係団体との連携強化
7. 一人ひとりの暮らしをまもる	⑬権利擁護体制の普及啓発 ⑭制度の狭間にいる人への支援の強化
8. 思いをつなぐ、未来へのチャレンジ	⑮子ども・若者の社会参加と活躍の場づくり ⑯地域共生社会の実現を目指した基盤づくりのために市社協が実践すること

第2章

活動目標と活動項目（取組）

取組の展開の見方



■一人ひとりができること

日頃からの隣近所でのあいさつ、声かけをはじめ地域で困っている人への

ちょっとした手助け、さりげない見守りは地域住民しかできない重要な役割です。

一人ひとりが地域の一員として、日常生活の中で心がけたいことを記載しています。

■地域で取り組みたいこと

地域で困っている人を地域で受け止め共に支え合う「互助」の力が求められています。ボランティアや学区・地区社会福祉協議会、住民組織、事業所など多様な組織が相互に協力して取り組みたいことを記載しています。

■市社協が取り組むこと

社会福祉協議会が地域福祉を推進する団体として地域住民をはじめ、関係団体や行政機関と連携・協働し合意形成を図りながら各目標の実現に向けて重点的に取り組むことを記載しています。

基本的な視点 【気づきあい】～困っている人を見逃さない地域づくり～

活動目標Ⅰ 困りごとを一人で抱えない

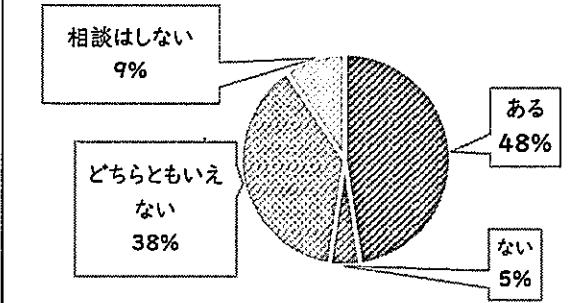
【現状と課題】

- 近年は少子高齢化、家族の少人数化、ライフスタイルの変化や就業形態の多様化など、住民同士の関係は希薄化しつつあります。
- また多様な困りごとを抱える人や世帯が多くなり、福祉の相談窓口も増えましたが、同時に細分化して地域の中には困りごとを抱えていてもどこに相談してよいかわからない人もいます。
- 地域の中で一人暮らし高齢者などが孤立しないよう日頃からの声掛けや見守り、また問題が発生した場合の早期対応、通報、連絡体制づくりが必要です。
- 困りごとを複数抱えている人には専門職が一緒に考え課題解決をしていくチームアプローチが必要です。
- 各地域には身近な相談相手として民生委員・児童委員が配置されていますが、その役割は多岐にわたり、近年はなり手不足の課題があります。

【策定にあたりいただいた意見】

-  引きこもりの人が身边にいても、どこに相談すればいいか分からない。(策定委員会・テーマ別部会)
-  地域の中で気軽に相談できる場所が不足している。(地域支え合いプラン策定時)
-  困った時にどこに相談すればいいか分からない。(訪問聞き取り調査)
-  自ら声を上げられず困っている人が地域で暮らしている。(ワーキンググループ)

【鶴岡市社協ウェブアンケートより】
Q. 身近に相談できるところはありますか。



活動項目① 気軽に相談できる環境づくり

一人ひとりができること

- 相談先がどこにあるかを知り、困ったら相談する
- ・困りごとを相談されたら、その人の思いを受けとめるようとする。

地域で取り組みたいこと

- ・サロンやサークルなどの集いの場で話しやすい雰囲気をつくる。

市社協が取り組むこと

- ・地域住民が集う場所に積極的に出向き、気軽に住民が困りごとを相談できるようにする。
- ・広報やホームページ等を活用し、地域の特色ある取組の紹介や困りごとの内容に応じた相談窓口を周知する。

活動項目② 地域と共に考える相談体制づくり

一人ひとりができること

- ・困っている人がいたらその人に相談先を紹介する。

地域で取り組みたいこと

- ・相談されたら地域で考えたり、福祉の関係機関へ相談する。

市社協が取り組むこと

- ・身近な地域を担当する民生委員・児童委員や町内会・自治会役員、近隣住民と連携し地域のニーズ把握や課題解決に努める。
- ・2層エリアごとにそれぞれの地域に相談支援を担当する(仮称)地域福祉ワーカー(コミュニティソーシャルワーカー)を配置し、生活のあらゆる相談を受け、課題解決の方法を検討していく。

基本的な視点【気づきあい】～困っている人を見逃さない地域づくり～

活動目標2 福祉のこころを育てる

【現状と課題】

- 学校では主に体験型の福祉を学ぶ機会が中心になっているが、これからは地域社会と連携しながら地域と学校が成長しあえる福祉教育を進めていくことが必要です。
- 地域の中で福祉について共に学びあう機会を作っていくことが必要ですが、地域住民へむけた福祉教育の場が少ない状況にあります。
- 次世代を担う子ども・若者たちの地域への愛着心、人との関わりを大切にしお互いに助け合う意識が育成されるような福祉教育が求められます。

【策定にあたりいただいた意見】



自分たちの活動を広く地域住民に理解してもらいたい。

(単位自治組織・民生委員・児童委員アンケート)



複合的な課題の対応には専門機関だけでなく地域との連携も必要になるので、前提として障害や困窮する状況への理解を進める機会(研修会等)があるとよい。

(専門職向けアンケート調査)



地域で実施している住民主体の地域福祉活動を知らない。 (訪問聴き取り調査)



地域活動の担い手が不足しているので、学校・PTA、子ども、子育て世代と一緒に福祉学習に取り組み、地域の次世代の担い手を育むことが出来るようにしたい。

一般住民を対象とした福祉教育の機会が少ない。 (地域支え合いプラン策定時)



幼少期からの福祉教育の促進が必要。

地域活動の担い手が不足し同じ人が長年活動を続けている。

小・中・高等学校に福祉教育の働きかけを行う必要がある。 (策定員会・テーマ別部会)

活動項目③ 学校と連携した福祉教育の推進

一人ひとりができること

- ・学びの場に積極的に参加する。

地域で取り組みたいこと

- ・学校と一緒に福祉を学ぶプログラムを考える。

市社協が取り組むこと

- ・学校や地域が取り組みやすく、また両者をつなぐプログラムなどを開発し普及する。
- ・市社協職員が持っている福祉の専門的なスキルを学校や地域に出向いて伝える。
- ・教員等に情報提供を行い、より充実した福祉教育の実践を支援する。

活動項目④ 地域を基盤とした福祉教育の充実

一人ひとりができること

- ・身近にいる地域で一人で暮らす高齢者や障がい者などまわりにいる人のことを考える。

地域で取り組みたいこと

- ・幅広い世代での福祉教育の場を積極的につくる。

市社協が取り組むこと

- ・福祉のことに関心が持てるようにイベント等を通じて啓発活動を行う。
- ・地域の一員としての意識が育つよう、福祉を学ぶ機会をつくり地域の福祉活動に参加するきっかけをつくる。
- ・介護職員初任者研修等を実施し、広く福祉に関わる人材を増やす。

基本的な視点【つながりあい】～様々な人が出会い、つながりあえる場づくり～

活動目標③ 身近な場所でつながる

【現状と課題】

- 行事や地域活動に参加する人が固定化し年々減少しています。身近な住民同士が集まる場、機会が減りつながりの場が少なくなり、住民同士の関わりの希薄化が心配されています。
- 世代や性別に関係なく集える場が必要とされています。
- 住民同士の関わりの希薄化が進む中で、自分も地域の一員であることを意識していくことも大切です。
- 地域の中には、さまざまな理由で社会と接点を持つことができず、孤立している人も暮らしています。そのような方の中には地域にある身近な集まりの場であっても行きづらいと感じている方もいます。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響により地域住民が話し合いを行ったり、声かけや集う機会を減少せざる得ない状況が続いている。

【策定にあたりいただいた意見】



- 気軽に集える身近な集会所が少ない。
- 地域の中で集まって話をすることが少なくなった。
- 行事への参加者が固定化、減少している。
- 交流会や居場所を運営する役員へ負担が集中している。
- 集まりの場に男性の参加、若い世代の参加が少ない。
- 地域の子どもたちと親睦を深める機会が少なくなってきた。
- 子育て世代との交流など、世代間交流の場を設けたい。

(地域支え合いプラン策定期)



- 世代間交流を考慮した事業で若い世代とコミュニケーションを図るべき。
- お互いの顔を合わせる交流の場がまだまだ少ないと感じている。コロナ禍以降の新しい生活様式の中でも、それに対応した交流の場をつくっていきたい。
- お互い様の気持ちが大事だと思う。子どもたちは元気な声であいさつするが、あいさつしない大人がいる町内会を改善したい。 (単位自治組織アンケート)

活動項目⑤ 小地域でのつどいの場・居場所づくり

人ひとりができること

- ・地域の様々な行事に積極的に参加する。

地域で取り組みたいこと

- ・いろいろな世代が一緒に参加できるような場をつくる。

市社協が取り組むこと

- ・地域のニーズに沿ったつどいの場づくりを支援する
- ・多世代交流型の活動促進や他地域の活動を紹介する機会をつくる。

活動項目⑥ 孤立しない・させない参加支援の促進

人ひとりができること

- ・積極的なあいさつやコミュニケーションを図る。

地域で取り組みたいこと

- ・集まりの場に参加できるようなきっかけをつくる。
- ・これまで参加しなかった人に声をかけ参加を促す。

市社協が取り組むこと

- ・地域活動への参加が少なく気になる人・世帯への関わりやつどえる場をつくる。
- ・つながりが少ない人へ地域と関わりが持てるよう必要な支援を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症等の影響下においても「新しい生活様式」の実践と新たな地域福祉活動を検討し、地域のつながりが持続できるように支援する。

基本的な視点【つながりあい】～様々な人が出会い、つながりあえる場づくり～

活動目標④ 多様な資源や人をつなぐ

【現状と課題】

- 地縁組織等だけでは対応しきれない課題も増えており、市内の企業・商工関係、各種協同組合などの資源を活用しながら地域福祉活動への参加へ協力を促し地域住民と一緒に地域づくりしていく必要があります。
- 社会福祉法人は「地域における公益的な取り組み」に関する責務が示され、地域の福祉ニーズ等を踏まえた、多様な地域貢献活動が期待されています。
- 市内の企業でもCSR(企業の社会的責任)への取り組みが始まっています。市社協でも企業とボランティア活動をコーディネートしていくことが求められています。

【策定にあたりいただいた意見】



定年退職後の人が必要とされる職場や地域で活躍できる機会があるといい。

(策定委員会・テーマ別部会)



様々な媒体や工夫を通じていろいろな福祉の情報発信をもっと積極的にしてほしい。

(ウェブアンケート)



NPO法人、企業と連携した社会貢献が必要となる。 (ワーキンググループ)



地域にある福祉施設としての役割を考えていきたい。 (市社協事業推進部門)



福祉事業所と連携した居場所が欲しい。 (地域支え合いプラン策定時)



地域に関心を持ち、誰もが支え手になって、いつまでも活躍できる仕組みが必要。

(市社協地域福祉部門)

活動項目⑦ 社会福祉法人・企業・NPO 法人等の地域貢献活動の推進

一人ひとりができること

- ・地元や身近にある福祉施設や企業の地域貢献活動などに関心をもつ。
- ・フードドライブなど寄付活動の理解を深める。

地域で取り組みたいこと

- ・福祉施設や企業として協力して、地域の強みをいかした福祉への取組を考えてみる。

市社協が取り組むこと

- ・福祉施設や企業等と地域（課題・活動）をつなぎ相互に福祉活動に参画するように意識啓発を図る。
- ・社会福祉法人・企業・NPO 法人等が地域の課題を知る機会をつくる。
- ・企業等が希望する地域貢献活動を実践できるように支援する。

活動項目⑧ 新たな参加を生み出す住民活動の創出

一人ひとりができること

- ・地域や身近な場所での活動に関心を持ち、ボランティア活動に参加してみる。

地域で取り組みたいこと

- ・既存の活動の継続・充実に向けてこれまでの取り組みを振り返る。
- ・いろいろな活動の意見・情報交換を行う。
- ・幅広い年代層に地域でのボランティア活動への参加を呼びかける。

市社協が取り組むこと

- ・様々な技能・能力を持った人が地域でボランティア活動に参加できる機会をつくる。

基本的な視点【支えあい】～身近な地域でお互いに助けあえる関係づくり～

活動目標5 困りごとをみんなで考える

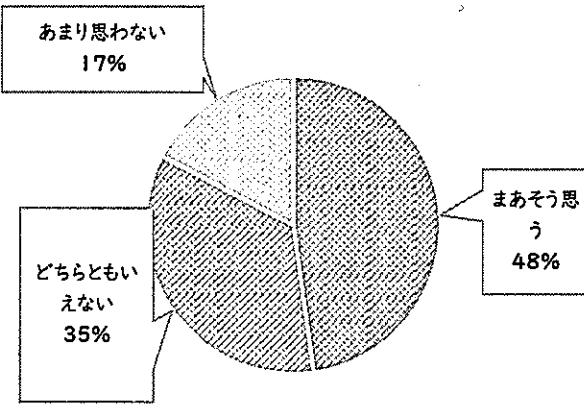
【現状と課題】

- 地域・近隣・家族の関係性の希薄化が社会問題になっており、住民が抱える生活課題が複雑化・多様化しています。
- 各地域では、地域の特性や課題・状況に応じた住民同士の支え合い活動の実践のため、住民座談会での意見やアイデアをふまえ、小地域福祉活動計画『地域支え合いプラン』を作成しました。
- 社会的な孤立を防ぎ、困りごとなどを早期に把握し、専門機関につなげるには住民同士の顔の見える関係づくりが重要です。

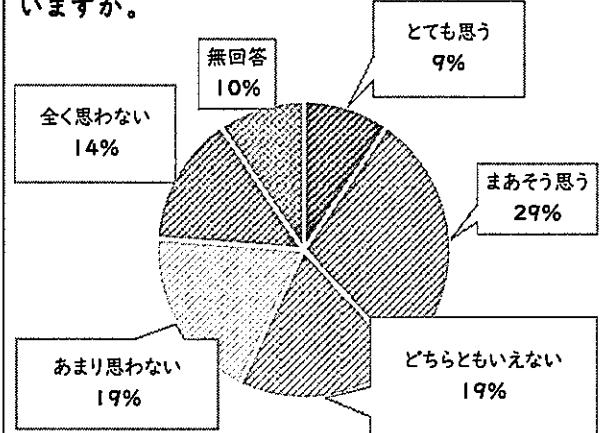
【策定にあたりいただいた意見】

- 住民同士のつながりが希薄化している。
地域のコミュニティが薄れています。（地域支え合いプラン策定時）
- 地域住民と施設との間の交流を進めたい。（市社協職員アンケート）

【鶴岡市社協ウェブアンケートより】
Q. 福祉の活動や住民同士の見守りや支え合いが身近で行われていると思いますか。



【訪問聞き取り調査より】
Q. 福祉の活動や住民同士の見守りや支え合いが身近で行われていると思いますか。



活動項目⑨ 近隣の助けあいを考え、活動を進める

一人ひとりができること

- ・近隣の人たちと積極的にあいさつやコミュニケーションを持つ。
- ・地域の民生委員児童委員を知る。

地域で取り組みたいこと

- ・各地域の小地域福祉活動計画『地域支え合いプラン』に基づいた活動を進める。
- ・地域で出来る助けあいの仕組みをつくる。

市社協が取り組むこと

- ・小地域福祉活動計画『地域支え合いプラン』の推進を支援する。
- ・意見交換を通じて学区・地区社協等との交流を図り、活動の活性化と課題解決への取組を支援する。

活動項目⑩ 困っている人を地域で支える仕組みづくり

一人ひとりができること

- ・不安や悩みを抱えている方に目を向ける。
- ・勇気を出して、自分や家族の困りごとや心配ごとを周りの方に伝える。

地域で取り組みたいこと

- ・困りごとや悩みを話すことができる機会をつくる。
- ・日頃からあいさつや声かけを行い、支援が必要な人や世帯の早期発見ができるよう努める。

市社協が取り組むこと

- ・各地域にある福祉施設が福祉拠点として、住民が困った時に相談することができる。
- ・住民からあがってくる困りごとに対し、情報共有できる場をつくり、住民同士で支えあえる仕組みづくりに取り組む。

基本的な視点【支えあい】～身近な地域でお互いに助けあえる関係づくり～

活動目標6 日頃から関わりあい、助けあう

【現状と課題】

- 支えあいは、自分で努力する「自助」、地域での支え合い「互助・共助」が必要になります。地域やそこに住む人々に关心を持ち、困っている人をみんなで支える意識づくりが重要です。
- 町内会等によっては見守り活動や除雪支援などの独自の支え合い活動を実践し、住民同士の助けあい活動や、サロンや百歳体操などで通いの場をつくり、ふれあう機会や話しやすい雰囲気の場をつくっています。
- 近年は大規模な地震や災害が全国的に起きており、災害発生時には「自分の命は自分で守る」意識が大事ですが、地域には災害時に支援が必要な人も住んでいます。避難の際や公的な支援が届くまでは近隣住民による助けあいが不可欠なことから、平常時から地域の中で話しあい、確認しておく必要があります。

【策定にあたりいただいた意見】



市街地の規模の大きい町内会でも小さいエリアごとに世帯状況を把握できると、平常時の見守りにも災害時の助けあいにも有効だと思う。(策定委員会・テーマ別部会)

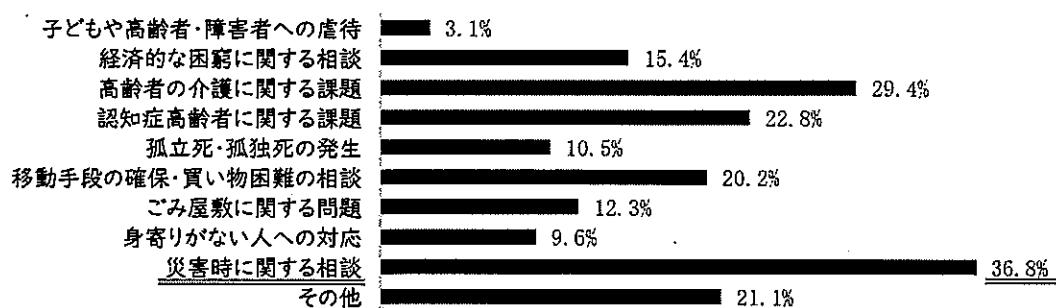


災害時避難行動要支援者の情報が不足している。

(単位自治組織・民生委員アンケート)

【単位自治組織向けアンケートより】

Q. この1年間に関わった事例について



活動項目⑪ 地域の力をいかした支援体制づくり

一人ひとりができること

- ・日頃から隣近所の人を気にかける。

地域で取り組みたいこと

- ・隣近所や友人、ボランティアによる見守りやお手伝い等の互助の支えあいから地域の困りごとに応じた生活支援ができる仕組みをつくる。

市社協が取り組むこと

- ・支援を必要とする人を中心とした隣近所での見守り、支えあいの関係づくりを推進する。
- ・地域の中で気軽に情報共有できる場をつくり、住民同士で支え合えるネットワークづくりを取り組む。
- ・住民からあがってくる個別課題に対して、地域から孤立しないよう関係機関と連携し、迅速に対応できる仕組みをつくる
- ・ICT や SNS を活用した見守り・支えあい活動を検討する。

活動項目⑫ 災害ボランティアの育成、関係団体の連携強化

一人ひとりができること

- ・災害時には被災者を気遣い、被災地域のためにできる活動を行う。
- ・地域避難訓練に積極的に参加する。

地域で取り組みたいこと

- ・平常時から、近隣の子どもやひとり暮らし高齢者、障がいのある方など、災害時や緊急時の要支援者について知っておく。

市社協が取り組むこと

- ・災害ボランティアセンター設置を含む訓練の実施及び危機管理計画に基づいた職員の緊急時における対応訓練を実施する。
- ・災害時、迅速に災害ボランティアセンターの設置運営ができるよう災害対策本部及び関係機関と連携協力を進める。
- ・被災者支援と災害ボランティア活動の体制整備を行う。

基本的な視点【認めあい】～お互いの違いを認めあいその人らしさを大切にする社会づくり～

活動目標7 一人ひとりの暮らしをまもる

【現状と課題】

- 人権や財産などに関する困りごとを抱えた人が早期に適切な対応が行われるよう、成年後見制度、日常生活自立支援事業等の相談窓口をわかりやすく明確にし、相談支援を進めていく必要があります。
- 生活課題の多様化、複雑化が進む中、あらゆる相談に対応するため、相談支援体制の充実や制度の理解促進を図るとともに、地域住民や様々な機関等が連携し潜在的な課題の掘り起こしや、制度の狭間の課題に取り組んでいくことが必要です。
- ひきこもりや認知症などにより、自分から SOS を発信することができない人、社会的に孤立している人や支援を受け入れない人が増えています。そのため、多くの課題を抱え込んでしまったり、地域の中だけでは解決できない課題も出てきています。

【策定中いただいたご意見や、アンケート結果】



今後の生活が心配なケースとして、高齢の両親と、就労せずひきこもりがちな子ども（40代～60代が多い）の世帯が増えたが、地域との交流も希薄で家庭内の状況はあまりわからない。学生時代から不登校で、卒業後も長年家にこもりがちな人もいる。

（単位自治組織・民生委員アンケート）



生活困窮している方が入院し在宅復帰が難しい場合、退院先の施設等を探すのが困難。町内会等でひきこもりや複合的な課題を抱えた方々を支援しようにも、個別の家庭事情によるところが大きく実態の把握が難しい。

（策定委員会・テーマ別部会）



一人暮らしのため、体調を崩したり、高齢になったときのことが不安。

生活困窮者を支援する活動を充実させてほしい。

（訪問聞き取り調査）



企業・NPO法人と連携した自立・就労支援を行っていきたい。

（市社協相談支援部門）

活動項目⑬ 権利擁護体制の普及啓発

一人ひとりができること

- ・その人の意思を尊重し権利を守る。
- ・権利を守る制度について学ぶ。

地域で取り組みたいこと

- ・身近に心配な人がいたら関係機関に相談する。

市社協が取り組むこと

- ・法人後見事業等を通して成年後見制度の普及啓発を行う。
- ・認知症や障がいがあってもその方の意思が尊重され、必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度等が利用できるように支援する。
- ・市の地域福祉計画に掲げられている、権利擁護に関わる総合的な支援機関の設置について行政施策の動向や法人としての方向性などを確認しながら検討を進めます。

活動項目⑭ 制度の狭間にいる人への支援の強化

一人ひとりができること

- ・困ったことがあったら、周りに相談する。

地域で取り組みたいこと

- ・孤立や様々な課題を抱える人や世帯に対して、地域でどのような支援ができるか住民同士で考える機会を設ける。

市社協が取り組むこと

- ・孤立や複合的な課題を抱える人や世帯に寄り添った支援を行う。
- ・生活に困窮している人へ自立に向けた援助や暮らしを守る支援を行う。

基本的な視点【認めあい】～お互いの違いを認めあいその人らしさを大切にする社会づくり～

活動目標8 思いをつなぐ、未来へのチャレンジ

地域住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会の実現のため、本項では市社協が取り組むことに特化して記載しています。

【現状と課題】

- 多くの経験や体験を家庭や学校だけでなく地域でも行っていくことが豊かな自分づくりにつながります。
- 地域住民だけでなく、町内会等役員や福祉関係者の間でも、市社協の役割や取り組みが十分理解されていない状況があり、もっと理解を深めていただく必要があります。
- 地域課題の発見→共有→資源開発の繰り返し、積み重ねを行い、地域住民と共に小地域でのネットワークを構築し「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指します。

【策定中いただいたご意見】



伴走型支援ができる人材の育成が必要。

中学校卒業後の若者への支援が手薄である。子ども、子育て世代、若者への相談支援体制の拡充が必要。
(策定委員会・テーマ別部会)



様々な課題を相談できる総合的な窓口があるとよい。

解決した事例について、どのような問題に、どこと連携して、どういった対応をして解決に結びついたかの事例を共有し、他の対応にいかせるとよい。

(単位自治組織・民生委員アンケート)



複合的な課題に対し、多職種・多機関が共同で関わる場合、その相談を主管する部署をある程度明確にしておく必要がある。但し、そこに負担が集中する状況は避けなければならない。

(専門職向けアンケート調査)



複合的な課題に対応するため、支援者のスキルアップが必要。

支援機関同士の連携を強化し、専門職間の情報の共有化を進める必要がある。

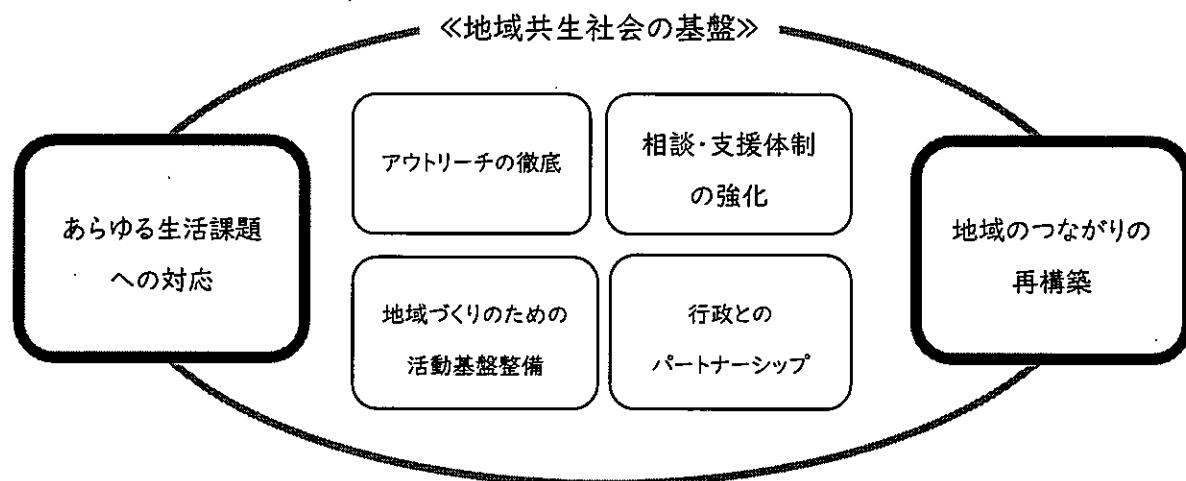
(ワーキンググループ)

活動項目⑯ 子ども・若者の社会参加と活躍の場づくり

市社協が取り組むこと

- ・就業体験を目的としたインターンシップの受け入れ。
- ・福祉実習生の受け入れや地元教育施設との交流。
- ・農福連携などを通したつながりや共に働く機会づくり。
- ・若い世代などにボランティア活動や地域活動へ参加する機会を提供し地域貢献と地域との接点の場づくりを行う。

活動項目⑰ 地域共生社会の実現を目指した基盤づくりのために 市社協が実践すること



市社協が取り組むこと

- ・あらゆる生活課題への対応
- ・地域のつながり再構築

包括的支援体制づくりのため、下記の4点について重点的に取り組んでいきます。

- ・アウトリーチの徹底（地域に出向いて働きかけること）
- ・相談・支援体制の強化（伴走型支援、専門職のスキルアップとネットワーク化）
- ・地域づくりのための活動基盤整備（住民の福祉活動の組織化と活動拠点の整備）
- ・行政とのパートナーシップ（行政と協働した地域福祉推進に向けた計画と評価）

(空白)

第3章

各福祉センターエリアで策定された
「地域支え合いプラン」の概要

地域支え合いプランについて

- 市社協では、旧町村単位に福祉センターを設置し、また旧鶴岡市内では地域住民の福祉推進組織として、21学区・地区社会福祉協議会等が設置され、地域福祉活動を開拓する活動基盤となっています。
- 第3章では、各地域で策定された「地域支え合いプラン」の概要を紹介します。それぞれの活動計画に基づき、5年間福祉活動を推進していきます。

鶴岡地域21学区・地区のプラン

1 学区社会福祉協議会 活動計画	○
	○

2 学区社会福祉協議会 活動計画	○
	○

3 学区社会福祉協議会 活動計画	○
	○

各エリアの地域支え合いプラン

藤島

資料編

(Ⅰ. 各種アンケート調査等の概要)

2. 用語集

用語	解説
あ行	
アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも相談窓口等を訪れることができない個人や家族に対し、家庭や学校、地域の集まりの場等に支援者が向き、関係づくりを行いながら、支援につながるよう積極的に働きかけを行うこと。
ICT	Information and Communication Technology の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけでなくインターネットのような通信技術を利用した産業やサービスの総称。
インターンシップ	学生が一定期間、企業で就業体験を積む制度のこと。
SNS	Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。LINE や Facebook、Twitter などがある。
NPO 法人	Nonprofit Organization の略。特定非営利活動促進法に基づき設立され、保健、医療または福祉活動の増進を図る活動等を通じて、公益の増進に寄与する非営利の活動法人。
か行	
介護職員初任者研修	基本的な介護技術を学べる介護の入門資格。2013 年以前に存在していたホームヘルパー 2 級や介護職員基礎研修といった資格の代わりになる研修。
学区・地区社会福祉協議会	小学校区や決められた地区の単位で、自治会や町内会の代表、民生委員・児童委員、老人クラブの代表などによって、組織されている。それぞれの地域における日常生活上の困りごとや、さまざまな福祉課題について話し合い地域の各種団体や関係機関と連携しながら、地域住民のつながりづくり、支えあいの活動を展開している。
コミュニティソーシャルワーカー	地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組みあわせたりするなど、新しい仕組みづくりのための調整を行う役割を持つ専門職の一つ。市社協では地域福祉ワーカーと称しています。
さ行	
災害ボランティアセンター	主に行政の支持を受けて開設されることが多い。災害時において、被災者の生活を支えるために活動するボランティアの調整役を担う機関。
災害時避難行動要支援者	災害時に自力での避難が難しく、第三者の助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者などを指す。災害対策基本法に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられている。

サロン	地域における集いの場。高齢者や子育て世代に限定したもの、全年齢を対象とした集まりなどがある。参加者同士が交流を深めることで、家に閉じこもりがちな一人暮らしの方などが地域で関わり合いを持ち、孤立を防止する効果などが期待される。
社会的孤立	家族や地域社会との交流が、客観的に見て著しく乏しい状態。
社会福祉協議会	社協と省略されることが多い。民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、それぞれの都道府県、市区町村に設置されており、地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っている。
CSR	Corporate Social Responsibility(企業の社会的責任)の略称。企業が社会や環境と共に存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備をしていくことを目的とし、地域において、生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者。
成年後見制度	認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など、判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組み。 家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」がある。 「法定後見」は判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」があり、また、「任意後見」は、本人の判断能力が十分なうちに、任意後見受任者と契約を結び、判断能力が不十分な状況になったときに備えるもの。
た行	
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

チームアプローチ	福祉とそれに関連する医療や介護などの分野の専門職が、それぞれの知識や技能を駆使しながら利用者の援助に取組むこと。
な行	
日常生活 自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用について援助等を行うもの。主に金銭管理、福祉サービスの調整などを行う。
農福連携	障がい者や高齢者などが農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画をすることや、農業分野での就労を支援する取組み。
は行	
8050 問題	ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に 50 代前後のひきこもりの子どもを 80 代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになる等のリスクを持つ世帯。
福祉教育	教育分野と社会福祉分野が重なりあい、子どもたちの福祉の学びを支援や、地域住民に対して生涯学習の視点を持ち、住民主体の地域福祉を進める情報や学習機会などの提供を行う。
フードドライブ	各家庭にある食べきれない食品などを持ち寄り、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄付する活動。
フードバンク	パッケージ不良や形状が規格外であるなどの理由で品質には問題ないが売り物にならなかった食品を集め、生活困窮者などに配給する活動。

3. 鶴岡市地域福祉活動計画策定の経過

令和2年 5月～7月	◇単位自治組織向けアンケート実施 ・鶴岡市内の町内会長、単位自治組織の長 回答数370名
7月31日	◇第1回策定委員会 ・策定の進め方 ・これまでの計画について ・現在の計画の評価検証について ・「地域福祉・地域包括ケア推進の10のポイント」
8月20日、21日	◇ソーシャルワーカー等へのオンラインヒアリング ・障害者領域4名、児童・子育て領域4名、高齢者領域3名、 生活困窮者領域3名、ケアマネージャー3名
8月～9月	◇民生委員児童委員アンケート ・鶴岡市内の民生委員・児童委員 回答数324名
8月～10月	◇訪問聞き取り調査 ・鶴岡市社会福祉協議会各機関が支援している世帯 回答数21件
9月～10月	◇専門職アンケート ・地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、居宅介護支援事業所、 障害者相談支援事業所、子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター、 地域生活自立支援センター、福祉センター 回答数179名
10月	◇鶴岡市社会福祉協議会職員アンケート ・鶴岡市社会福祉協議会職員 回答数705名
10月～11月	◇ウェブアンケート ・鶴岡市社会福祉協議会ホームページ閲覧者 回答数21名
11月2日	◇第2回策定委員会 ・第1回テーマ別部会
令和3年 1月27日	◇第3回策定委員会 ・第1回テーマ別部会の報告 ・各種アンケート調査の中間報告 ・地域福祉活動計画骨子案の説明・検討
2月22日	◇第4回策定委員会 ・地域福祉活動計画案の説明・検討
3月	地域福祉活動計画策定

4. 鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

氏名	役職名等	備考
石向 美香	鶴岡市介護保険事業者連絡協議会 訪問看護・訪問リハビリテーション事業者部会部会長	
板垣 壮典	鶴岡市民生児童員協議会連合会会长	
伊藤 和美	特定非営利活動法人明日のたね代表理事	
小野寺 寛	鶴岡市コミュニティ組織協議会会长	
金内 弘子	鶴岡市介護保険事業者連絡協議会 居宅支援事業者部会副部会長	
木津 美加子	公募委員	
佐藤 静夫	温海地域自治会会长	
渋谷 俊美	鶴岡地区特養連絡協議会会长	
庄司 敏明	一般社団法人山形県社会福祉士会	副委員長
白幡 康則	自立支援センターふきのとう代表世話人	
須藤 賢三	鶴岡市自主防災組織連絡協議会会长	
瀬尾 忠衛	鶴岡市学区・地区社会福祉協議会連絡委員会委員長	
武田 憲夫	一般社団法人鶴岡地区医師会理事	
難波 玉記	前社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会会长	委員長
廣瀬 大治	特定非営利活動法人つるおかランド・バンク理事長	

(敬称略、五十音順)

(空白※)

5. 鶴岡市地域福祉活動計画策定ワーキンググループ名簿

氏名	役職名等
佐藤 芙紀	藤島福祉センター主事
小林 朋子	羽黒福祉センター係長
鶴巻 祥子	櫛引福祉センター主事
大戸 智博	朝日福祉センター主任
堅岡 真由美	温海福祉センター主査
富樫 高史	地域包括支援センターかたりあい生活支援コーディネーター
小野寺 貴子	地域包括支援センターなえづ副主任
上林 幸美	地域包括支援センターくしひき主事
佐藤 律子	生活支援課長
佐藤 雅希子	生活支援課係長
今野 良一	鶴岡地域生活自立支援センター係長
柏谷 香織	障害者相談支援センター主任
菅原 健史	障害者相談支援センター主任
半澤 活	ボランティアセンター長

6. 助言指導特定非営利活動法人日本地域福祉研究所 講師名簿

氏名	役職名等
宮城 孝	法政大学現代福祉学部コミュニティ学科教授 特定非営利活動法人日本地域福祉研究所 副理事長
張 梦瑤	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所研究員

7. 鶴岡市地域福祉活動計画策定 事務局名簿

氏名	役職名等
佐藤 豊継	事務局長
佐藤 幸美	地域福祉課長
佐藤 律子	生活支援課長
押井 新一	藤島福祉センター長
本間 とし子	羽黒福祉センター長
蓮池 妙子	櫛引福祉センター長
奥山 和行	朝日福祉センター長
本間 さなえ	温海福祉センター長
河崎 有紀	地域福祉課おだがいさま推進係係長
今井 直子	地域福祉課おだがいさま企画係主任
五十嵐 貴明	地域福祉課おだがいさま推進係主任
齋藤 美羽	地域福祉課おだがいさま推進係主事
眞坂 英明	地域福祉課おだがいさま企画係主任

(裏表紙)